

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、会計管理者の欠席届がありました。

8番、目黒仁也君より、欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問事項が複数ある場合には最初に一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問をしていただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

それではよろしく願いいたします。

順番に発言を許可します。

2番、藤田力君の一般質問を許可します。

2番、藤田力君。

[2番 藤田 力君 登壇]

○2番（藤田 力君） それでは、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番目は、豪雨災害の提訴についてでございます。このことについては、昨日、二人の議員が、この関連の質問があり、私の質問もかなり重複するというふうに思います。ただ、町民の関心も高く、重要なことですのでご理解をお願いしたいなというふうに思います。

質問の要旨なんですが、23年7月の豪雨災害をめぐり、昨年7月、催告書に続き、先月22日には、町は損害賠償が提訴されたと。町民166人、三つの事業所。この提訴につい

て、町長はどう受け止めているか。

二つ目が、今後、町はどう対応するのか。町長の考えを問うということでございます。

大きな二つ目なんですけど、町の住宅政策についてお伺いをいたします。私はあの、前回の一般質問で、やはり、少子化というか、そういったことに触れまして、子供の数が大変少ない。で、そういったことに町民の皆さんに関心を持ってもらうために、新生児にミルクを、あるいはオムツを無料で支給して、町民に、なんでこんなこと、町がするのかといったようなことをよく感じてもらいたいと思ったことから、そうした提案をいたしました。今回は、やはり、そうした延長線上で、若者定住を考える時、避けては通れないのが住宅の問題だ。町内には空き家は多いが、若者が住める、あるいは希望する住宅がないというのが実態だろうというふうに思います。で、町内にいる若者は、やはり注目しているのが町の住宅政策でございます。嫌というほどお話しましたが、私は町の住宅政策全般について、大変、私は疑問を持っております。まあ、一つには、昨年、町は多額の予算で解体されました只見の上ノ原の町営住宅の問題。私は今でも、もったいないというふうに思っております。それで、今回触れますのは、定住等促進団地。これ、名前がですね、堂間下地内と、違いました、間違いました、**どうげん下**地内という名前が正式なんだそうです。是非あの、役場のほうでもこの名前を統一されますようお願いしたいと思います。で、26年度事業の予算執行状況と、27年度以降の事業計画について教えていただきたいというふうに思います。

二つ目が、只見の上町にあります、仮称、桜の丘住宅のことを聞きたいと思います。12月5日に町はおしらせばんで公募されました。そこで、まあ、噂によりますと、1戸、一人の申し込みがあったと。で、そこでまあ、現在の空き部屋の賃料。これはどういうふうにされるのか。そして、民間業者との賃貸契約の公表など、議会や担当委員会と、もっともって町は協議しながら進めることが、私は重要じゃないかなと。ちなみに、私がこの契約書を見せてもらったのは、たしか3月10日の経済委員会の席上でございます。それも、私のほうから要求して出していただきました。やはりあの、議会と当局が、そうしたことをもっともってやはり、私も議員の皆さんも、もっともっとスムーズにしたいというふうに考えておりますので、是非こうしたことについては、もっと協議を重ねるとか、そうしたことを併せてお願いしたいなというふうに思います。

まあ、重複した質問が最初で申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 豪雨災害の提訴についてであります。2番議員にお答えいたします。

この件につきましては、昨日、既に7番議員、5番議員のご質問にお答えしたとおりであります。したがって、このような状況に至りましたこと、誠に遺憾ではあります。今後、訴状の内容を十分に精査させていただき、適切かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

住宅政策についてであります。

まず一つ目の、定住促進団地についてであります。26年度に工事を着手し、整地工事を降雪前に完了しております。排水工につきましては資材の調達に時間を要するため27年度に繰り越しをしております。27年度以降の計画につきましては関係する団体との協議を進め、若者定住対策等に結び付く住宅政策の展開が図られるよう検討してまいります。

次に、仮称桜の丘住宅ということについてであります。現在、当町は町営住宅109戸を管理しておりますが、収入基準により共稼ぎ世帯等は該当にならなかったり、居住環境の面で合わなかったり、入居できない事例があることから若年層や子育て世代等の定住化を促進する等、多様なニーズに対応した民間住宅を借り上げる形で供給を図ったところであります。ご質問の12月の公募結果につきましては、1件の申し込みがあり、1件が入居されております。現在の空き部屋となっておる賃料は4月からとしております。なお、4月からは仕事等での異動時期となることから入居者が見込まれると考えております。住宅政策のみならず、議会、担当委員会と協議をいただきながら進めてまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） それではあの、追加の質問をさせていただきます。

町長は今の答弁の中で、この豪雨災害の提訴ということに、誠に遺憾だと。で、昨日の酒井議員、新國議員への答弁では、その後に真摯に対処するというお話がございました。私は正直言いますと、私は残念の一言だというのが、今、災害から特別委員会ができたり、そして、いろんな動きがあった中で、私は何回も質問をさせていただきました。その結果としては、私はこういう形にならざるを得なかったということが、私にとっては、議員として、残念だというふうに申し上げたい。で、その中でまあ、なんでその、そういう残念という言葉に終わっちゃったのかなと。まあ、終わったわけではないですが、今まで過ぎたのかなというふうに思うんですが、今回の9億円の賠償の中で、やはり、県の指導あるいは要綱、そ

うしたものからなんです、動産の災害について何の援助もできなかったということが私はひとつ、自分の中で挙げております。

で、あと二つは、これまた、団体ができて、安全を求める会のほうから、町長に、是非、話し合いをしてほしいということを私が言いつけられまして、町長に直接お話ししましたが、町長はこの件について、断られたと。私は断られた。このこと。

三つ目が、催告ですね。去年の7月から今回の提訴までの約6ヶ月の間、町は当然、顧問弁護士とか、そうした方々と相談されたと思います。で、まあ、今回の、要は損害賠償の相手方と話し合う時間はあったんじゃないかなというふうに私は思うんですが、私が聞く限りでは、そういう対応をされなかったと。そして、今、まったく不名誉なことだというふうに思いますが、町民が町を訴えるという極めて残念な結果が、今、現在進行形で進んでいるというふうに思います。まあ、本当に、聞き難くて申し訳ないんですが、私は自分自身で振り返って、議員としても微力だったなど。まあ、そういうふうに思っております。で、町長も、反省というか、そういうことについて、どういうふうに感じられるのかお聞かせいただければありがたいなど。ただ、公判がありますので、そっちに差し支えるといったような内容については、当然あの、避けていただくんですが、話せる範囲内でお話したいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今日に至ったということに対する状態に対しては、議員も非常に残念だと。それは私も、今日に至った結果に、提訴されたという事態になったということは非常に残念であります。

それで、こういった経過になったひとつの、根本的な考え方として、今、議員は、基金に関しまして、損害賠償及び指導といったようなお言葉を使われましたが、この事態そのものが、昨日も申し上げましたとおり、私の認識とは違っているところでございます。あくまで電力会社が拠出した20億というお金は、損害賠償としてのお金ではなくて、地域の災害復旧からの一日も早い復興のためにお使いいただきたいという意味での拠出金であるということと同時に、そういう性格のものであるから動産には対応できないということを再三再四申し上げてきて、この件につきましては平行線のままきたというふうに私は認識しております。したがって、こういった流れできた結果がこういう、今日に至ったということでございますから、昨日も申し上げたとおり、なかなか、このところの折り合いができなかったと

いうこと。そして、そのことに対してのひとつの統一見解といいますか、こういったことが、被害に遭われた方、もしくはまた当局の立場においての、ひとつの合致点というのが見いだせなかったということに対しては残念だということでございます。

会見申し込みにつきましては、たしかに藤田議員からお話がありましたが、私はそうであるならば、やはり、その住民の代表の方を通して正式に申し込んでいただきたいということで、なにも会見を拒否したとか、そういう意識はございません。

それから催告から半年経ちました。そして司法の場に提訴となれば、あとはその行く末は、もう少し、専門的な立場の中の、ご指導なり、アドバイスいただかなければできませんし、また、その中身につきましては、十分、どういう意味での、そういったことにつきましても、さらなる進展なり、状況の変化の中で、を見つめなければ対応ができなかったというところも事実でございます。したがって、そういった経過の流れで今日あるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、答弁いただきましたが、私が、要は安全な放流を求める会議から町長に、会のほうでというお話をお伝えした。ですから、私は、その会から依頼を受けて、その会の皆さんが町長にお話をしたいということを繋いだというふうに私は思っております。私自身が町長に会見を申込みしたといったものでは一切ございませんし、そうしたメンバーの代表の方から町長に、この頃お話し合いをしたいから、にしゃ行って、喋ってけろと言われて喋ったというふうに私は思っております。その後、まあ、そうしたものを断られたというのは、大変、私としては残念だったなというふうに思っておりますが、まあ、こうしたこと、いくらお話し合いをしても、仕方ないなというふうに思いますが、その点だけは、やはり、そういうふうに、町長、認識されていないんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いろいろこの件につきましては、議員は議員の立場で、一生懸命心配されて、それぞれの立場に立ってお話し合いの中をとられたというふうに理解しております。それに対して、私の取り扱いなり態度は、遺憾なものがあるということについて議員が感じられたということも、今また改めて感じたところであります。こういったところは、多々、いろいろ今振り返れば、又々としておっしゃっていただければ、悪かったかなといったような思いもございますけれども、今日ここに至ったという経過は、全体的には先ほど申し上げ

たとおりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） たしかにこう、我々としては、町民の皆さんが町長に対して、そういうお話し合いをしたいというのを断られたというのは、遺憾とか、そういう表現でなくて、やはり私は残念だったなというふうに思っております。

次に移りますが、3月26日に第1回の公判が若松であるというふうに聞いております。今まで、町長には、私は、26年の6月に、滝ダムが湛水を開始した時、町長は議会に報告されませんでした。私が一般質問で、なんでやらないんだというお話をしたら、今と同じような形で、私はそこまでする必要はなかったっていうか、あなたとは価値観が違うといったような答弁がされました。で、26年9月、7月ですか、時効中断催告も同じ議会で質問をされて、その中身については言えないと。私はあのですね、こうした対応について、極めて残念だなと。で、これからは、26日以降、裁判になると。で、裁判ですから、町長の側では当然言えないことも多々あると思う。しかし、町は議会との必要な共通理解あるいは相互信頼。そうしたものも極めて私は必要に、今でも当然必要ですが、特にやはり必要になるんでないかなと。この必要な相互理解といったようなことについては、議会のほうでも通年議会をやっておりますので、タイムリーに対応できると思うんですが、こうしたことについての取り組みについて、いちいち全部報告しろなんて私は申し上げておりません。最低限度のことはスピーディーに、議会と協議されるような考え方をお持ちかどうか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） その辺はわかっております。昨日も総務課長のほうから話がありましたが、当然あの、今般の事案は、被告の立場に立っての、4社でございますから、いろいろと、報告できること、できないこともあろうかとも思います。ただ、一旦、大事なことであったり、当然、皆さん方と共有しなきゃいけないと思うことは報告も勿論しますし、させていただきます。ただ今般は、本当にあの、第1回の公判が今月の末にあるわけですけれども、今の段階では、中身的にどういうことになっていくのか、我々もその事案がですね、十分つかみきれないところがございますから、こういう事態になったということだけの報告で、今後また、その進展といいますか、そういったところを含めながら、適切に対応するということは、そういうことの意味も含めての答えでありますので、そこはご理解いただきたいなど

いうふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） はい、わかりました。是非、最低でもやっぱり、そういったことがないと、私は困りますというふうに思いますので、是非あの、そうしたことについては念を押しをお願いしておきます。

で、これも、追っかけの話なんです、私は前の議会の全員協議会で、去年の12月の議会終わった日だったと思います。こうしたことについて、全員協議会で議員全員に喋りました。町民が町を訴えている状態。こうしたことは一日も早く解決すべきと思うと。で、今後のいろんな、裁判所からの和解勧告等、町長が、まあ、そうしたことについて、議会と協議したいといったようなときは、私は議会はまとまって、スピーディーに対応したいと、そんなことを私は今、議員の一人として考えているということを全員協議会で議員全員とお話しました。まあ、この点についても、町長どのようにお考えか、一言お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今のところ、法廷というか、司法の場にひとつの課題が出されたわけですから、私としましては先ほど申し上げましたとおり、まだ本当にその中身も、進展も、ほとんどつかみきれないところがございます。したがって、今のご質問に対しては、今の段階ではなかなかコメントできないということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、そうしたことについては、中身もわからないし、進展をつかみきれないというお話がございました。やはりあの、町長、ここまできたからには、この先どうなるんだろうと。やはり、私は、優秀な部下もいらっしゃいますので、やはり、シナリオを何本か描くくらいの、弁護士と、当然、顧問弁護士いらっしゃるでしょうから、そうした方々と、やはり、こういうふうに来たら、こうすると、いったような筋書くらいは何本か描くと。そして、町の対応というのは、やはり町長一人では、到底これ、大変なことだと思いますので、是非、信頼のできる部下と相談しながら、私はその、今まで、今のところ、つかみきれないといったようなことだけでなく、もう一歩進んだ、やっておられると思いますが、もう一歩進んだ対応をされたらどうかなというふうに思います。私への答弁が、この程度に答えておいてということであれば私は安心しますが、答弁どおりだったら、ちょっと私は心配です。というのは、先ほど触れましたが、催告の後ですね、やはり大概の民事訴訟について

は、要は話し合いがもたれるというのが大変多いというふうに聞いております。ですから、その6ヵ月間の間に、やはり、今おっしゃったような対応でなくて、わかんない、わかんないでなくて、やはりこの、今何をすべきかといったようなことを、対応されたらよかったんでないかというのが昨日、新国議員もたしか触れられたと思いますが、私も、やはり、もうちょっと先、先走りは良くないですが、先を見た対応をされたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 私も、こういう立場になろうと夢にも思っておりませんでしたので、いろいろとそれは、職員とも含めながら、十分な協議をしながら、この事態の流れに対して対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） まあ、そういうご答弁であれば、私は、これ、平行線なんで、いくら喋っても時間がありませんので、次の質問に移ります。

この、まあ、定住等促進団地ということ。私はこの案件について、もう、町長とはいやというほど話をしました。で、これですね、私もあの、館ノ川の人とか、いろんな人とお話をしましたが、最終的にはこの、どうげん下という名前が正しい名前だと。町民生活課の簿冊の中にこういう名前があるんだそうです。で、まあ、要は、聞きたいことは、当初、1,400万程度の予算を計上された。で、測量に200万。地ならし工事に1,200万程度使われたということなんです。私としては、再三再四、空き家がこんなにいっぱいある中で、なんでこういったところに、定住等促進団地、要は団地を造るんだということをはじめ、いろんな観点から、8項目くらいの理由を挙げて、このことは私はやめられたほうがいいんでないかということ随分提案申し上げました。町長は、やはりどうしてもやるんだといったようなお話で、逆に私に、あんた、反対ばかりしてるけど、どこがいいんだという話さえもされました。私は、名前出すのがよくないかもしれませんが、目黒写真館から保育所に行く道路の右左とか、あるいは私の家から、壊れてしまいましたが、開発センターに行く左側とか、そんなところをやったらどうですかというお話も私はしました。で、前段が長くなりましたが、27年度以降の計画につきましては、関係する団体との協議を進め、若者定住対策等に結びつく住宅政策の展開を図られるように検討してまいりたいと考えているという答弁です。この関係する団体というのは、私は只見牧野農業利用協同組合かなというふうに

思います。まあ、率直にいいますと、この中の念書が入っていて、町は、公園以外に使う時は協議するという一冊が、飯塚岩夫町長の職印を押された形で進めております。私は、今あの、答弁の中で、おそらく関係する団体というのはこのことかなというふうに思います。このことも、私が、要は予算が計上になってから、町、この場で、そういったこともありますよと、町長わかってんですかという話をしたら、町長は、率直に、わかんなかったというお話をされました。で、たまたま、私も、どういうことか、牧野組合の今、理事をやらせてもらっています。ですから、町が協議とか、すれば、理事会に当然かかります。そうした中で、もし、町は、牧野組合との協議が進むか、進まないか。これで、1,400万もかけた、この計画というのは、ひょっとしたら進む、あるいはストップするというふうに私は推定しているんですが、そんな理解でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） ちょっと前段、お話申し上げます。

住宅政策という大きなところから、私の考え方と、今回のどうげん下に関することを申し上げますが、いろいろと住宅対策ございますが、ここは持ち家政策としての位置付けとして、ひとつの分譲地として造成したいんだというひとつの観点からあの土地を考えたということでございます。

そして、藤田議員とこれまでいろいろ議論してきたのは、条件としての客観性、そこに対する適切な地域であるかどうか、場所であるかどうかということは、それはいろいろ、個個人の評価、主観的なものも含めながら、いろいろなことは、考え方や評価の違いはあったということでございます。

しかし、そういった意味における、単なるあれは一戸建ての、住宅を造っての団地ではなくて、持ち家というような、若者が家を建てたい時に、またはIターンかUターンもあるでしょうけれども、そういった対応ができる場所というのを、今後は町も準備しておくのも、必要性があるという考え方での住宅政策の一環としての分譲地を造成したいということであります。それでいろいろ意見がございましたけれども、それぞれ、こうして今日に至ったのは、たしかに客観的や主観的に、その地域の評価というのは、議員各位も様々持たれたでしょうけれども、議論した結果、一応、予算を通していただいて、推し進めましょうということになって今日まできていると。その道中、今おっしゃいました、牧野組合との関連、または従来、岩夫さんの町長時代からの流れも踏まえて、知らなかったことも、私自身が知らな

かったこともあります。そういったことの指摘を受けながら、その点に関しては、また調査と、それに向けての解決案をそれぞれ、牧野組合とも話し合いながらきているという状況でございますから、そういったことを含めて、ご理解いただきたいなということでございます。そういった流れや、等々、今後の見通しにつきましては、私はあの、理解していただけるように努力もしますし、理解していただける中身ではないのかなというふうに私は、これまでの経過の流れの中での感触としては、私個人としてはそう思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今もおっしゃいましたが、そういうその、牧野組合との協議をするというふうにおっしゃいましたが、昨年、この問題がスタートしてから、私は、その念書のあつことを、この場でもお話ししました。で、担当課長にお聞きしますが、そうした念書について、住宅団地を造るんだという方向で牧野組合と協議されたことはあるでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず、町長答弁されましたように、昭和60年の覚書をわからなかったというのは、誠に申し訳ないというふうに感じております。その時の議員の指摘で、それからの、平成18年もございますが、いろいろ、まあ関係者にあたりまして、出てきたところでございます。協議をしたのかという部分につきましては、まあ何回か協議をしておりますが、今手元にあるのは26年7月4日に、その関係で協議をしまして、当時、昭和60年、特定地区公園事業云々と、俗にいうカントリーパークでございますが、それにつきましても、もう、なかなか難しい状況だと。まあはっきり言えば、それはなくなったに等しいといっても過言ではないというふうに思いますので、それにまあ、と別な方策で整備をしたいんだというのを申し入れてあります。整地に関しましては、ああいう状態で残土処理がなされていて、景観上、良くありませんので、景観を良くすることには異議がないということで進めておりました。そのカントリーパークの関係につきましても、今後も継続して協議を続けていきたいというふうに感じております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） たしか、26年の7月の4日に協議したというふうにお話されました。私も、その会に出席しました。町側は課長ともう一方が出られました。で、その中で、町側がお話になったのは整地ということだけなんです。で、実際問題、牧野組合の中で問題になったのは、この定住等促進団地、なんとかなんとか工事、造成工事かな、こういうその、

町で発注した時に立てる看板がちゃんとありまして、牧野組合の役員の方の何名かは、こんな話じゃなかったということをおっしゃっています。私も、今、課長が後段でお話になった、あそこの整地については、やはり、見ても見苦しいし、整地するのは、私はなんとかお願いしたいなというふうに思っております。ただですね、整地と造成工事では、課長、はっきり言って意味が違うんですが、それはどういうふうに説明されますか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） あの事業につきましては、過疎地域集落再編整備事業、カッコ、云々ということになっておりますけども、まず、今、議員おっしゃられましたようにその、定住促進団地という言葉を出したか・出さないかは、ちょっと今、失念しておりますけども、そういう目的もあるのだよというのは、私は話をしたやに思っております。その前段階での整地は必要ですので、行ったわけでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） それは、私も聞いておりました。うちのメンバーもテープレコーダー録っております。役場も録っておりました。そうした中ですが、たしかにそういう意味合いに近いことはお話されたように私は記憶しております。ただですね、課長あの、実際その、あの工事看板は、はっきり、なんとか造成工事だったんですよね。それとの、その整地との違いは、私はやはり、なんか、牧野組合のほうにきちんと説明していただかないと、やはり、ね、牧野もお願いしたいこといっぱいある。町も牧野の土地を買収したいという意向はその会でお話された。ですから、こうしたものには、是非あの、なんていうか、私もあの、牧野の一員として、是非あの、話まとめたいときはまとめますから、まとめるように努力しますから、是非ですね、なんていうか、そのあたりをはっきりして、今までのことはリセットするならするで、私いいと思いますので、是非あの、その、造成工事という看板を立てて、町内の大手の土建屋さんがきて、ダンプはなかったか、ユンボ何台も入れて、整地された。その工事看板が、造成工事ですから、整地工事となっていれば、我々も、ああ、そうか、あの時、課長が説明したことかなというふうに思うんですが、もう一回お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 名前の件で大変申し訳なく思っております。昭和60年の覚書。その、出てくる前に、定住団地の整備ということで総務省からの補助をいただいておりますので、名前に関しましては如何ともし難いというような状況でございました。今議員お

っしゃいましたように、その目的に沿った説明を丁寧にいたしまして進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 名前の件で申し訳なく思っていますという答弁でした。私は、先ほどの、町長は遺憾、私は残念。私はこの名前の件でということは、本当は納得したくありません。名前というのは私は全てじゃないかなというふうに思います。ただ、時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

町はお知らせばんで、桜の丘住宅、仮称。今も仮称ですよ。で、こうしたことを始められたと。これは、やはり、お知らせばんで、12月の5日の日にされたと。募集されたと。で、その時、公募されたのは6戸です。で、配られた町の予算見ますと、支出も8戸になっている。ということは、7万円かける8戸。56万。かける12で672万と。この2戸の違いは、課長、どういったことですか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 12月5日発行のお知らせばん、今、手元にございますが、募集する部屋としましては8戸というふうになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） すみません。それでは私、間違っただのかなというふうに思います。私も今、12月5日の、発行のお知らせばんを見ますと、間違っただ、こっち間違っただ、お知らせばん間違っただ、にし、もう一回。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 申し訳ありません。間違いました。12月5日、6戸でございます。2戸につきましては、若干の、内部の機材につきまして不具合がございますので、6戸というふうにいたしました。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 数字が合って大変良かったなというふうに思いますが、ただ、町の、先ほど説明あった109戸の町営住宅。ひとつはこれ、私はあの、住宅の経営じゃないかなと。町で、やはり、やむを得なくて建てられたといったようなことも多々あろうかなというふうに思いますが、私はあの、平時は、平常自体は、私は経営じゃないかなというふうに思っております。新町のバス会社跡に造られた住宅。これは何戸部屋があり、何世帯分部屋が

あつて、今、何世帯入っておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 新町の定住促進住宅のことでございますが、6部屋ございます。そこで今、5部屋が入っておられます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 民間では、やはり、空けば、一部屋でも、業者に、要は不動産業者にお金を払って、一部屋でも、一日でも早く入ってもらいたいということをしないと、こうしたものの経営は容易でないというふうに思います。今、課長がおっしゃったように、定住住宅が6戸あるのに5戸しか入っていないと。私は当初、町のほうで説明されたように、農業とか、そういったことで只見に来られた方のために、私は一つくらいは置かなきゃならないといったような話も、私は、なるほどなというふうに理解はしました。でも、今までそうしたことで入られたといったような話も聞きません。いろんな方々が入っておられることは十分承知しておりますが、ですから、私はあの、なんていいますか、もっともっとハングリーに、こうしたものについては、お金をあげて、いろんな面でお金が足りない話は昨日、随分ありました。私は経営という観点で、こうした町営住宅を取り組んでいただきたいなというふうに思います。どうでしょう、課長。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 経営の面で申し上げますと、おっしゃるように、全て、すぐ満杯にするというのが一番理想的ではございますが、しかし、行政目的がございまして、就農者、只見町に来られた方、来られる方。その方がいつ発生するかは、なかなかつかみきれないところもございまして、そういう方々のために用意するんだと、してあるのだという町のそのイメージ的なものもございまして、無駄と言われますと、なかなか厳しい面もございまして、それが行政目的だということもございまして、理解をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） あとあの、昨日、一昨日ですか、契約書いただきましたが、これ、契約書、私ずっと、裏から表まで、よく見せてもらいましたが、一つだけ、確認のために伺っておきます。この契約書の条項の中に、アパートを退去する時に、退去時のハウスクリーニングは、甲、つまり、この業者さんが持つというふうには書いてありますが、私はあの、こう

した業界、ちらっと知ってるんですが、こうしたことは初めてですが、これは間違いないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 退去時につきましては、退去される方が、清掃等に行っていたきたい、いただくのが筋でございますが、しかし、その、高窓とか、そういう細かいところがなかなかできないところもございますので、次入られる方が気持ちよく入られますように、特別ではございませんが、この甲の会社のほうにはお願いをしてあります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 高いところとか、そういったことは、やはりあの、そういうことも必要な、なんて思うんですが、常識的に考えて、こういうところに書くというのは、私は入居者がやるというふうに私は理解しておりますが、細かいことなんで、先いきます。

で、この賃貸アパートをこれからは、町は、もうこういう形にするんだと、町営住宅は、暫時、だめになったものは解体して、こういう形をこれから取り組むんだというふうに、まあ、委員会等で課長はおっしゃってますが、町長も、そのようなお考えでおられるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 従来の、今管理している住宅につきましては、だいぶ老朽化及び、いろんな方々の入居者の条件もあって、非常に使い勝手の悪い、現代にはちょっと合わない面も出てきております。そういったものに対しては柔軟に、考え方をですね、柔軟にやっぱり対応していかなくちゃいけないなというふうに思っております。ただ、今現在、非常にやはりあの、少子化とはいえども、人口減少といえども、住宅対策をしなくちゃいけないのもまた現状でありまして、賃貸住宅、残念ながら、只見町は、民間のですね、アパートなり、賃貸住宅があれば、我々行政がこれまで、今、議員が言われたように、経営的な感覚からするならば、そこまで本当は我々、手を出さなくてもすむならば、いいなと思いつつも、それがないからこそ、こうして行政がやらざるを得ないという一面もあるという中で、需要と供給を考えると、当面、やはり賃貸住宅の整備は必要だというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） まあ当面、賃貸住宅を、町は一括借上げして対応するというふうにお話になったと思いますが、やはりあの、この前、最初にこの説明があった時に、議員の方か

ら、なんでそういうのを民間に先喋んねえだといったような、野次といいますか、不規則発言といいますか、ございました。そんな中で、私は、なんていいますか、予算書を見せてもらえば、月7万、町はこの業者さんにお金を払うと。そして、前に私は確認しましたが、例えばアパートですから、転勤とか、そういったところで必ず、早くいっても1ヶ月か2ヶ月は空いてしまう。そういう時どうすんだという話をしましたら、それは、もう借上住宅だから、町でもちますと。で、この状況ですと、集金も町でやられるというふうに、一括してこう、払うわけですから、町はその集金業務もされると。空いた部屋の募集もおしらせばんでやられると。そんなことならですね、さっきの不規則発言の人の延長線上をとれば、私はあの、町内の業者さんもやりたいという人が出ないとも限らないというふうに思うんですが、今後その、計画されるときに、そうしたことに、町長あの、配慮されますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） そういったことは可能性があるかと。そういったことができれば、また良いなという思いもあります。ただ、我々の目的は、本来ならば、民間の方は需要と供給をみてですね、ボンボンボンボンとやっていただくのが、本来、民間のスピードであり、経営的な事業の展開かなというふうに思いますし、そういう動きがあった時に、初めてそこにパンと、今回のような、コラボができれば、尚一層良いななんてことは個人的には思っております。ただ、行政としては、必要なものを、やらなきゃいけないということの流れの中で選択してやっていくという、ひとつの最大の目標はそこにあるわけでありますから、それに対しての手法として、手段として、良いことがそれぞれ、話し合いの場で、見つかるなり、提案がされれば、それは採用していくと、いうことだろうというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 大変ですね、あの、なんていいますか、業者から見れば、大変、使い勝手の良いというか、投資効果の間違ひなく上がる手法かなというふうに思っております。私も、是非あの、そうしたことが民間から立ち上がるということを思いますと、大変まあ、そうした活力があればいいなというふうには、一方では今、町長の話聞いて思いますが、ただ、こうした形でスタートしているものと、大変これはやはり、前例になって、これからもいろんな議論があろうかなというふうに思います。

最後に、ちょっと、総合政策課長に伺いたいんですが、町は、毎年、こういう形で672万円というものは、もうその業者に払わなきゃならないと。おそらく。いろんな理由はある

うとも、もう、毎年こうしたものが継続して、こういう債務が発生するというふうに思いますが、手法上、広報ただみを作るのに175万かかる。それも債務負担行為という議決を経てやらなきゃならないと。ゆんべ、見てみましたら、そういうふうになってるんですが、こういう件について、債務負担行為の議決とか、そういうものは、課長、必要ないんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 基本的には、単年度単年度で予算を提案して可決していただく方法と、今、議員おっしゃるように、債務負担行為の議決をいただいて、予算を提案する方法と二通りあるかと思います。

またあの、今ご質問のこととは違いますが、さっきのこともちよっと、私も喋らせてもらいたいんですが、今回はそういう借上住宅ということでやっていますが、従来は町が直接やっていたと。どうしてもあの、特公賃という住宅の比較を言ったことありますが、残念ながら、約3割ほど、民間のほうが安かったという試算結果があったということです。ですから、それはあの、ずっと固定したものではないと思いますので、いろんな改善を図っていった時に、今回はこういうふうにしましたし、先ほど町長も、そういった民間活力を促す意味でも、そういった手法は当然可能性があるということを申し述べましたが、その点は、それ一辺倒じゃなくて、やっぱり直営でやるのも、これから比較検討の中で、予断なく、その選択肢のひとつとして考えて、適宜、議会の皆様にご相談させていただきながら、より効果的で、行政の節減に努められて、またあの、住民、地域の地産地消といいますか、地域に循環できるような地域経済の仕組みも含めまして、その辺は検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、総合政策課長から、大変私は、素晴らしい答弁だなと、そこまで答弁していただいて、本当に良かったなというふうに思います。

で、ついでになんて言えばなんですが、総合政策課長にお伺いしたいんですが、今回のこの民間賃貸住宅。これ、やはりあの、なんていいますか、我々も、ぼうっとしていたなんて言えば、語弊あるんですが、我々も、こうしたものを、急に町が出してくると、想定外でした。で、今までの、私がおちょおちょ言いましたんで、一連の流れを、総合政策課長は全部ご存じだと思います。そうした中で、こういう、なんていいますか、行政としての取り組み

が一番良いのか。あるいは、多少なりとも、今日に至るまでの間、反省とか、こうすればよかったとか、そういったことがもしおありでしたら、最後になりました。お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 一番あの、発端は、只見町の介護というところからスタートしています。といいますのは、従来、長浜唱地区に診療所、介護老健施設、特別養護老人ホーム、福祉協議会、訪問看護ステーションということで、福祉の里ということで、朝日地区にそういった関連施設をまとめ、前町長、当時、そういった考え方に沿ってやってまいりましたが、やはりあの、昨日も、いろいろ、ご提言ありますが、広い地域ですから、その後、どういった展開があったかといいますと、小林地区、いわゆる明和地区に、認知症対応型のグループホーム、最初は1ユニット、9人しかできませんでした。その後、介護保険の計画を見直し、議決いただいて、今は2ユニットですから、18人の方が明和地区には認知症対応型のグループホームができた。そうなってくると、介護施設がないのは只見地区ということになります。ということで適地を探して、探されて只見地区。そこは小規模多機能です。そしてデイサービスもできます。あとは緊急の場合、泊りもできる。いろんな機能を備えているのが、小規模で且つ多機能な施設だということで、介護保険制度の改正がありましたから、それを全て町で賄うのは、様々な意味で容易でない。ですから、朝日地区は社会福祉法人南会津会にお願いしたり、町の訪問看護ステーション等は、診療所は町の直営ですが、あと明和地区がその会社のほうで、同じくその会社が只見地区に介護施設を造られたということで、数の差はだいぶありますけど、只見・朝日・明和に、それぞれに類型は、形は違いますが、介護施設が整ったということがあります。そのうえで、前、藤田議員もおっしゃいましたが、薬屋がないというお話、過去にもありました。朝日地区はありますけども、診療所と連動していますので、土日が、とか、店が開いてません。そこ、不都合がある。そういったこともありまして、只見地区につきましては、Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種の課題ありますから、最初からⅠ種・Ⅱ種扱えるかはどうかは、正直わかりませんが、只見地区についても、その小規模多機能の施設の近くに、そういった薬が、土日でも販売できるようなものを是非欲しいということで、それは町長がお願いしてまいりました。そういったことと併せて、スタッフのための住宅を造るという話がありました。スタッフについての住宅を造るのであれば、やっぱり町としても直接建てるよりも、その当時の試算としては、3割ほど安いという試算が当時ありましたから、造っていただくときに、町の分という言い方が適切かどうかわかりませんが、そうい

ったのを造って、そこを町が借りたほうが合理的だという判断から、そのようなことでありますので、それはさっき環境整備課長が説明したとおりです。そこに、現在見ていただくとわかりますが、少しワンコーナーで菓置いてもらえるような、そういった設計にもなっています。過去には町内の町民の方が、そういった町の住宅、施設を憂いられまして、町のほうにそういった提案をなされたという経過も十分承知しています。当時は車庫の問題とか様々ありまして、なかなか町のほうとの合意に至らなかったという、まあ、我々の先輩方から聞いた話ですが、現実には至らなかったと。ですが、当時としてはそういった判断もあったと思いますが、これからはそういったことも含めて予断なく、検討させていただいて、また直営も含めまして、その辺は皆さんに、どうしてその経過がこんなふうになったんだということを、また後々言われることのないように、適宜、説明をさせていただきながら、住宅の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間60分になりました。

これで、2番、藤田力君の一般質問は終了いたしました。

続いて、11番、鈴木征君の一般質問を許可します。

11番、鈴木征君。

〔11番 鈴木 征君 登壇〕

○11番（鈴木 征君） 通告に基づきまして、一般質問を2点ほど申し上げます。

1点目として、国道289号八十里越の早期開通に向けた具体的な取り組みについてであります。八十里峠は昭和45年に国道として認定されており、長期に亘って工事を行っているところでありますが、町民は一日も早く開通を待ち望んでおります。工事の進捗状況と今後の開通の見通し及び取り組みについてをお尋ねいたします。

2点目として、雪まつりのおもてなし対応についてであります。伝統行事である雪まつりは、まさに自然との共存事業であり、ユネスコエコパーク認定の一つを成すものであり、今年で第43回を迎え、年々盛大となり喜ばしい限りであるが、雪の中、遠くから来られた来賓に対するおもてなしが不十分と考える。開会式には町幹部職員などが列を成し、来賓の皆様に対しておもてなしの言葉をかける場をつくるべきであろうと思いますが、町長はどのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 鈴木議員にお答えいたしてまいります。

八十里越の早期開通に向けた取り組みに対するご質問でございますが、国道289号は新潟市を起点とし、いわき市に至る304キロの道路であり、ふくしま道づくりプランでも広域的な連携・交流を支え、県土の活力を高める6本の道路軸のうち南部軸として重点的に整備を推進する幹線道路に位置づけられております。ご質問の八十里越区間は延長20.8キロであり、工事中であることから、いまだ交通不能区間となっております。そのうち、国土交通省の直轄工事区間の県境トンネルが平成24年に概成したことにより、三条市、只見町での地域間交流が活発となっております。様々な機会をとらえ、歴史や整備の必要性を学ぶとともに、工事現場の土木技術を視察しながら、開通後の効果、利便性を実感してもらい、開通に向けた地域間交流の促進を図っております。さらに、この区間の整備を促進するため、国道289号の沿線市町村が連携し関係機関に早期開通を要望しております。また、早期の道路整備効果を発現するために、全線完成前に主要なトンネルや橋の完成後は、一部工事用道路を利用しての一般車両が通行できる暫定的利用を可能とするよう、国及び両県に働き掛けをいたしております。

次に、雪まつりのおもてなし対応についてであります。只見ふるさとの雪まつりは今年で43回を迎え、地域を代表する冬のイベントとして町内はもとより県内外からも多くの観光客が訪れるイベントに成長いたしました。今回の雪まつり来場者数は昨年を5,000人上回る2万8,000人を記録し、豪雪で塞ぎがちな地域に楽しさと大きな活力を与えることができたものと思います。これもひとえに町民をはじめ、議員各位の雪まつりへのご理解とご協力によるものと改めまして感謝いたすところであります。ご質問の雪まつりのおもてなしについては大変に重要な点であり、観光客へのおもてなしの心は勿論ですが、雪のなか各方面からお出でいただいた来賓の皆さまにも、おもてなしや感謝の気持ちが伝わるような対応に努め、来賓をはじめ来場者の皆さまに、より好印象を与えられるような雪まつりとなるよう心掛けイベントを運営して努めてまいります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 再質問する前に申し上げたいんですけども、今3月会議は議長を除く11名の一般質問の通告がありました。昨日、6名が登壇に立って、質問内容といい、素晴らしい一問一答方式であったなど。私は23年目でありますけれども、18名の定数の中

でも10名以上の質問通告した時はありませんでした。記憶にございませんでした。しかし、この一般質問を聞いており、私、一議員として感動いたしました。これは非常に、一答一問が位置付かったなど。それと、よく質問内容も精査されて、追求するところは追求しているというふうに私は受け止めて、私のこれからの再質問については、289号、そして雪まつりも、歴史のあるこの2点でございます。私は一般質問は、離陸はするが着陸が下手だと、先輩職員、議員からも言われて今日に至っております。私はこの、一答一問方式を昨日までされてきたし、今、2番議員の藤田君も一答一問でやっておりましたので、昨夜いろいろと準備をしてまいりましたけれども、はたしてそれなりの力量があるのかなというふうに思っております。

それではあの、再質問をいたします。まあ、昔話が多いのかもわかりませんが、まあ、居眠りする人は眠っていて結構でございますので、聞いていただければありがたいなど。肩の荷を、肩張らさない程度に、聞いていただければなというふうに思います。

国道289号八十里峠は、町長の答弁にもございましたように、国道289号は昭和45年に国道として認定され、新潟県の新潟市を起点として、福島県はいわき市に至るまで、日本海から太平洋に至るまでの路線でございます。このうち新潟県三条市、旧下田村からは、福島県只見に至るまでの県境部分が八十里越であり、しかし、実際は8里しかないのを、あまりにも険しい道であるので、1里を10里として、実際は八十里ないのが八十里峠といっておられるわけであります。古来、八十里峠と呼ばれているこの道路は歴史があるわけでありすけれども、歴史を語れば1時間で終わりませんので、質問に入りますが、現在も県境部分で20.8キロ、一般通行不能なところがあるわけであります。国土交通省、福島県、新潟県では、交通不能期間として解消を目的に289号線の改良を進めておりますが、この地域はご承知のように、日本有数の豪雪地帯であり、工事が冬期間できなくて、半年しかできないこの工事現場であるわけであります。そこで、私は昨年10月29日、県・国、そして三条市、只見町の合同の同盟の総会の席上で申し上げました。国交省の説明では70パーセントがもう進捗をしていると。そこで私は、あとの30パーセントは何があるのかと。まあ、大きな長いトンネルがありましようけれども、そこで只見町にとっては、八十里の完成は医療・経済・文化など、今後、生活するうえで貢献度は計り知れない効果をもたらすものと私は思っております。福島県東日本大震災、あるいは新潟県の中越地震の大きな事故が起きました。そうした事故が発生したならば、真っ先に命を守る道路になるのではないかな

ということで、完成に向かって、今後しっかりと取り組んでいただくには、やはり、この同盟の中の話し合いではなくて、三条市、そして只見町議会と、中央あるいは霞ヶ関、永田町でも行きますよという発言を申し上げましたけれども、まあ、町としては、首長、町長と議長が機会あるごとに、この同盟以外の陳情・要望活動をされておると思います。

そこで、一答一問方式にしたいんだけれども、これはまあ、町長にお聞きしたいんだけれども、町長は、考えますよと、検討しますよということでなく、私、四つの質問。質問には追求型と提案型ございますけれども、これは提案型になろうかなというふうに私なりに理解をしております。

そこで、町長にお尋ねしますが、それとまあ、町長、説明足りない部分は建設あるいは総括、政策、それから観光課長などの答弁もいただきたいなというふうに思っておりますので、私の質問をメモをしながら聞いていただければなというふうに思います。地方創生を国が打ち出した中で、地方へ人を集める、集中させる道として、より289号線の道路は、まさに重要性は増してきたと私は思います。

そこで4点の質問をするわけでありますが、今、国会は東京一極集中から地方に、人を、流れをつくる地方創生が旗揚げされました。新しいことを興すよということでありますが、八十里峠の早期開通は、まさにその意味においても重要な路線であるということは確かであり、どう町長は受け止めて取り組まれるのかお尋ねいたします。

二つ目として、昨日も新しい町の総合計画の質問があったが、当然、次の計画は289号の開通を大きく視野に入れたものと、今までより具体的に政策を明記する必要性がある。どのような政策分野を、あるいは範囲を、区分を考えておられるのか。町長の想定される範囲でお聞きしたいなというふうに思います。

三つ目として、課題は交通人口、停留をどうさせるか。開通することによって、地元の消費が停滞し、あるいは商工業が衰退するようでは困るわけでありますが、プラス面だけではないでしょう。この対策は事前に、やはり289号線においては、三条市長、國定さんと目黒町長での話し合いが必要であろうというふうに思いますが、この27年以内、総会の前に、こうした話し合いの場を設ける気持ちを持っておられるのか。検討でなく、取り組みの姿勢を示していただきたいなというふうに思います。

四つ目として、ものづくりの町と自然環境豊かな町が道路で結ばれることになると、観光だけでなく、大きな視点での連携は将来何ができるか、広い視野での、今から検討する気で

取り組むべきであろうなど。

この4点を申し上げますが、町長の取り組みの姿勢をお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 四つということに分けて今ご質問いただきましたが、それぞれ、相互に関連している質問といたしますか、テーマであろうかなというふうに受け止めて聞いておりました。まさしく議員と同じ、これからの八十里越地点の開通に伴う289の開通はですね、只見町にとって、只見町ばかりではなくて、この奥会津地方にとって、大きなインパクトを与える只見の姿を、経済圏、社会生活圏も変えるぐらいの大きなインパクトのある道路であるという認識をいたしております。したがって、そういった意味において、一生懸命、今、三条市との連携も深めながら、これまで取り組んでまいりましたし、先般も5号橋梁から、6号・7号トンネルが開通というか、完成したらば、それを踏まえうえでの一般車両も暫定活用、暫定利用ができるようなことを国や県に、両県にも申し入れたところでございます。今、9号トンネルが開通して、それぞれ物理的には繋がりましたから、年に4回、それぞれ三条市、市民それから只見町の町民も夏・秋の、商工関係の方々を中心とした交流事業や、そして、子供達の交流。それから高校生の自転車による日本海・太平洋の走破といったような、いろいろなイベントを企画しながら、国のほうに、中央のほうに、尚一層、この地元の289開通を願う想いを届けるため、いろいろとやってきているところでございます。今しかし、そうは言いましても、大事なことは、今後、開通した後の、今、議員がおっしゃいましたように、ひとつは大きな、経済圏や医療圏、生活圏の観点が変わってくるわけですが、一方ではまた、いろいろとこういった道路改良というのは、地域の力の差によっては空洞化というようなことも懸念される点も、縷々、これまでもいろいろ指摘されてきた観点でございますから、今そこを只見町がどういう地域づくりと魅力ある地域をしていくかということが、昨日らい、いろいろ、一般質問でご質問を受けた形の中の事業や政策を展開していくということだろうと、いうふうに思っております。

三条市は議員もおっしゃいましたように、非常にもものづくりの、全国的にも、海外輸出もできるだけの高度の技術を持ったものづくりの町でありますし、只見町も自然首都をうたった以上は、全国に名を馳せるだけの、またユネスコエコパーク登録といった形で、自然と共存するその暮らしのあり方や産業のあり方等々をもって、対外的にきちんとした位置付けをしていこうと、いかなきゃいけないというふうに思っております。

この289の位置付けは、私は絶対的に申し上げます。あとはいろいろなことは、環境整備課長もしくは観光課長が申し上げますが、非常に大きなインパクトだという認識は、只見町は非常に今、地理的には交通網においては非常に弱い立場でございます。JR只見線も今しかり、こういった雪が降れば止まっている状況でありますし、不通区間、只見川口間も止まっておりますが、まずもって、252と、それから289があつて、今、一方ではこの289が開通しますとですね、奥会津地方、いわゆる我々五町村、電源流域もありますけれども、五町村特に、いろんな、地理的、自然的、そして且つ風土的には、いろいろ地域おこしは連携して、この只見川沿線町村と連携してやっております。一方では行政区としては南会津郡としての四町村と連携して広域連携の中でいろんな取り組みをしております。今度そこに289が開通しますと、三条市が改めて、若松圏とは違った経済圏域として只見町に近間になってまいります。すると、今まで只見町が、袋小路的な地点にあつたものが、実は昔言われていた、古代ローマは世界に通ずるという言葉がありました。それはちっちゃな城壁に囲まれた古代ローマにですね、ヨーロッパ大陸からいろんな道路が集中して入ってきたと。今度これが開通しますと、只見町は逆に交通の不便な弱者の地域から、この252と六十里越も含め、289そして252、そして関東近県に繋がる一連の289という意味では、非常に今度は只見が、ひとつ只見という、今度、位置付けは、非常に奥座敷という、奥座敷というその価値を、エコパークの関連事業なり、いろいろこの只見町の自然を活かした取り組みを取りながら、魅力ある地域にしていかなきゃ、逆に廃れるという危険性もありますので、そういったことを念頭に置いて取り組んでいかなきゃいけないなというふうに思っております。

289は本当にあの、これからの観光交流につきましては、日本海ばかりではなくて、その海の向こうのアジアの大陸もあるわけですから、そういう意味においては、なんとしても悲願が一日も早く成就することを願って、それに向けた、三条市長も含め、三条市民の方々とも、さらに、限られた、まだチャンスしかありませんから、いろんな交流を、六十里越を通しながらも、夏場は六十里越を通しながらも、いろんな企画・イベントを通しながら、三条市とのさらなる交流の密着を図っていけるものというふうに思っておりますし、六十里越を通しては魚沼市とも尚一層の連携を深めることも大事だというふうに思っております。

そういう大きな道路だということを念頭に置いて、議員の方々とも、やはり議員、三条市の市議会の議員の皆さんと、只見町の議員も皆さんとも、大きな信頼関係と人間関係を続い

ていくような、そういったチャンスをつくっていかなきゃいけないし、また一緒になって国のほうに働きかけていくことも、尚一層努力してまいりますし、そういう想いをこめてですね、総対的に私は申し上げました。

以上は、残り、尚、議員がまだお聞きになりたいことはあれば、それはあとは担当課のほうで、とりあえず考えているようなことは申し上げさせますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 289号の方向性、開通に向けたもの、開通後の方向性につきましては、町長申し上げました。

今ほどの3点目の、三条市長と話し合う場を設けろという部分につきましては、4月15日に、福島県知事へ、整備促進、特に暫定利用につきまして、三条市長及び只見町長が福島県に参って要望をする予定になっております。もう、現在、三条市の秘書課と連絡を取り合ひまして、4月15日は三条市長、一日空けていただいております。只見町長も一日空けておいていただけるということになりましたので、あと福島県知事が今は空けてあるということですが、いろいろな、急なことが入ればまた別ですけども、実現するのではないかというふうに考えております。同盟会につきましても、三条市と只見町の交互にやっております同盟会の総会は、今年は只見町ですので、今、7月29日を予定しておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光商工課のほうから関連するお答えをさせていただきたいというふうに思います。

この八十里越の開通によりまして、おそらく多くの人が入ってくるものというふうを考えておりますし、また人の流れも、この北陸からの流れということで、また変わった人の流れになるかと思っております。また加えまして、その経済面での流れも変わってくるかというふうに思います。この経済交流。それから観光商業交流。これにつきましても、今、只見町ならではの、やはり、おもてなしだったり、観光の受け入れ、そういったものを模索をし、この、今までは町の施設でありました季の郷湯ら里であったり、それから保養センターであったり、こういった観光施設に加えて、今後、やはり只見町の魅力である田子倉湖、それから民間の宿泊飲食。そういったものも観光受け入れを、環境を整えて迎えたいなというふうに進めたいというふうに考えてございます。尚、やはりあの、一番大きなものは、八十里越が開通することによって、その新たな観光の素材として八十里の新道と、さらには、幸いにも

古道が残ります。そういった古道の活用。これが観光の面で大きく、光を浴びてくるのかなというふうに考えておりますので、六十里越と並行しながら、八十里越の観光の魅力を高め、交流人口を増やしていく。そういった取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

それからあの、経済交流につきましては、現在も町の商工会も通じまして様々に交流を深めながら、その模索をしているところでありますので、今後連携しながら、経済交流、具体的な経済交流についても進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 町長も、担当課長も、大変歯切れの良いような説明をされましたけれども、開通になってからでは遅いんですよ。開通前、つまり受け皿を、今からしっかりと取り組んでもらいたいなど。私はこの質問に対して別に、構想をもって質問をするわけではなくて、言い換えれば提案の質問かなというふうに思うんで、是非ともこの289号線は只見町にとって、本当に、命の道路になろうかと。将来に向かって。是非とも取り組んでほしいなというふうに思います。この289号線については、整備課長は、本当に一番長く、係長の頃から携わっておられ、まあ私とも20数年もお付き合いしているわけですが、担当課長にこの289号線について、何点か、一答一問、一問一答方式で、お尋ねしますので。

まず開通に向けた具体的な取り組みは、どんなことをしていくのかなど。三条市についても、併せて、わかる範囲で結構ですが、三条市と只見町はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 先ほどの答弁でもありましたが、様々な交流、活発になっておるといってございまして、両市町の、市と町の、バスツアー、商工会を通じた交流事業。そして只見高校生の自転車。これはもう何度もやっております。去年は、三条市と只見と3小学生の、小学生、4年生、10歳のタイムカプセルを8号トンネルで埋める事業をやりました。そこでは、二十歳になったらどんなになっているんだろうなという手紙を入れております。その子供達が自動車の免許をとって、自分らで初めて越えられるというような子供の年齢を選んでおります。そういう事業も着々と進めております。三条市におきましては、観光と連携した事業の効果をみるために、体感ツアーというものをやっております、30

何回ほど、バスが行ったり来たりをしておるといふような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 工事の進捗状況は70パーセントということを知っておるわけですが、今年は289号線の八十里については、国も、多く、例年よりも予算付いたという報道も聞いておりますので、どうかこの、残っている30パーセントの大きな事業というか、金のかかるあな、1・2点、お知らせいただければなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 20.8キロのうち、先ほど議員おっしゃいました国土交通省の直轄区間11.8キロございますが、新潟県側は1.2キロ。これはほぼ完成しております。95パーセントの完成でございます。福島県側7.8キロ。これも90パーセント以上は完成しております。おっしゃられるように、11.8キロ区間の国土交通省の区間。26年度施工済みで73パーセントでございます。11.8キロの部分。総事業費が615億で、事業費ベースで73パーセント完成しておりますので、あと166億、事業費ベースで残っております。進捗ですが、フルマラソンに例えますと、30キロを過ぎたあたりですので、これからがスパートですかね、というふうに思っております。

事業費の関係につきましては、昨年までは当初予算で最大19億でしたが、27年度は最大で25億の当初予算が見込まれるということですので、6億程度ほど、まだ予算決定しておりませんが、見込みは25億程度になるのかなと。そこに補正が付きますので、できれば30億程度になりまして、今、一番急峻なところの7号トンネル。これ950メートルですが、これが今年の秋に貫通をいたします。その先の5号橋梁につきましては、今、仮橋を工事中ですので、ここが、何年かはちょっと申し上げ難いんですけども、若干かかると。その先6号トンネル。6号トンネルが100メートルほど掘削をしておりますので、ここが29年完成の予定でございますので、7号トンネル、5号橋梁、6号トンネルというものができると、非常に暫定的利用が濃くなっていくところでございます。一番はやはり、事業費の確保かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 雪まつりのほう、ねっか、やんねえしまうようになっから、今一つだけ聞いて、あと時間あったらいま三つほどお尋ねしますから。

先ほど私も申し上げましたように、日本海よりの、たいしたその有数な豪雪で、私ども、議員もみんな、あの現場を見ているわけですけども、予算がなんぼ付いても、今年、30億になるのかなというお話ありましたが、半年雪の中。そして、5月の後半に仕事始めて、11月には引き上げると。そこでだな、その隧道の中にできているスノーシェッドの中に宿舎をつくって、飯場だ、つくって、そして工事を進めることはできないのかどうか。検討されたのかどうか。あるいは陳情申し上げたのかどうか。そこの辺お尋ねします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） たしかに、雪、自然条件が厳しいものですから、半年間の工事でございます。9号トンネルの向こうは、8号トンネルの三条市側、ライブカメラがあるそうですが、この雪の前では4メートルの積雪があるということを長岡国道が言っておりました。長岡国道事務所の工事をやっておられる方との話の中で、私も冬期間なんとかできないものかと。トンネル工事は24時間掘削ですので、相当進捗が図られるということでいろいろお話もさせていただきましたが、やはり、作業員の安全上の問題、病気になったり、そういう時、はたして下に降りられてくるのかということがありますから、雪崩の危険もありますので、降りてこれないので、作業員の安全上の問題。そして、トンネルの掘削残土の運び出しの問題。これもございまして、結論から申しますと、無理だと。その代わりですが、工事箇所を何箇所か設けまして、進捗を図りたいということをおっしゃられました。やはり冬期間については、そこに行くのも非常に、自然条件が厳しくて無理だということですので、やはり春先除雪を早く完了させて、早期な再開をしていきたいということでもございました。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） それではあの、大きな2番の、雪まつりのおもてなしについてで、対応についてでありますけども、まあ雪まつり、ふるさと雪まつり。これは昭和48年に娯楽の意味で始まったわけですが、開始は最初、かまくら、あるいは手踊りというものが大変流行って、いろいろの手踊りクラブなどがメインになっていたのかなというふうに思います。そして、豪雪地の暗いイメージを払しょくするために、県内外に広くPRをし、今年は2万8,000人と、例年より5,000人多いという答弁もございましたが、やはり県内を代表する大イベントに成長したということも町長答弁にありました。大雪像の建設は、昔は、昔というか前半は、自衛隊派遣を願って、自衛隊によるメインを造っていただいたのでありますけども、現在は建設業者の技術の向上と冬期間の雇用の確保のひとつでもあったわけで、

業者が今やっておるということは大変喜ばしい雪像づくりだったのかなというふうに思います。観光協会の冬期間は、本当に大変だろうなというふうに思っておりますけれども、その会場内においては、日赤の奉仕団あるいはボランティア、生活改善推進員、郷土料理、熊汁などをはじめ、各種の食も堪能できる町民のイベントになっております。また、芸能行事あるいは厄払い、雪中の神輿あるいは会場に来られた方に気軽に参加のできる、参加型の各種イベントを毎年内容を変えながら努力をしておられるわけでありまして。そうした中で、雪まつりの開催は多く観光客が訪れることによって、地域の観光商業が活性化に寄与しておるわけでありまして。まあ私は、申し上げたいのは、町長も申されましたけれども、雪の中、遠い中、本当においでをいただいております中で、そしてまた、町民あるいは町業者等から幅広く、浄財を、寄附を、協力を得てですね、実施に当たっては町で1,000万、あるいは事業所等で1,360万。そして祈願祝砲で540万。合わせて2,900万として、こうして多くの町民が参加協力し、盛り上がっていただいている開会式等に、町外からも本当に、振興局長、あるいは国会議員、県議員、議長等が20名も、そのほかの来賓も入れて20名の来賓を受けているわけでありまして、私ども、その開会式に参加しても、まあ受付どこだかもわからない。そして、まあ、町長・議長はひな壇に上がって、こう、見ていけば、子供と年寄りばかりに見えたらう。やはり、私は、来賓の、食のおもてなしでなくて、やはり、ステージからおられる時、本当ご苦労様でしたと、言葉を交わす、それのおもてなしは町幹部職員、そして議員ではなかろうかなというふうに思います。私の顔見て、なんだ、にしゃ、一人か。いや、みんな来てたべぞと。いう話をしましたけれども、ステージに上がっている人は誰が来たかわかりでしょうし、また受付簿にも書いてあるでしょう。私の言いたいのは、やはり、職員は一丸となって、交通整理、駐車場の。あるいはそうして頑張っているわけですから、幹部職員も、町の大イベント、県内、雪像づくりは北海道に負けるかもしれませんが、只見町は日本一豪雪であり、あの雪まつりは私は日本一の雪まつりだなどいう中で、金は出すけれども開会式には行かないということじゃなくて、やはり、私の申し上げたいのは、提案型でありますけれども、議長・町長に聞きたいんですけども、その場で議長は答弁することはできないわけで、私から提案しますけれども、私はね、この町から1,000万を出す時は議員は了承しているんですよ。そして540万は祈願花火なんですよ。そして業界から1,360万の金をいただいているんですよ。それにもかかわらず、開会式に顔見せねえと。いかがなものかという言葉しかないんですよ。やはり、私は、気持ちのお

もてなしが必要でなかろうかなど。来賓が20名おれば、職員が町長、教育長入れて15名。議員12名。一人一人の来賓の応対して、この雪まつりの、あの出店をされているところに、熊汁どうだと、いやここは民芸品だという案内をしながら、そうしたおもてなしができないのかなというふうに感じて提案するわけであります。苦情でもあります。苦言でもあります。是非ともね、やはり日本一の、やっぱり雪まつりにするには、おもてなしが大事であろうと。食の問題ではないんですよ。

そこで、今回の雪まつりには、JRの対応について、町長、観光課長、どのような対応をされたのか。先ほども私の創生問題についても、JRは今も止まっていると。やはりね、JRにどれだけ町は協力、支援をしているかわかんないんですよ。金ではいいませんが。そのJRが、只見小出間、不通になって、平然とはいいますけれども、あたかも当たり前のような話をされては困るんですよ。町挙げて、大イベントなんだから。これにはやはり、想像つくわけなんですよ。今も止まっておりますよ。汽車は。そこで雪まつりには、関東のほうから、あるいは東京・横浜のほうから、小出までは来たが、汽車止まったから帰るほかないと。そのお客、来たのは、おかやばんばが、婆ちゃんが、体悪いし、まあ、雪まつりに行くから、それまでまあ、達者でやれと。雪まつりには行くからと。帰りは俺、旅費出すからこうやと。そして、議員なり、友達なりの中にも、友達を誘客、誘って、片道は俺もつというような人もあったそうであります。何故、この、雪まつりというのは、豪雪の中で、雪のある中で行うんですよ。雪の浅いところの、野岩線あるいは東武線。そういったのを利用して、車のチャーターをするツアーを計画できなかったのかと。雪崩が危険だから、ほとんど、運行されているこの只見小出間、どのように町長は今も思っておられるのか。雪の少ない地域を繋いでいる、今申し上げた東武鉄道など、会津田島まで会場を結んで、バスのツアー、あるいは首都圏から直行のバスのツアーの計画なども、今後されてはいかがなものかなというふうに思います。反省を、サルだって反省しますよ。こんなね、盛大に金をかけて雪まつりをしてですね、小出から返すなんていうことは、私はあの、残念だと、一言に尽きるが、観光課長、町長、答弁してください。この件について。

○議長（齋藤邦夫君） 町長

○町長（目黒吉久君） まず二つに分けてお答えします。

まず一方は、雪まつりに来ていただいた来賓の方々にどういう形で対応するかという、ひとつのお質しがあったのかなというふうに思います。この辺につきましては、十分、我々も、

その、今いただいた、そういった対応なり、そういう万全な出迎えの体制。勿論、ああいった状況でありましたから、大変、当日は雪も多かったし、職員それぞれ、幹部職員も、それぞれの持ち場を持って、その実行、雪まつりの運営に、支障のないという形の中での役割を持って対応して、朝早くから対応してもらったのも事実であります。そのうえで、尚一層の、そういった来賓の方々に対する対応のあり方というのは、今、議員が今おっしゃったようなところまでいけるかどうかは別としましても、本当にまあ、我々も通常の観点の中で、当たり前というふうに思っていた点もあろうし、勿論、我々は、一人一人、私も町長ですから、お出迎え、会場に上がってもらった、ステージに上がってもらう人には、当然お会いできますから、それは感謝と敬意を表しながら、説明しますけども、オープン式が終わった後でのまた、対応をどこまでできるか。そういったことも含めながらですね、尚一層の意を尽くして、取り組まさせていただきたいというふうには、反省も含めながら考えてまいりたいというふうに思います。

J R、ご指摘のとおり、今般も今、3月2日以降、新潟方面は全部止まっておりますので、これはまた強く、J Rのほうにもまた申し上げるところでございます。たしかに雪まつりにおいては、やはり只見線で来ることを楽しみにしてきたお客さん、キャンセルをせざるを得なかったお客さん、いろいろございます。そういった面で、非常に反省すべきところ多々ございます。いろいろまあ、なかなかこの自然相手の流れの中で、どこまで完璧に対応できるかということが課題でございますが、今、議員がね、おっしゃっていただいたような視点も、尚一層、大雪のために列車止まったと。電車で来るのを楽しみにしてきた人が途中でもう来れなくなったと。宿屋もキャンセルになって困ったといった件は私も聞いておりますが、そういったことの見解もあつたということ十分踏まえながら、また次期の対策に対しまして、いろんな形で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 今、町長から答弁ありましたが、私のほうからも反省を踏まえまして、ちょっと具体的な反省と取り組みをご説明申し上げたいと思います。

まずはじめに開会式でございますが、当日、大変な大雪に見舞われました。で、幸いあの、J Rを利用されての来賓の方はいらっしゃいませんでしたので、この開会式は予定通り行うことはできました。しかしあの、ご指摘をいただいております町幹部であったり、そういった開会式への対応。これにつきましても、事務局を担当しております私のほうからも、言い

訳ではございませんが、全ての方に、町幹部、それから議員各位には、開会式のご案内を差し上げております。そういった中で、まあ、会場に行つての受け方、そういったのも不足の点があるかというふうに反省をしておりますが、今後やはりあの、町を挙げてのイベントである。そして町におこしいただく、町の来賓であるということを強く認識して、庁議等においても反省をしながら、今後の雪まつりの対応の仕方についても検討していきたいというふうに考えます。

それからあの、J R対応であります、これもあの、まったく残念なことに、今年、大雪像東京駅を造っておきながら、東京方面からのJ R利用が不可能な状態になってしまいました。で、これもあの、会津若松方面からも運休というようなことで、この影響につきましては、町長も申しあげましたように、宿泊のキャンセルであったり、東京方面から来られた方がやむを得ず引き返された。または、路線を変えておこしいただいた。そういったご苦労だったり、不便をかけている状況が私のところにも報告がございます。やはりあの、J R側にも、こういった、前々から、雪まつりの情報はお流しをしておりますし、只見駅長につきましては雪まつりの実行委員会の委員として、いろいろご協力いただいております。そういった中で、やっぱり、あらかじめの不測の事態に応じた対応も、やはり検討いただくことも必要なのかなというふうに考えますので、今後につきましても、そういった即座な対応、それからスピーディーな情報の提供。そういったものを受けていきたいというふうに考えます。

それからあの、最後にあの、こういったJ Rを利用しないバスツアー等につきましても、実はあの、今年も、県内、それから県外も含めまして、6ルートの日帰りのバスツアーを計画をしました。利用者604名の利用者がありまして、それぞれの方面からおいでいただきました。これにつきましては、大変な雪の中ではありましたが、予定通りの運行をすることができて、こういった多くの方に来ていただく機会を設けたところでございます。次年度以降もこういった対応に努めながら、J Rとも尚、連携を強化しながら、雪まつりを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） この雪まつりに来れなかった人に対して、まあ、残念だとか、ツアーで、自動車で、ツアーで600名来たとか、ということだども、本当に、やはりあの、小

出から、あるいは入広瀬からお帰りになった気持ちをもってですね、やはりこの、来年、再来年と続くわけですから、やっぱり交通手段のことは、十二分に、やっぱり考えて対応していただきたいなというふうに思います。言いたいことはたくさんあります。言っているうちに自分が興奮して、様々な道に入りますが、一問一答方式で考えておりましたけれども、大方まあ、申しあげましたけれども、なんとか、今回の雪まつりの効果、雪まつりの地域の効果について、一つだけ伺っておきたいなと。この雪まつりは地域を代表するイベントに成長したと町長も答弁されておるので、是非ともこの効果を、2,800人、一番多いときは3万人。あるいは今年は5,000人少ないということではなくて、どの辺が一番効果があったのか。熊汁食ってうまかっただけでなく、ひとつ、これからの、やはり、JRの対応を、私は聞きたかったのは、担当課長あるいは町長は、どのような交渉を何回ぐらいされたのか。とてもこの豪雪だ、風も吹くからだめだぞというようなことで、それで終わったのか。粘り強く、そういったのは本当に粘り強く交渉して、一人でも多く、会場に、誘客を迎えるというように、やっぱり努力をしていただきたいなというふうに思います。

あまり遅く昼飯になると、よめごとしられっからやめべえが、そこで、議員と招待者には通知をしたということではありますが、やはりね、この45回の雪まつりを迎えて、町一大イベントに成長したのもですね、やっぱり先輩の議員さん。だから先輩の議員、言い換えれば功労者、特別功労者、あるいは学校長、あるいは老人クラブ会長、PTA。様々の名の付く、まあ、人の先に立っておられる人に通知を出したのか、出さないのか。案内状。やはり功労者とか、学校の先生とか、老人クラブとか、PTAとか、そういった人、より多くの、会場に足を運んでもらう、やはり努力をしてほしいというふうに思いますが、通知はそういう人には出さねえで、あくまでも来賓と、議員と、それだけか。その辺、俺はしっくりしねえんだ。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 通知につきましては、先ほど申し上げたとおりの方々に加えて、関係していただいた団体の長も含めまして通知を差し上げているところでございます。またあの、学校関係であります、先ほどの効果といった面も含めまして、この3小学校、それから中学校、それから高校、地域の学校は全てこの雪まつりの雪像づくり等に参加をいただいて、そこには、明和地区であれば、老人の方々も含めて一緒に子供達と雪像をつくる。そういった参加型の雪まつりになってきております。こういった地域の方々が多く携

わっていただくことが、なんといっても、この塞がったその冬の時期に、楽しさと、そういった交流をもたらすのかなというふうに考えております。

それから2万8,000人の来客によって、商業の活性化。それから雪像づくり。それから様々な部分での地元の雇用創出。それから観光振興。そういった部分について大きな効果があるというふうに考えてございます。より、今いろいろご指摘をいただいた点について、反省を踏まえながら、次回、第43回になりますが、進めてまいりたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（鈴木 征君） JRと何回交渉したということも聞きたかったんだけど、まあ、時間ある中でお答えください。

それと、やっぱりあの、町挙げて取り組んでいるものについては、イベントについては、教育長も、学校長も、盆、祭りもそうだ。地域のイベント、行事には極力、参加させているんですよ。休みの時は。そういう学校も、教育委員会も指導していることはわかる。しかし、みんな、天気悪いから、ほっかぶりしたり、ジャンパー着てっから、よくわかんなかったけれども、子供と、やっぱり年寄りだけでは、先輩議員がいろいろ苦勞されて、今日までこられた人がおやめになったから、案内状なん、紙一つだから、やっぱり先輩議員あたりにも、出すべきであるんですよ。おお、おらがやってる頃よりは、大変、たいした雪像できてるわやと、見てもらっただけでもいいんですよ。私はまったく、今回の開会式に臨んで、来賓20名上に上がっているが、只見で、有志の方、あるいは今まで携わってこられたような人、それから課長と、町長、職員もやっぱり、イベント出したほうがいいですよ。是非ともお願いしたいなど。

それと、対応、駅の。交通の。バスツアーとJRの対応。これをやっぱり、取り組んでもらいてえな。来年からは。今年はまだ、終わったから。

そういった苦言をして一般質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、縷々、おっしゃっていただいたことは、可能な限り行わせてまいります。JRに対する交渉というのも、前段の、事前の中での、この雪まつり実行にあたっては、JR側にも特段の協力と、そして且つ又、運行については強い要望を出しながら、当日に関しましてはいろいろの、叶わなかったことはありましたけれども、そういう形で取り

組んできたところでございます。

もう1点。これは議員と、若干の、考え方違うのかもしれませんが、やはりあの、実行委員会を形成して、只見町の町民の大会として運営しているわけでございますから、当然この雪まつりが今日に至るまでの先人たちのご労苦や、ご努力に対しましては感謝しながらも、やはり、今日に至っては、そういった方々もやっぱり、一町民として、自らの、やはりまつりを、町の祭りとして盛り上げていくという感覚の中で参加していただくということではないのかなというのが私個人の考え方でございます。したがって、そういった流れの中での、招待客に対する通知というものは、自ずと今般もさせていただいた、また改めて、そうはいいまして、議員がおっしゃっていただいたこと含めながら、縷々、また再度検討しながら、そういったことに対しましても検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間60分になりました。

これで、11番、鈴木征君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議は1時としますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番、石橋明日香君の一般質問を許可いたします。

10番、石橋明日香君。

〔10番 石橋明日香君 登壇〕

○10番（石橋明日香君） それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問事項は、町の景観計画、エネルギー政策、住宅対策を総合的に考えた町づくりの全体計画についてです。

現在、様々な公共施設の建設計画が進行中ですが、町全体の景観をどのように形成

していくかの全体計画がないまま、必要とされるものだけを場当たりに、といたしますか、必要が生じるに任せてといたしますかね、個別に進めているように思われます。一人住まいの高齢者が増え、逆に若者向けの住宅が不足する中、今後町としてどのような福祉・住宅政策をとっていくかは、エネルギー政策や除雪・克雪・厳寒対策も含めて、その一つ一つの取組みが町の景観を今後形作っていくこととなります。したがいまして、今着々と進められている個々の建築物が町の景観形成に今後影響していくことになるわけですけれども、町全体としてどのような調和のとれた町並みづくりをしていくのかのコンセンサスや条例整備、そして全体計画がないまま、こうした建設が進められていってしまうことに不安を感じざるを得ない状況となっております。

町長として、今後どのような町並みを形成していくことが、人を感動させ惹きつけてやまない美しい町並みとなっていくと考えていて、そのための計画や予算付けは現在どうなっているのか、景観計画・エネルギー政策・住宅政策等、総合した視点で聞きたいと思います。

町長、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 10番議員にお答えいたします。

景観計画、エネルギー政策、住宅政策を総合的に考えた町づくりの全体計画ということでの質問でございます。

本町には、地域の魅力をもとに、自然首都・只見宣言を行い、長い年月をかけて自然が育んできた価値を発信しております。地域の特性を生かした良好な景観の形成は、生活にうるおいをもたらすとともに地域の魅力を高めることにも繋がるものであり、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例を制定し、地域づくりに取り組んでおります。景観づくりは意識と自主的な精神にもとづいて行われる側面を有しており、町づくりに直結するものと考えております。公共施設につきましては、従来、全国的にも機能重視の建物を建設してきたことは否めませんが、近年は木のぬくもりを大切にするなど、色彩やデザインにも配慮した建築物が多くを占めております。役場庁舎は只見町地域計画に基づき計画されており、景観になじむ建築様式や自然エネルギーを取り入れた計画として進めております。また、商工会が中心となり計画策定を進めている只見町中心市街地活性化事業では、庁舎を取り込んだ駅前通りの景観基本デザインを検討されており、八十里越の開通を見据えるとともに、豪雪地帯とし

て克雪対策を踏まえた、うるおいの感じられる中心市街地の町並み整備の取り組みがなされているものと思っております。また、昨年8月に、空き家等の適正管理に関する条例を施行し安全な生活と良好な景観を保つ町づくりを推進しております。景観を形成していくうえでは、自然と調和した地域イメージに合った景観づくりが大切と考えております。なお、以上の計画や政策等につきましては、町の総合計画である第7次振興計画において検討してまいります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） まず、残念ながら、あまり、私が期待していた回答になってないかなという気がするんですけども、今後どのような街並みを形成していくかっていうことに対して、どういうふうに町長として絵を描いていらっしゃるのかを、そこを具体的に知りたいですね。個別に、こうこう、こういうことをプロジェクトとして進めていますということではなくて、そういったもの、個々のものも含めて、町全体としてどういう街並みを形成していきたいと町長の中で考えられているのかっていう、具体的なイメージをお聞きしたかったので、そこをもう一度伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） なかなか只見町全体を見渡した時に、例えばあの、大内宿のような、全景施設が、ある一体的な、あるエリアで、ある一体的な規模や広がりの中でできてきたものというのは、ある意味では、相当、行政指導なり、ひとつの大きな合意形成の中で、それはあの、産業振興や観光振興も含めながら、取り組めるものかなというふうに思っておりますけれども、只見町全体的には、多くは、一般の住民の方々の住宅含めて構成されている中で、全体計画という大きなタイトルの中でどう括り付けていくのかというのは、その辺のところは、それぞれ総合的に、またあの、先ほど申し上げましたように、今後取り組んでいく、7次振興計画、どこまでも議論できるか。まとめ上げてみたいとは思いますが、一般的に今、個別案件的なふうに、議員の目から見れば感じられるかもしれませんが、少なくとも公共施設や、今抱えている課題に対しては、今、議員がおっしゃったような視点・観点を取り入れて、建築物に関しては考えているわけでございますし、併せて、環境整備といった面からおける、先ほど申し上げた空き家等々の、可能な限りの、今抱えている課題等々も、そういう観点、安全や安心だとか、危険家屋といったような観点ばかりでなくて、そう

いう存在そのもの対処のあり方も、非常に町としては、大きな景観に関与してくる分野だとしての捉え方も、そこに踏まえながら取り組んでまいるといふわけでございます。併せて、それぞれ自分達が住む生活環境の場として、道路沿線沿いであったり、または住宅環境地域。いろんな小規模公園等々も含めながら、地域住民のボランティア等も含めながら、老人会や婦人会等と毎年毎年、春・秋、それぞれ植栽運動をやったりしながら、それぞれのボランティアの中での景観形成もありますし、長い時間をかけて、ただ住宅一般的には、個々のその住宅に関しましては、そういった街並み景観形成という意識向上、啓もうというとおこがましくなるかもしれませんが、景観というものは大事なんだという認識形成については、引き続きこれはあの、それぞれの場で議論をしたり、なんていいますかね、そういった気持ちを造成するような雰囲気づくりの意見交換であったり、その場が、対話が必要なのかなというふうに思っております。

議員がたぶん、どういう形でこの景観形成を、街並み形成、まあ、わからないわけではありませんが、今、町としてそののところ、一挙にその計画としてどういう形で盛り込んでいったらいいかというところまで、私自身も、今そこまで総合的な想定はできてはおりませんが、今申し上げたような形の中で、日々の生活や、日々の、ひとつの、これから公共的に、我々の立場から、建築物に関わる時には、その視点をもって取り組んでいくということだろうと思います。

今まさに、この駅前関係の再整備に関しましても、そういう視点の中で、当然、検討されているものというふうに思っておりますし、そういった視点は私達も大きく支援をしていかなきゃいけないし、そういう視点は大きく尊重されながら取り組まれているというふうに私は思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 要は全体計画は現時点ではないということよろしいですね。

で、まあ最後のところ、最初の答弁の中で、第7次振興計画において検討してまいりたいというふうにおっしゃっているんですけども、ということは、これ、年内、平成27年度内に策定、目指していくというふうにおっしゃっていましたが、私、一番気にしているのは、町長自身もおっしゃっていたように、景観というのはその、一朝一夕でできることではなくて、長い年月をかけて醸成していくものなんですね。だから非常に時間がかかるんです。私、だから、私、議員にならせていただいた後すぐの一般質問で、この景観についてご提案させ

ていただいたと思うんですけども、それから3年ほど経とうとしておりますが、何か、何かその、一つでも政策に反映されて、この3年間、野放しにされていることがそうでない方向に、何か一つでも動いたり、予算付けされているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあいろいろと、今般、復旧から、さらなる復興を求めてやる中で、基盤の基本理念としてユネスコエコパークの事業ということで、只見ユネスコエコパークになったわけですけども、その件につきましても再々、そういった登録地になった町としての公共的な看板、案内板等々の提案もございました。そういったことも今年度、27年度ですか、そういったことも含めて、当然、対処してまいりたいというふうに思っておりますし、それぞれ、構築物、建築物に対しては、地元産の木材利用も促進できるような予算化もしてあると。今当初予算には盛り込まさせていただいているということで、それなりに只見らしい姿にいろいろ導いていくとか、形成されていくような形での視点を持って、それぞれ考えさせていただいているし、提案させていただいているというふうに認識はしております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ご答弁の中でおっしゃってますように、この景観づくりは町づくりに直結するものとおっしゃってますよね。まさにそうなんですよ。私、景観景観っていても、これ別に、見た目がどうのっていうだけの話ではなくて、町で今進めているいろんな公共建築物、また一般の方々のお家も含めて、また農業政策ひとつをとっても、産業政策ひとつをとっても、何か工場誘致しました、あるいは農地を整備して、どこに、どんな作物や花を育てて、ということ一つ一つ、もうこの町に政策全てに関することが、全部、景観に反映されていくんですね。何一つ切り離されてないんです。だけど今、その景観に関して、何かひとつのコンセンサスの方向に持っていく、何か大きな全体計画がある中において、一つ一つの政策って位置づけられてないですよ。そこに問題性を感じるんです。

今、先ほど、2番議員さんがお話してたような、ああいう、定住促進地、宅地を造成中ということなんですけども、整備中ということですけども、それ一つとったって、私から見ると、せっかくその既存の土地に、新たな住宅を造るのであれば、そこにこそ未来型の、只見が夢を見れるような住宅地をそこに形成しようじゃないか、雪に困ることもない、家も、もうヨーロッパ並みに、外がどんなに氷点下何十度だろうと、家の中は20度が保たれる家、そういうので整備されたような、まあ勿論、建てるのは家主さんですけども、あくまでも

土地を提供するだけにしてもですよ、そういう土地を醸成するとか、そういう計画があっても良いんじゃないかなと思うんです。少なくとも、新たに家を建てる人達に対して、いかに、その、まず見た目的に調和のある、この町に調和する外観。そして機能的にも、寒さ、雪に困らない、そういったものをきちんと考えた住宅にしていくような提言をしていかなければ、次々とみんな、好き勝手に建てていくわけですね。そういう計画が何も盛り込まれてないで、どんどん建てていく、民間の住宅を建てても、どこにもそれ、法的拘束力ないまま、好きなものを好きなように建て放題になっているんですよ。今。こうしている間にも。

で、町長にお伺いしますけれども、今、町内にある、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例と、あると誇っておりますけれども、これには現状、問題点があります。それ、何だとお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） それに基づいた、ひとつ意識的な、そういった景観形成をつけた主体的な取り組みが薄かったのかなというようなことなのかなと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 私が思いますに、この条例の問題点として、二つ考えられます。

一つは、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例。この名前にありますように、風景を守り育てるってあるんですね。私、ずっと申しているのは、景観景観と言ってるんです。風景じゃないんですね。景観と風景って、言葉は似てますけど、非なるもので、全然違うんで、そこを認識されてますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 特段、分けて認識したことはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 私は只見の風景、景色、大好きです。非常に美しいと思っておりますし、世界に誇れるものを持っていると思っております。ただ、じゃあ景観が良いかっていうと、あまりそこには、なるべく意識的に目をやらないようにするとか、良い景色が、良い景観、見た目が良いなと思うところ、写真を撮りたいなと思うところをあえて選んで、余計なものが入らないところを選んで写真撮りますよね。景観で、主に客観的なもの、風景っていうのは主観的なものと言われております。また別の区分けをすると、景観っていうのは主に人工的なもの、風景っていうのは自然の景色とかそういったものを、主にですね、指しております。

なので、私が言っているのは、いかに、この只見の美しい風景に、景観のだめさ加減を近づけていって、心象風景と共に景観も素晴らしいと、来て下さる方を感動させる美しい街並みづくりを町全体の取り組みとして方向付けしていかなければいけないのではないかと思っています。ここしか見慣れてない方にはわからないかもしれないです。でも、いろんな観光地を訪れて、いろんな景観を見慣れている人達にとっては、ここの町の何がだめで景観を損ねているのかっていうのは非常に目につくところです。わかってしまうんですね。そこを、やはり、皆さんにもうちょっと、もっともっと意識をしてもらいたいと思っています。景観と風景の違いすら、よくわからないままいるから、そういうことになるんだと思うんです。ここで初めてでもいいので、是非、その違いを認識していただきたいと思います。

それから二つ目の問題点として、この条例には法的拘束力がないんですね。ないんです。で、何故、この法的拘束力がないまま野放しにしているのでしょうか。私、これ、以前にも指摘させていただきました。すぐにでも行動を起こせることです。じゃあ、これを、この条例を、法的拘束力のあるものにしていくには、町はどのような行動を具体的に起こしていったらいいのかご存じでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ、私あの、景観条例、そういったものに対しての法的な力というか、そういったことを、付与すべき、付与しなきゃいけないという観点からは、現段階まで、あまりまあ、考えたことは、今までありませんでした。そういったこと、これから先も、妥当かどうかは、いろいろ論議のあるところとは思いますが、せっかくつくった条例が、どういう形だったらそれが、これからの町づくりに、活きた形での条例になるかという視点からは、いろいろと問い直さなきゃいけないところはあるんだろうというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 残念ながらご存じなかったようですので、私はこちらで、具体的に、どういう順番で、何を、どうしたらいいかをはっきりと申し上げますので、是非これをすぐにでもやっていただきたいと思います。本当にやっていただきたいです。

まずは景観計画といったものを町が策定します。そして、景観行政団体として県または県知事に協議して認めてもらう。それだけでございます。そしてその景観計画っていうのは、それぞれの町が、その独自の景観を持っておりますから、それに合わせて立てなければいけ

ませんけれども、今、かなりの自治体がこの景観行政団体として指定されておりますので、web上で調べれば、いくらでも他の自治体の景観計画っていうの、どのような計画を立てているのか、策定しているのか、いくらでも見ることができます。そういったものを是非、研究されて、独自のものを立てて、そしてこの景観行政団体として認定してもらおう。これ、時間のかかることじゃないです。この平成27年度中にもできることと思います。お金のかかることでもないです。

で、この景観行政団体って、私、以前にもこれについて指摘させていただいてるんですけど、これができた背景っていうのは、元々、2005年の6月ですか、景観法っていうのが、国で法律が施行されました。これをきっかけにできたものなんですけども、それ以前ではですね、この景観法の背景、なんでこういう法律ができたのかっていう背景をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

日本では、高度成長期以降、全国、どこへ行っても地域全体の調和、美観、伝統を軽視した住宅やビル、工場、護岸などの建築物、構造物が次々に建てられ、街並みや自然景観から調和や地域ごとの特色が失われていった。良好な景観や環境を求めるよりも、経済性が優先され、建築基準法や都市計画に違反しない限り、どのような形態の建築物でも建てることのできる建築自由の国と揶揄される状況になっていました。その結果、長い年月をかけて形成された伝統と風格と調和のある街並みが、都市を含む各地に残っているヨーロッパなど、諸外国と比べて、日本は無秩序でみすばらしいと言われる今日の状況に至っております。

こうした状況を受けて、一部の地方自治体では、地域住民の要望に答え、景観条例を定めておりました。この2005年にできた景観法ができる以前にも。で、只見町にも、当然、先ほどお話しした条例があるわけです。ところが、これに大体500団体が、条例を独自に定めていたんですけども、この法律の委任に基づかない自主条例のため、強制力がなく、建築確認の際にも、必ずしも従う必要はなかったと。単なる条例でそういうのを推進しているっていうだけで、法的拘束力がまったくないので、事実上、なんというか、半ば無意味化していたところに、国はこれも問題だということで本腰を上げて、やっとならで2005年にこの景観法っていうのができたんですね。で、この景観法っていうのができたことによって、どうなったかといいますと、法的拘束力を持たせるようになったんです。各自治体で制定する条例に法的拘束力を持たせるようなことができるようになったんです。ただ、そのためには、その景観行政団体ということで、にならないといけない。で、そのちょうど2005年

に、この景観法が制定された後、一年以内ですね、約、当時500ぐらいの団体が自主条例をつくっていたわけですけども、約半数ぐらいが、その一年以内に早急に行動して、この景観行政団体になっております。今、2013年当初時点で、そういった団体、もう600弱まで増えております。当初の条例を自主的に制定した団体よりも増えている。ところがこの町は、条例を制定したにも関わらず、法的拘束力を持たせるような機会を与えられているにも関わらず、行動を起こさなかった数少ない団体のひとつです。なんてもったいないことをしているんでしょうと。これ、知らなかったっていう話なんだと思うんですけど、あるいはそこまで景観に対して重視してなかっただけなのかもしれません。

その景観計画を立てるにあたって、まずその景観区域っていうのを指定しなければいけないんですけども、私が調べた限り、多くのこういった山間部や農村地域に関しては、町全体をその地域として定めております。一部、都心の中心地があつて、あと郊外で、っていうところとは、またちょっと、ここは違う、農村地帯というのはまた違くて、風景全体、町全体の風景、自然景観も含めたもの全部が、それぞれものが、町全体が景観を成しているという捉え方ですので、全区域をその景観区域として計画の中に込めております。この町もそうすべきです。で、そうすると、この届出や勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関する変更命令を建築確認をするときに出すことができるんですね。これだけで全然違うと思います。この豪雨災害があつてから、復興復旧に全力を挙げて取り組んできた町ですので、そこまでの余裕がなかったってことはすごくよくわかるんですけども、わかるんですけども、一番大事な時にそれがなかったせいで、修復する際にですよ、新たに屋根の色を塗るのに、せっかくある条例に基づいたとおりに屋根の色を直さなかった家、新しく新築した家で、あまりにもこれはないだろうというような意匠のお家を建てられたという事例が実際にあるんですね。ああ、あの時に、すでにこういう強制力を持った法律がちゃんとあれば、一度、建っちゃったら数十年そのままなんですもの。あまりにももったいないと思って。こうしている間にも、じゃあ次の第7次振興計画に盛り込もうかってこれから考えるとかじゃなくて、もうすぐにでも強制力を持たせられるように行動を起こしてほしいです。

で、こういった景観だけじゃなくてですね、一つ一つの建物が、例えばこの、今会議中にも、図書館の設置についての要望書が議会に届いておりますけれども、こういうの、こういう要望書が出てくることひとつをとっても、町が今後、今あるこの旧只見中学校を今後どう

いうふうを利用していかうとしているのか、新しい只見振興センターを建てた後、どういう利用の仕方をしようとしているのかがわからないし、図書館もどこで、どういう計画が立てられているのかがわからないからこういう要望書が出てくるわけですね。全部繋がっているんですよ。根底で。庁舎を建てようとするれば、そこの振興センターと合築するのか・しないのかってそもそも問題になったように、いろんな建物をこれから建てていく中で、全部繋がっている。町の中心市街地もそうですし、それ、町長も十分認識されていると思いますから、変なものにはならないと、勿論思うんですけども、1個1個切り離されたことではなくて、もう町全体で行われることのひとつひとつの事業を全部根底で繋がっていて、そのひとつひとつが全てその景観形成に寄与していくっていうことをわかったうえでひとつひとつ造らないと、こっちではこういう計画、あっちではこういう計画って、ひとつひとつやっても、繋がらないんですよ。

で、このエネルギー政策にしてもそうです。今ここで、ご答弁の中では、役場庁舎、新庁舎のことだけ言及されておりますけれども、本当だったら、再生可能エネルギーの導入をどんどん進めていく自治体にしていきたいのであれば、今後、建てられる建築物全てにおいて、そういう再生可能エネルギーを導入した建物を造っていくって強い意志がなければ、一箇所だけでそういう取り組みとしてやったって、何も世間に訴求効果ないですよ。町全体としてそういう取り組みを、いちいち細かくやっているんだということをしていかなければどうしようもないと思います。で、この寒さも厳しい、雪も厳しい環境の中で、少なくともこの新しく建つ家に関しては、そういうことをきちんと考えた家づくりをしなければいけないと思うし、で、それには、やはり普通の家を建てるよりは余分にコストが今の日本ではかかるかもしれない。で、そういったところに余分なコストが、後々はランニングコストが安くなるって意味では、当然、施主さんにとっても良いわけですけども、初期費用として、やっぱりそこまでの負担ができないというふうになると、やはり普及していきませんので、そこはやはり、自治体としてそういう町づくりをするって前提で補助を出していかなければいけないと思います。おそらくそういった町づくりをしたいってイメージが、そもそも頭の中になからアイデアとして出てこないんだろうなというふうに思うんですけども、私がこうやって喋っていることによって、ちょっとこう、気づきを得ていただけたらと思うわけです。

で、例えば、長野県とか、今すごくあの、あそこは気候が良いということもあって、いろ

んな取り組みされているんですけども、本当にあの、地方がこれから生き残っていくためにはエネルギーが大きな鍵を握っているというふうに、今、散々、地方の人達、認識し始めています。前回の一般質問の際にもさせていただいたように、エネルギーの重要性っていうのは本当に、エネルギーのダダ漏れをしているこの町にとっても本当に重要なことだと思っております。毎年どれぐらいのエネルギー費用を海外に支払っているのかっていうことを考えた時に、やはり地域で循環していくエネルギーの仕組みづくり、これも再三申し上げますし、町長も、町当局の皆さんも、散々認識しているけども、じゃあどうやってそれを構築していくかっていうところで散々、頭を悩ませている段階なのではないかなと思うんですけども、とにかくその、強い意志と、明確にこうこう、こういうふうにしていくんだっていう、環境が許せば、状況が許せば、こういうふうになっていくといいな、ではなくて、こういう町をつくっていくんだっていう強い明確な意思とビジョンがなければ、そっちの方向に向かっていけないし、何か、国がこういう情勢だから、世の中がこういう情勢だから駄目だ。すぐあきらめてしまう方向にいくんですね。そうじゃなくて、自分達が何をしたいかですよ。どういう町づくりをしたいのかって強い意志と明確なビジョンがあれば、それに向かって、立ち向かってくるいろんな法規制ですとか、いろんな、断念せざるを得なくなってくるような、いろんな条件を、じゃあどうしたらそれを克服できるかって考えますよね。それに対してその、いかに現状ある問題点を克服してそういう町づくりをしていくかっていう問題解決を提供していくのが町長の役目だと私思っているんで、なんでも、立ちふさがるいろんな障害に対して、こういう状況だから仕方がないとか、そういうのではなくて、こういう状況であるけれども、自分はこうこう、こういう方向にもっていきたいと思っているからこうしていくんだと。なんとかこれを実現させるために強い意志を持って働きかけていく、こういう行動を起こしていくっていうことを明確に示してほしいんです。それ、皆さんそうだと思います。何か明確に示してほしいのに示されない。たぶん、その町民の意見を聞いて、取り入れていくっていうこと、勿論大事ですけども、私は大事だと思うのは、最初に町長としてどういう町づくりをしたいのかを明確にビジョンを示したうえで、細かいところに関して町民といろいろコンセンサスをとっていく。初めから住民に丸投げだと、みんな、どっちに向いていったいいのかわからないですよ。皆、それぞれの価値観とか考え方があるので、住民をまとめていくっていうのは大変なことです。でも町全体としてどういう方向に持っていくかっていうのを、やはり語れる町長でなければ。それがリーダーシップだと思うので、そのの

ところをもっともっと真剣に考えていただきたいなど。

で、そういった環境とか、景観とか、そういったものをものすごく重視した町づくりに成功している、ヨーロッパでもドイツがすごく、そういうところでは先進地なんですけれども、私、どうしたらそういうふうにできるかなと思って散々研究してみたんですけど、まず私、一番何が違うかなって、ドイツでは物事をシングルイシューではなくて、いわゆる単一のことでなくて、ポリシーミックスっていう形で機能させているんです。つまり、あらゆる政策が全部繋がっていると、全部総合的に繋がっているから、ひとつひとつ切り離して考えるのではなくて、全てを総合的に考える。それが政策にもものすごいあの、実行段階において全て繋がっていることが意識された政策形成がされているんですね。で、まず、日本と違うところとして、私見に対する強い強制、強い制限がかけられるっていうのがヨーロッパでは非常に強いので、そこが日本の弱いところではあるんですね。私有財産制がものすごく強く認められている日本では、どんなに法律で規制しても、持ち主、土地の持ち主、本人がノーと言えば、それに甘んじざるを得ない強制力が諸外国よりも低いというところはすごく問題ではあるんですけども、それでも、やはりこの今ある条例の中で、できればこうしてくださいではなくて、やはり、新しく建てるもの、新しく増改築するものに関しては、少なくともそういう方向で持っていけるように、行政指導できるように、やはり整備していくべきなのではないかなというふうに思います。そして、町長も、これから建てられる、私もすごい寒い、冬の間には零度になってしまうような家に住んでいる者が言うことではないかもしれませんが、それでもやはり、これからこの町に住んでいく人達にとっては、ヨーロッパ、理想としてはヨーロッパ並みと言いたいですけども、せいぜい北海道並みに、環境的に厳しいところですので、気温は北海道ほど寒くなくても、北海道ぐらい寒くなる時もありますし、寒いことに変わりはないわけですから、住宅の性能自体もそれに準じたものにしていく。またはそのための補助金を出していく。また、除雪の心配がないような克雪対策されたような家を建てるように推奨していく。補助出していくっていうことも、屋根の雪割りも大事ですけども、落ちた雪で皆さん、困っているわけなんですから。そこをどういうふうに、この町全体として、除雪の大変さを少しでも味わわなくてすむような町づくりをしていけるかっていう根本的な部分を考えていかないといけないと思います。もしそれが、町の中で、アイデアもない、今そういうようなベストな住宅っていうのが考え付かないのであれば、もう日本中あるいは世界中を募って、この豪雪地帯の中で快適に住める家っていうののコンペを開

いてもいいぐらいなのではないのかなと思うんです。世界中からアイデアを集めてみてください。それで、そういった家を推進していくとか、それぐらいの取り組みがあっただけじゃなくはないかと思うんですね。ここまで雪積もるところって、人がこれだけ住んでいるところってというのは、世界中でもそんなにないわけですから。なんかそういう、もっと積極的な働きかけが必要だと思うんです。今までその、日本で景観法が制定される以前の日本ていうのは、すでにある美しい風景を守って育てていく。それこそ守りの姿勢、受け身で消極的な感じで景観ていうのを捉えていたんですね。ところが、その景観法っていうのができてから、積極的に景観をつくっていかう、より良い景観をつくっていかうっていう方向に、今、全体の流れが起きているんです。この町も、自然景観が素晴らしいのは、これはもう自明です。私もそれはもう散々言ってますように素晴らしい。そこを損なわないような、人工物で損なってはいけない。だからそこを損なわない町づくりをしていくあれこれを考えてほしいんですね。本当にあの訪れた方々が、そういった人工物も含めて、景観全体が調和していて、こんな町に住んでみたいって思わせるような町づくりをしてほしいんですよ。一朝一夕では本当に無理ですよ。何十年かかっても。この50年かかって壊してきた景観を、50年かかってでも元に戻していく。古い茅葺の屋根に、どうのっていうわけではないですけども、この町としての、この風景に馴染む、そして且つ、この雪や寒さに負けない、そういう何か整備をしていくべきではないのかなっていうふうに思うんですね。

で、先ほどのドイツの事例に戻すと、まずそもそも、町内でも新しいお家は比較的、家の中でもTシャツで過ごせるような温かいお家建ってますけれど、本当にあの、省エネルギーでどうやって実現していくかって考えた時に、やはり暖房っていうのはものすごく大きな要因だと思うんですね。暖房を付けなくても温かい家っていうのを建てていくことを推進していくようであれば、エネルギー、その再生可能エネルギー云々もいいんですけど、一方で、どうやってその暖房費を使わないような仕組みにしていくのかっていったところも考えていったほうがいいと思うんです。この断熱性能を引き上げるだけで、相当、エネルギーの消費量を減らすことができるということは、これはもうわかりきっていることですので、そこにもうちょっと住宅政策としては力をいれていただきたいなって思うんですね。で、新築の建築物を対象に規制を入れるのは勿論ですけども、そういう一定ボリュームの再生可能エネルギーの導入っていうのを、義務付けられるのかどうかかわからないですけども、少なくとももう、ドイツとか、ある地域に行くと、全部の住戸の屋根に太陽光パネルが付いていたりとか

ってするんですね。既存の住宅が多いところではなかなかできないものですけども、公共施設ですとか、あるいは新規で建てられる個々の住宅に関してはそういうものを義務付けていくっていうこと、実際に補助金等を付けて可能になってます。既存の建物でも、義務化はしないけれども、補助金を付けることによって需要をつくっているっていう状況があるので、この町、雪で冬、なかなか、その太陽光云々、消極的ではあるんですけども、今、いろんな技術ができてきてますから、壁面、2階部分のその雪で埋もれない部分の壁面ですとか、ガラス窓ですとか、いろいろ方法はあると思うんです。もっともっと、いろいろ模索していただきたいなというふうに思います。いわゆるパッシブハウスと言われる、暖房を積極的につけなくても快適に過ごせる家、そういった家の普及というのをもうちょっと考えていただきたいなというふうに思うんですよね。

先ほどの景観計画ですけども、これは住民がアイデアを出して、それを町に提示することによって、それを基に町が作成するっていうことも全然あり得ることで、複数の自治体がそういう手法を使っていたりもするので、必ずしも町独自でそれをつくれというふうなわけではないですけども、町長が大事にされているその住民との対話っていうのを、大事にするのであれば、より、そういったあの、住民の声を聞くっていうことも一方で大事になっていくのかなと思います。

であの、ドイツにも失敗例というのがあって、何で失敗したかって、結局その、住民からのヒアリングを、一応、形ばかりはしたけれども、結局、結果的にはした形にならなかったっていう事例なんですね。どうしてそれが起こってしまったかという、結局その、ある特定の住民だけを作為的に選んで、ヒアリングをして、シャンシャンとなったからなんです。でも、後々その、ドイツでの失敗を例に、ほかの自治体でやるときに、それをどう教訓として踏まえたかという、住民台帳から無作為に住民を選んできて、その話し合いの場に出させて、そして話し合いをして、それでもまとまらなかったら、もう住民投票をする。それぐらいのことをして住民のコンセンサスを得ているんですね。今あの、振興センター、只見の振興センターの建設に関してももめている状況ですよ。住民の意見を聞いたつもりでも、結局いつも同じような人しか説明会に出てこない。いつも同じような人しか審議会のメンバーにならない。そんな状況の中で、それ、住民のコンセンサスを得たって言えるのかどうかっていう話だと思うんですよ。だから、住民の意見を聞く際にも、もうひと工夫、ふた工夫必要なんじゃないかなと思います。

ちょっと、一人演説長くなってしまったんで、ここまでの話で、ちょっと町長、感じたこととお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 縷々、お話しいただきましてありがとうございました。

まああの、今、改めて風景もしくは景観というところから入ってお話になりましたが、只見町にできてる風景を、うつくしい風景を守る条例もですね、その風景という言葉の中には、それは概念的には景観ということも含めた、客観的、人工的なものも含めての、意味を含めた条例であろうというふうに思っております。

縷々、エネルギーから、住宅対策から、それぞれ、この雪国における、ひとつのいろんな示唆の提案というか、ご意見いただきましたが、基本的にはあの、私は別に、議員と、おそらくあの、根本的なところはほとんど、変わってはおりません。まったくそのとおりだと思います。あまつさえ議員は只見町をこうして生活の場に選んだのも、なんとこの只見町の美しい風景ということに惹かれて、定住といいますか、居を構えたという経過も、お話も聞いております。そういった中で尚一層の、これから只見町の景観というものを大事にした施策が、総合的、トータル的に、町づくりの中に位置づけされなければ、只見町が将来における大きな、対外的に向けた魅力の発信にはならないというか、そういったところが一番大きな武器になるんじゃないかという提案だろうというふうに受け止めております。

今我々が取り組んでいるのは、それは現実的に提案されるものというのは、個々具体的に提案されますので、それがどう全体的に連携、統計的に、総対的にも組み入れられた総合的な位置づけの中でなされているかと言えば、まだ正直言ってそこまではなりませんけれども、しかし、ひとつ個々、それぞれの提案に対しましても、今議員がおっしゃったような形の流れの中での景観であり、エネルギー対策であり、そういったことも、今の時代はもうどうしても加味しなきゃいけませんし、考慮しなきゃいけませんし、その中で、それぞれのものを提案させてきていただいているというふうに思っております。

これをどう、実践的にまた町民の方々にもご理解いただけるかというのは、やっぱり我々は公共的な、今、課題抱えている公共的な施設整備やそういった過程を通しながら、今提案いただいたような視点、価値観、側面をですね、十分活かしながら取り組んでいくということは、この庁舎に関しましても、皆さんからそれぞれの意見をいただいて、それを活かしていくということには、ということにさせていただいたのも、そういった一面でもあるわけで

すから、それはおっしゃるとおり、そういったことも、従来、これから取り組んできたことも、これからさらに、尚一層、そのことを意識してやっていけということだろうと思います。それは、そのように、我々も十分、この景観の大切さはですね、ましてや只見町の大きな、やっぱりあの、付加価値といいますか、地域ブランドという形においては、他所にないこの、類稀に、自然のままでも恵まれたものを、さらなる人工的な意思をもって、ひとつの景観を形成していくという、それは、これからの取り組みの中で十分位置付けながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

それぞれの産業振興につきましても、特に農林業なんかは、昨日以来、議論させていただいておりますけれども、やっぱり経済性の問題ばかりで、売った買ったの、収入があった、支出したというバランスだけで論議させていただいただけというふうに私は認識しておりませんで、そういった側面の、今、議員が今おっしゃったような形で、これから先の、この人工的に我々が、生産や暮らしの場として扱ってきた田地畑のこういった過疎の中で進んでいく荒廃をどう食い止めていくかということ、産業の振興とも併せながら、暮らしの成り立ちとも併せながら、且つ又、生活環境基盤としての景観というところが、その根底に大きな位置付けとして、施策として、総合的にまとめ上げられていかなければならないということは、議員おっしゃるとおり、私もそのとおりだというふうに思っておりますので、今全ての、おっしゃっていただいたことに、近々、ここ、ここ、この場所を、こうしますというような形のご返答はできませんけれども、今いただいた趣旨と考え方と方向性は、いつにするものもあるというふうに思っております。そして、そのことを大事にしながら、尚一層それをリーダーシップをとってやれということでありましょうから、その辺は十分、私としても今後のいろいろ、地域政策、地域計画をまとめあげていくには、その観点をきちんと踏まえて、それぞれが連結した形の中で取り組まさせていただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。ちょっと補足の説明させてください。

実は昨日、5番議員のご質問があった時に資料を配付させていただきました。それが只見ユネスコエコパーク管理運営計画書を配付させていただきました。これはあの、協議会の中で決定した計画書です。実はその前段の支援委員会の中では、今、10番議員おっしゃるような議論が有識者の方から多く出ております。そういった中で今回の計画書の17ページに

は、自然環境、景観に関する事項という事項をとって、方針といいますか、基本的な考え方をここに書いてあります。自然環境、景観の存在は、地域住民を含めた生物全体の生存基盤になっていることを含め、云々かんぬんということで、話が出ております。これを具体的にしていくのが、第7次振興計画であったり、景観計画であったりとの整合を図るということだと思います。

一つの例として、伊南川左岸の杉沢のところ、ユビソヤナギがありまして、熊倉橋から写真を撮るのに非常に良いということで、カメラを構えると電線が通っていて景観を阻害しているといったことがあります。そういったことがあります。結局、従来はあの、茅葺の家で、土壁で、あとは普通は茅を家のまわりに暖をとって、刺し茅にしてやってきた。で、時間少ない中すみませんが、その後、トタン葺きになって、サイディングを貼って、それが近代的だと、良いことだということで、景観を壊すということでは、毛頭、そういった考え方ではなくて、それが近代的な生活だ、良いことだって、皆さん、頑張ってきたわけです。そういった中でようやく、今、生活も一定のレベル、生活環境の整備が進んだり、それぞれのご努力があつて、今、議員おっしゃるような、景観がとっても大事だと、いうことに今、その段階に今、只見町は入ってきたというふうに思ってますので、議員おっしゃる方向で、エコパークの管理計画にも書いてありますし、それは努力をしていくべき事柄だなというふうに受け止めております。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） すみません。時間ないところで。よろしいですか。1点補足させていただきます。

只見町の風景を守り育てるといふ、風景について、ご意見ございましたが、やはり風景を入れたのは、先人の方々が守り育て上げてきた風景を大事にするということが大前提にありまして、そしてその中で、自然と共生する美しいふるさとの景観をつくりましょうということがあるのかなというふうに考えております。

昨年の9月でしたか、条例の関係で、啓発が足りないという言葉いただきました。その中で、まあ、今までその、平成14年に、住まいづくり・町づくりの研究会等立ち上げております。建築業、建設業、介護支援センター、設計事務所等の方々が、この条例また景観ガイドラインに沿った街並みをつくろうということでやっております。無料住宅相談会も開催をしております、職人の会、これは町内の大工、電気、水道、板金、左官、畳屋さんも参

加していただきまして、この景観に保持また新しく作り上げようという団体の研究会をしております。その中でその職人の方達が仕事を依頼された時に、そういうものがあるので、という意匠を伝えながらやっておったのも事実でございます。これもまた継続しながら発展させていきたいというふうに考えております。

先ほど、景観計画、景観条例に基づいての景観計画ですけども、これにつきましては、やはりあの、新たな規制や義務、これも生じますので、十分、町民の方々との合意形成を図りながら、総合的に検討しなければならないのではないかとこのように思っておりますし、町長にもそのような指示をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ありがとうございます。

いろいろ、少しは前よりは、きちんと意識して、行政指導を行っていらっしゃるということです。少しは安心しましたけれども、やはりそこに法的拘束力も持たせるように、やはり行動していかなければならないかなと思うんですね。そうすれば、行政としてももっとやりやすくなると思うんです。これあの、住民の、いろいろ制限も生じてくるのは当然です。こういった美しいところに住む住民の責任でもあり、義務だと思うんですね。それに対して、もっと自由な家を建てたいのに、って文句を言うような人がいてはいけないと私は思います。だって、そういうコンセンサスがあってこそその町並みづくりですから。少なくとも、町長、もう、この1年以内に、平成27年度内に、景観行政団体になるって決めましょうよ。いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ、今この場で、結論的にね、そうしますというわけにはいきませんが、いずれにしても、結局、目的としては、景観行政団体ですか、そういったことに目指していくということも、そのこと自体が、一人一人、我々、ここに住む人間の一人一人の自覚、意識、取り組み方が、結果的にはそこに、一番最終的には基づいて、それを尊重し、持続的なものとして取り組み姿勢や価値観が大事なことになること自体は同じことだろうというふうに思います。今、議員おっしゃったようなことの景観行政団体についても、勉強させていただきながら、そういった方向性を迎えながらですね、それは、直ちにここで一年以内と言うわけには、議員にとっては簡単なことだと今おっしゃいましたが、た

だ、そこの目的というのは、今こうやって確認し合ったわけですから、それを含めて、そういったことの意味も含めて考えていくということにさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） そうはいつでも、そうはいつでも、決断してほしいんです。私。決断しなければ、絶対に物事前に進まないです。いつか、できるようになったらとか、住民のコンセンサスを得たらとかじゃなくて、いついつまでにそれをやるって決めたいうえで、その中で頑張るように努力しましょうよ。それないで、ダラダラと、その終わりを決めずに、目標を決めずに、やっていたら、いつまで経っても前進しないと思うんですけど。

私その、すごくいつも嫌だなと思うのは、何かしら、環境とか、国とか、県とか、ほかのものせいにして、勿論、そういう外的な要因とかでできない理由って、いろんなものにあります。景観の話だけじゃなくてですね、全てにおいて言ってるんですけども。いや、そういう規制の中、制限がある中で、どうやったらできるのかっていうのを、散々頭絞って、あきらめないで、もう食いついて、歯を食いしばって、そこでなんとかしてそれを実現するためにどうしたらいいのか、どうやって働きかけたらいいのか、もう散々考えて、考えて、目的を達成してほしいんです。強い意志ですよ。明確なビジョンと強い意志。これすらあれば、なんでも実現できないことなんてないですよ。そこが、なんとなく、できたらやるとか、できるようになったらやる、みんなの意見がまとまったらやるとか、そうやってなんか、ダラダラダラダラ先に延ばしにしていくのは本当に良くないと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） あの、先延ばしという意味ではなくて、そういう捉え方されたのかもしれないけれども、ただ、今、この場で、わかりましたと、約制的なことは、私はこの場では申し上げることはできません。ただ、その、今おっしゃったような形の中で進んでいかなきゃいけないということも理解しておりますから、どうぞこの場ではね、この一般質問の場で、結論的なことの返答等々求めるというところまでは、容赦いただいて、今議員おっしゃっていただいたことも十分、胸に秘めてやってまいりますというこの気持ちだけは強く申し上げておきます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） この場で結論を出せというふうには言いませんけども、最大限の努力を、何においてもしていただきたいなと思います。5番議員も話してましたけれども、

いろいろ、小水力に関しても、いろいろ規制があったり、慣行水利権、一度手放してしまうと基に戻らない。これどうしようとか、いろいろ国のことあると思うんですけども、でも、今こうやって国挙げて再生可能エネルギー云々っていって、これだけの水資源がある町で、それを最大限に活かさない理由が、こういう、こういう状態で存在していて、それが妨げになっているおかげで地元の自然資源を利用できないでいる。これを国は放置するのかと、食い下がって行ってほしいんですよ。国に対しても。なんとかして、地元にとって不利にならない形で、水利権利用していけるように、なんとか国のほうで条件を整えてくれよと。あきらめずに訴えて、そういう積極的な働きかけ、その向こうの条件が整ったら、こっちは行動するではなくて、こうしたいんだから、こういうふうにしてくれと、そういう働きかけを積極的にしていくような姿勢を、やはり町としては、この水利権に限らず、全てにおいて。だからこそ、町長の明確な意思表示、なんにしてもやりたいこととか、考えている頭の中の構想を、もっと具体的に、議会に対しても、町民に対しても、示してほしいんです。それができれば、みんな、もっと前向きに捉えられるのに、そこの具体性がないところ、この曖昧な、そういう方向で検討していく、こういうふうを考えているっていう、なんか具体性のない、検討中っていうことしか、こう、なんか、見えてこないから、みんな、イライラしてしまうんだと思うので、そのこの、意思を明確に、是非持っていただきたいという話で終わりたいと思います。

最後に町長から。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） あと1点あの、私からも申し上げたいと思うことは、いわゆるあの、法的な規制であったり、現実的な課題であったりの中で、難しいから今しばらく検討という意味で申し上げていることもあれば、そういった法的なことであれ、制度的なこと以前に、只見町としてはどうなのかなという、総合的な判断も、私達は客観的にしながら、それは時間かけるべきことなのか、それとも間を置かずやるべきことなのかということを私は判断してやっている、やらせていただいているという思いであります。その辺のところは、取捨選択の優先性というものは、若干、石橋議員と私の、その捉え方が、ある面では違う分野もあるでしょうし、一体的なこともあるでしょうし、そういったことを議論しながら、本当は、やっぱりこれが一番大事だよねということになれば、それはお互い、共通認識の中で、且つ又、それは困難があっても、そしてまたやるべき価値と可能性、可能性というか、価値があ

るということになれば、それは議員がおっしゃるような強い意思を持って取り組んでいくと。
いろいろと困難な中で、困難があるから柔軟な、なんていうのか、腰砕け的なことでいろいろ、検討検討という言葉で、ごまかしているんだということでないことだけは申し上げておきます。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間60分になりました。

これで、10番、石橋明日香君の一般質問は終了いたしました。

続いて、4番、山岸フミ子君の一般質問を許可します。

4番、山岸フミ子君。

〔4番 山岸フミ子君 登壇〕

○4番（山岸フミ子君） 一般質問通告書に基づき2点質問させていただきます。

まず1点目で、地域交通についてでございます。地域交通については何度か質問しております。その結果、昨年よりゆきんこタクシーの利用者負担が半額となり、町民からは大変喜ばれております。土・日曜日の運行があれば助かるという声があります。まちづくりや福祉・教育・地域経済との課題とも同一の問題でもあると思います。町民の足を確保することは勿論、土・日曜日は観光客の出入りもあると思いますが、地域交通の問題をどう考えておられるか伺いたいと思います。

2点目には、学校給食無料化についてでございます。無料化は全生徒に平等に還元される施策であると思います。子育て支援のひとつとして、また地産地消パワーアップの施策にもつながり、意味あるものと考えております。このことについて再度伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 山岸議員にお答えいたします。

地域交通についてであります。地域に定着してきておりますゆきんこタクシーの運行については、現状では平日のみの運行となっております。これは主に平日に朝日診療所へ通院する方や商店への買い物、湯ら里等の温泉施設を利用する方を主たる目的として商工会の事業で運行しております。土・日曜日のゆきんこタクシーの運行につきましては、タクシー事業者の労働者といいますか、方々の勤務が過重になるため、現段階では困難な状況となっております。なお、土・日曜日につきましては、主に観光利用を目的に平成25年度より観光まちづくり協会による町内の観光地を巡るタクシープランの運行や、JR只見駅から会津田

島駅を直通で1日2往復するツアーバスを運行するなど、地域交通の充実に努めております。

学校給食の無料化についてであります。これも12月会議でも学校給食無料化へのご質問をいただき答弁させていただいております。今年度からの給食費一部負担額軽減策により、多くの保護者等から好評の声をいただいております。また、地産地消パワーアップ事業によりまして、地元食材の利用率も平成26年6月40パーセント、11月58パーセントと18ポイントアップしておりますので、地域農業の振興にも一定の成果が表れておると思っております。次年度も地産地消パワーアップ事業に取り組み、地場産物の活用と併せ健康づくりと感謝の心を育む食育教育の充実に推進するとともに、引き続き学校給食法の理念に基づいた学校給食運営を行なってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） これで、3度か、4度か、同じことを繰り返しておりますが、前回、12月会議の町長との問答で、どうしても私的に理解できないものがありますので、その点を重点に質問いたします。

前回、私の質問は、食育は教育の一環ではないのかということを確認いたしました。その答えは、教育長は、それは認められました。また町長は、子供達が心身ともに健全に育成するには、保護者だけでなく、町全体の責務ではないかとの問いに、同感であると言われました。そして、保護者の負担の軽減や負担なしとすることは法的に制約はない。町長の判断でできるという文科省の解釈でした。前回の答弁の中で、町長は、負担と受益との関係を学びつつ、人間形成され、感謝の気持ちを持つことも重要だと言われました。負担と受益といっても、小学校・中学校の生徒に理解できるのでしょうか。これは学校生徒に向けて言われたのか、保護者に言われたのか、それは定かではありませんが、保護者に言われたのかなと思えますけれども、教育長は郷土愛と只見愛というものを育て、感謝のひとつの目標を持って食育を推進しているとの考えでした。食育の中で、現に子供達にそのような教育をされているわけですか。そして、農産物、その他の生産者の方と交流を持ち、給食と一緒に食べながら、その感謝の気持ちを十分に感じ成長しています。私はこの給食費の無料化は子育て支援、今、本当に皆さんが少子化、高齢化、将来どうなんだという、本当に心配な気持ちで過ごしておられますけれども、この給食の無料化は子育て支援の平等性、透明性を持つ大きな施策と確信しています。

今年度に給食センターの町独自の補助事業600万の実施でどのような効果が出ているのか伺いたいと思います。先ほど、大変、保護者の方に喜ばれているというお話がありました。もう一度伺いたいと思います。そして、地産地消パワーアップの事業により給食センターとの連携を深め、食育の充実を図るとのことですが、具体的なものはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今ほどあの、町の一般財源を活用させていただいて、保護者の方の給食費の軽減という施策をとらせていただいているわけですが、どういう成果があるかというお話を今いただきました。まずあの、一部負担軽減という点ではですね、先ほど町長答弁しましたように、子育て支援という側面も勿論ありますので、非常に助かるというお話は私も多く聞いております。そういったことがひとつあります。それからもう一つ、ある方と話をした時に、ハッと思わせられたのは、実は今回の施策によってですね、その親の方が、自分の子どもは自分の家庭で育てていると思っていたんだけど、実は今回の施策で多くの方の力を得ながら自分の子供も育ててもらっているんだと。つまり、先ほどまあ、受益者負担という話もちよっとありましたけれども、そういう意味で親の方がですね、今回の施策を基に、自分の子供、自分の責任で育てるということ、勿論ありますけれども、社会全体、あるいはもう少し身近なところでいえば、只見町の多くの方が自分の子供に対してもこうやって応援してくださっているんだということに気付かされたというお話をいただきました。これは私非常に、その親の方も素晴らしいと思いましたが、私自身、非常に勉強させられたひとつであります。

それからあと、具体的には、先ほど、町長答弁で話ありましたように、60パーセント近くの地産地消ということですので、地元の方もできるだけ良いものを作りたいということで、生産活動を一生懸命やっていただいていますね、そして、先ほども話ありました、子供達と給食を共にする中で、よし、この子供達のためにまた作りたいと、そういった意欲にも繋がってきているという意味で、地元の業者も含め、非常にまあ、成果があるのではないかとこのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） もう一つですが、そのパワーアップ事業、給食センターと連携を深めて食育の充実を図るとのことですが、その食育の充実とはどういうことを指されるかと

いう…

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 食育の充実という言葉の中には様々な狙いがありますが、一つは、やはり給食の中で育まれる、例えば感謝の心とか、それから食べる力とかですね、そういったこと、そういったものが、今回の、そういった施策によって、より、その地元の生産者との繋がりが深くなったりして、その給食の狙いにより近づくことができたということがひとつあります。

それから二つ目はですね、これはあの、給食センターの栄養教諭との連携、非常に栄養教諭、力のある方でありますので、その方が各学校まわられまして、いわゆる栄養面から、今ほど申し上げました給食の狙いから、それから日本伝統の和食を中心にしながら、その食べ方、マナーといいますか、そういったことも含めてですね、学校と給食センターで連携しながら、そういう意味での二つ目の食育の充実というものの成果が出ておりまして、過日、ここで行政報告もさせていただきましたけども、只見小学校のその取り組みも県で認められて賞もいただいたという状況であります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 教育長のその、いろんな食育ということで、その地域の人達との連携で感謝の気持ちも生まれてきているし、その保護者の方の意識も違ってきているというようなお話をいただきました。

それでその、その後の段階の、センターの、これは、方から聞いたんですが、そのひとつの効果として、行政の支援をいただいたことで、献立作成に幅が出て、魅力ある給食を提供できたため、子供達や先生方に喜ばれ、残食もなかったと。また、効果で給食費だけでは活用できない地元の食材を積極的に活用することで、子供達は只見町の地場産物や郷土食に興味・関心を持つことができた。3学期に実施する希望献立にも郷土の食材がたくさん登場して、食の面から只見の良さを実感することができたというような感想を述べておられます。これをもっと充実させるということ。そして、皆さんの、保護者、子供の意識を変えていくというようなことがあると思います。

それで、今度の予算の中に、これは経済常任委員会でも説明がありましたが、未来の自分設計奨励金の計上がありました。その説明の中に、中学卒業時に一人10万円を支給するというものですが、中学卒業時に未来の自分設計を、お金をもらったからといって設計できる

ものなのかと。私はそこがとても理解し難いものでした。私は子供の人間形成、未来の自分をつくる基になるのは、小学校・中学校の一番感受性の強い時期に様々な体験をしたり、見たり、聞いたり、多くの人々と接したりすることが、の中から生まれてくるものと思っております。町長が言われた感謝の気持ちや社会のあり方など、中学卒業時に未来の自分設計のお金で生まれると思われるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○4番（山岸フミ子君） 町長、お願いします。町長がそう言われたんです。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、議員おっしゃったように、やっぱりあの、子供たちが健全、健やかに成長していくには、小学校・中学校通してですね、いろんなやっぱり、この地域に合った自然との関わりや、いろいろな体験的なことにも十分な時間を割く必要も大きく、この時代ですから、特段やっぱり大事なことだと、私はつくづく痛感しております。そういった場合も、当然、学校の先生ばかりじゃなくて、地域の人達の参加の中でそういう環境が、尚一層、充実していったらいいなど。たぶん、そのことは教育委員会の中でも、十分、教育長はじめ、さらに今後の取り組みとして検討されるというふうに思っております。

それから、先ほどの10万円ですが、結局これも、本を正せばですね、簡単にいえば、子育て支援の一環です。そういうふうに理解をしていただければよろしいかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 若干、追加の説明をさせていただきたいと思えます。

中学校を卒業の段階で設計できるのかっていうお話いただきました。実は私あの、つい先日、只見中学校の保護者の方と直接お話をして、中学校に行って、保護者会あったものですから、そこに行ってお話をさせていただきました。でまあ、そこで、短い時間だったんですが、その後、ちょっと話すお母さんもおられましてですね、今回は非常に緊張したと。え、緊張したという言葉聞いて何事だろうと思いました。実はですね、今回、その自分設計のお金をいただくにあたって、家族と一緒に話し合いしながら、お子さんが自分で、この貴重なお金をこういうふうにして使いたいというふうに書きこむところがあるんですね。そのところに、どう書き込むかということで非常に子供も親も緊張しましたというお話を聞きました。で、私あの、40名近くのお子さん、家庭から出していただきました申請を全部、一

枚一枚全部見ました。その中にはですね、自分が高校に行って、この資格を取りたい。そのためにこれを活かしたいというお子さんもいらっしゃる、あるいは自分はやがて医療関係に就きたいので、どうしてもその専門学校に行く時に、その貴重なお金を使いたい。あるいは、やがて私はグローバルな視点で仕事をしたい。そういう視点を養うためにこれを使いたい。様々、それぞれ悩みながらも、その文字の行間の中から感じるものがありました。まあ、完全に未来の自分設計ができるかどうかというところは、若干難しさありますけども、しかし、少なからず、その目標を家族と共に話し合えた。あるいはそういう方向に一歩歩み出していこうという大きな契機にはなっているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番議員に申し上げますけれども、これはあの、通告された内容でございますので、これは当初予算の中で答えますので、予算審議の中でひとつ、質していただくようお願いいたします。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） これは、議長、そう言われましたが、前回、町長がそう言われたので、そのことで、関連したことでお話をいたしました。気を付けてやっていきたいと思えます。

今あの、教育長から、大変緊張したという話がありましたが、そういう、何か免許を取りたい。それから、こういうふうな学校に行きたいということは、やっぱり、小・中学校の

○議長（齋藤邦夫君） 4番議員。4番議員。今ほど私が注意しましたけれども、通告にない一般質問でございますので、予算審議の際に、その点についてはひとつ質していただくようお願いいたします。

○4番（山岸フミ子君） わかりました。

それではあの、次にまいります。

つい最近の新聞報道にもありましたけれども、ある自治体では出生率の向上や、安心して子供を産み育てる環境、定住化促進や子供子育て環境の充実が不可欠であるとのことが言われております。保護者の経済的な負担の軽減を図るため、第1子、第2子は半額助成、第3子以降を3人在学を条件とせずに全額免除することを予算計上したという報道がありました。私は町民の声を具体的な施策として、町民の方の暮らし応援のため提案をしています。町長は町民の声をどれだけ聞く耳を持ち、平等性、透明性を考えながら、知恵を絞り、政策立案し実行するかだと思えます。町長は、文書では、きめ細かな施策をするとよく言われていま

すが、福祉に関する予算額は本当にきめ細切れな予算だと私は思っております。子供がみな平等で、健やかに教育を受けられること。親の負担を少しでも軽減し、子供の将来に繋げること。そして、只見町の将来に繋がるような施策をするべきです。町長は前回の答弁でお金の問題ではないんだということを言われております。まあ町民の間には、そんなこと言っても、そういう政策をするにも財政を気にする人がおられますが、この6年間で約6億円の預金をしております。子供の将来、只見町の将来にお金を使ってください。若い人はこうしてほしいと思っても声に出せない人もいるものです。

最後になりますけれども、この答弁書を見ますと、今のままということで、今後どうするというようなことが何もありません。最後に伺います。現在の補助事業を拡充する、今後、拡充するところはないのでしょうか。また、そういう対策はないのでしょうかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 毎回、といいますか、いろんな形の中で、議員から提案というか指摘を受けるわけですが、ひとつひとつ、子育て支援にしても、福祉関係にしても、総合的に見ていただきたいというふうに、いつも議員に私は申し上げてまいりました。

例えば今の学校給食の件もそうですし、逆にまた、先ほど中学校卒業の時のお金のことも質問がありましたけれども、トータル的にですね、全体的に見渡しながら、いつも申し上げているに、やはり、あと全体的な財政の中の絡みの中で、常にひとつひとつ考えて政策をとらせていただいているということでもあります。

いろいろと時代の流れも含めながら、その時その時の時代を的確に捉えながら、そしてそれに対応できると、しなきゃいけないということになれば、またそれは勿論、直したり検討して、させて見直していくということは、そういった姿勢は持っているわけですから、そういった中で、今、今般、トータル的にまた今般、いろんな予算審議をしていただきますけれども、そういった中で形づくられているということもご理解いただければなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、総合的に見ると、見なければならぬんだということを言っておられますが、総合的に予算のその計上された、福祉に関したり、子供子育て支援に関する枠をみますと、これも予算のところだという、言われるかもしれませんが、そうい

う、ところを見ましても、その子育て支援、それから少子化といわれるけれども、具体的な政策になってないんじゃないのかなと私は思います。それでこの子育て、それから少子化の問題は、若い人達、子供の問題だけではなくて、これから高齢化がどんどん、私なんかも10年経てば80歳になります。とても、町長は悲観的ではないとおっしゃっておられましたけれども、とても不安でなりません。まあ、学校給食については、是非、この補助の拡充をするとか、今後どうしていくんだという明確な答えをいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ何度か、同じ質問の中で答弁をしてきております。これは先ほども申し上げたとおり、常々、常に予算を作成する時には、十分、全体の中で協議をして、その妥当な、といいますか、そういった精査の中でやらせていただいているわけでございます。

それで、ひとつ、前回もこうやって給食の無料化ということについて質問があったわけですが、無料化につきましては、縷々、先ほども教育長からの答弁もありましたし、私と山岸議員の違いは、無料化か、無料化でないかという、その1点だけだろうと今思っておりますが、再三この点につきましても、先ほども申し上げましたが、全体的に大きく、少子化の流れの中での子育て支援という形の中では、その他、様々の仕組みの中で予算を組まさせていただきますので、そういった面で考えていただきたいということと、根本的に私は、考え方は、山岸議員にとっては、無料化というその施策が、それがあべき施策の到達点といたしますか、そういった視点の考えの中で私にもものを申されている、質問をされていると。で、私は、そのこと自体、そのことが、決して、全体的にあって、そうあるべきだという認識には立っていませんということを再三申し上げてきましたから、これは物事の捉え方ですから、これはあの、毎回毎回言われてもですね、当面、私の考え方は、従来申し上げさせていただきましてことについて、当面、たぶん変わらないだろうというふうに私申し上げておきます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） それで、先、私が、充実させる、今の、現時点の事業を充実させることはないのかと言いましたが、それもないということですよ。今の答弁では。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） そういうことは申し上げておりません。縷々、だから、その時点その時点で一生懸命、全体を見渡しながら考えてますと。改良すべきところは改良するし、すべ

きところでないとしませんし。ね。そこのところおわかりください。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、あの、いつまでたっても平行線ということなんですが、私は今後とも進めて、それを求めてまいりたいと思います。

順番が前後になりましたけれども、次の地域の交通について質問いたしたいと思います。交通政策基本法での交通機関のひとつとして、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保をあげています。突然に基本法を出して、ちょっとあれですけども、まあそういうことがあるということで、日常の買い物や通院の足に限定するのではなくて、人々が自らの意思で自由に移動できる環境整備をすることが私は望まれているんだと思います。この環境を整備することによって、人と人との交流が活発になり、福祉や地域経済、教育などの課題も共に解消されるものと思います。現在、町で行われている交通事業は承知しておりますけれども、今後、運転免許証の返上などで交通弱者が増えることが予想されると思います。この認識を町長に伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） そういった現実的な流れは多々出てくるのかなというふうには認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 地域の中で、健康で生きがいを持ちながら生活するよう、生活支援の充実と人々が生き生き暮らせることができる地域づくりをするという町長の施政方針、いろいろありましたけれども、まさに私は、この、まあ普通の日、月曜日から金曜日までの運行はゆきんこタクシーもありますし、利用もできるかと思いますが、土日の運行が、若い人が出かけてしまって、年寄りが家で留守番をする。そういう時に、自由に移動ができる、この交通手段を、あれば、本当に人々の交流ができて、認知症も減り、学校の生徒も行った来たりということが出来るかと思います。地域公共交通活性化再生法で地域が計画を策定し、それに対して国の補助があるようですが、どのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 地域交通に関してお答えいたします。基本的な考え方、理念、そういったものは議員、今、ご説明いただいたとおりかなというふうに思っております。従

前は会津若松に本社があります乗合自動車が、バスが走ってまして、おりましたが、それも乗降客が減って、町では回数券の購入補助金を出したほかに、運行委託料を出す。二重に予算計上してました。実際、回数券の補助といっても、回数券は買ってなくて、乗車密度を上げるために回数券の購入補助と称して補助金を町は予算計上せざるを得なかったという時代が過去にあります。そのほかに運行委託料を出していた。ですが、なかなか、支流集落にはバス停がなかったりということで国道沿いしか走らなかったという課題の中で、ゆきんこタクシーということで、デマンド型の、本当に玄関から目的地まで、本当に親切によくやっただけだと思っています。これも町内に幸い、タクシー事業者さんが2社ありますから、そういったタクシー事業者さんのご理解とご努力、またその運行の管理していただいている町商工会の方々の力が合わさって、まさにそういった意味では協働ですが、そういった形の事業が今成り立っているものというふうに理解しております。それを進めるにあたりまして、様々、検討、福島大学の先生も入っていただいたり、多くの方に入っていただいて検討しましたが、出かけるにはやっぱり目的地が必要です。で、それには、今もそうすけども、8割がた、診療所への目的が多かったという、それはアンケートだけじゃなくて、その後の運行実績を捉えても8割がた、診療所。診療所は現在、月曜から金曜までの診察ですから、土日の診察は基本的に急患以外はやっていないという状況があります。あとタクシー事業者さんも、1時間いくらの契約ですから、本来のタクシー事業者さんとしての、その機会を、普通の平日は拘束しているわけですから、やはり土日は観光客の方があったり、様々な需要がありますので、やっぱりそこまで縛るといことはなかなか難しいという現状がございます。ですから、土日に出るにあたって、診療所以外の、まあ昨日らい、中心市街地とか、いろんなあの、話、高齢者の方の健康づくりの話ありますが、やっぱり出かける機会、出かけるその目的を、診療所と同等か、それに近いような目的を整備していけば、土日でも出かけるということになりますから、そういった運行はより必要だということが、より明確になると思います。現在必要でないといっているわけではなくて、現在も勿論、あったら一番良いと勿論思います。ですが、片方でそういった事情もあるということをお話しているわけで、本来は土日でも運行されていればいいという、利用者さんの声はそのとおりだと思っておりますが、そのような経緯と考え方を現在持っているということをお話させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今、町内で2社のタクシー業者さんがゆきんこタクシーを運行されているということですが、で、あとはあの、観光客の方の対応ということですが、私は町民の方が、土日、もう少し足の確保ができないのかなと思います。

で、国の補助があるということはあれですよ。これは、地域が計画を策定して、しないでだめだということですよ。ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 全て、交通に関しては、陸運局、陸運支局といえますか、そういうところと一緒に、関係者、バス事業者、タクシー事業者、関係者でそういった地域協議会というのを設けなければならないことになってます。で、その中で合意を得たものを陸運局並びに陸運支局は認めるという現在の制度になってます。どういうことが過去にあったかといいますと、例えば、田島と只見の直通のバスがほしいという話を端的に申し上げた時に、当時は、今はもう、田島・只見ですと、夏場は大体1時間くらいかなというふうに、たぶん、皆さん、すぐピンとくると思うんですが、当時は会津バスですと2時間かかってました。何故かという、旧南郷村の県道沿いの集落を漏れなくまわってきますから、国道沿いを来れば1時間ちょっとで来られるものを2時間もかかるということではなかなか不便だという声がありました。ですから、直通のバスがほしいなということになっても、やっぱりその、地元の乗合自動車、バス会社がありますから、その了解を得ないと、陸運局並びに陸運支局はそれを良しとしないという関係がございます。そういったこともある。一方で観光客もあるということで、検討の結果、始まったのが、ツアーバスということで田島と只見と実質1時間10分ぐらいで繋いでいるというところに今きているわけですから、尚、議員がおっしゃるような課題、必要性はあると思っております。まさに大事なこと、必要性のあることを言っていておるというふうに素直に受けとめておりますが、その辺の事情は、このままで良しとはしておりません。今現状はそうですが、さらにこれを改善を図って、議員おっしゃる方向にもっていけるよう、さらなる努力が必要だなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 経過はわかりました。

ただ、そのツアーバスですが、これ、時間がかかるとか、いろいろあるかと思うんですが、そこにその、観光客が対象ということですが、そこに住民の方が乗れるとい

うことは考えられないのでしょうか。まあ、いろいろな問題はあるのかなとは思いますが。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ツアーバスも観光まちづくり協会で行っていますが、ツアーにもいろんな商品ありますから、宿まで含めたツアーと、宿は自由とか、ありますから、このツアーバスは宿まで入ってません。わかりやすく言うと。ということは混乗といいますか、そういった利用のある方は住民の方が実質的に利用できるということになっております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） そのツアーバスはまあ、住民も利用できるということですよ。それは、あれですか、予約とか、予約が必要です。それはあの、そうですね、その利用できるって話はよく聞かないんですよ。だめだど、という話だけなんですけど、その周知も必要かなと思うんですね。町民の方にね。しっかり、ちゃんとした周知。予約であればできるということを明確にする必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 地域交通の協議会があるということ、先ほど申し上げました。そういった、本来の筋目といいますか、本来のあり方をきちんと押さえたうえで、ツアーバスというのを観光まちづくり協会が運行しているわけですから、その中で住民の方がたまたま利用されるのは、それは拒否するものではないということでもありますから、そこら辺の意味合いはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 微妙なところかなと、感じがするんですけど。

それでは次にいきますが、今、明和地区では、高齢者で交通弱者の方々に独自で買い物支援を行っておりますけれども、これは、只見・朝日地区でも、同様な方はおられると思うんですけども、その、こういう事業は町全体の問題として考えられるべきじゃないかなと思いますが、町長、どのように思われますか。伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、明和地区で行われている買い物支援。いろいろあの、それぞれのサポート補助事業といいますか、サポート事業を受けて、今やっておりますし、そこに一部、町の、交付金といいますか、そういったものを使われて今運営されております。で、そういった中で、まあ、こういった国・県の補助事業といいますか、サポート事業は、やっぱり年

限がございます。3年ぐらいが大体、補助事業の期間としてありますから、そういった時に、また今後、当分、継続的にやっていくにはどうしたらいいのかなというようなことがたぶん課題になってくるのかなというふうにも思っております。そういった時に、改めてですね、明和、今もう、すでにスタートしておりますけれども、今後の成り行きなり、事業の運営の進捗状況、それから課題等々もまた出てくるのかなと思う中で、またそれは全町的な課題としてなるかどうか。いろんな形の中で、いずれ協議したりしながら、そういったものが、当然、朝日や只見地区でも話題になるということは想定できますから、そういったことを踏まえながら、十分、地域の方々と、先ほども申しあげましたように、昨日らい、言っているように、集落、6番議員からも、集落対策どうするんだといったような話の中で、ひとつの地域福祉をどうしていくかというような形の中で、それぞれ健康づくりのことも、中心にお話させてもらったかと思っておりますけれども、そういったあり方等々も、たぶん、皆さんと協議しながら、地元の方々とも協議しながらですね、実態的に、継続的に、可能な形の中でどういうことが出てくるのかというようなことも、改めて議論、まあ、させていただくような場があるというふうに私は認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、あの、土日の運行のことで他地域のことを引き合いに出してきましたが、是非、あの、今後の集落のあり方、いろんなことがこれから審議されるようですので、是非、その土日の足の確保。これはさっきから言ってますように、高齢者のみならず、学校生徒などの移動、そして湯ら里やJR只見線の利用促進などにも、の活性化にも繋がるものではないかと思っておりますので、是非、そのような施策でお願いをしたいと思います。

町長のもう一度、確認の意味でご答弁いただいて、私の質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 交通問題はですね、地域交通の問題は、先ほど総合政策課長が申しあげたように、いろいろと制度的、法的なこともございます。そういった流れの中でできる、これからの交通問題は、これまでもそうでした。なんとかならないか。もう少し充実したものにならないか。もう少し総合的にうまくいかないかとか、いろいろ検討してきましたけれども、尚一層、課題はたくさんございます。そういった中で、やっぱり、ひとつひとつ課題を、この問題をまだまだ、十分、可能性を探りながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○4番（山岸フミ子君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、山岸フミ子君の一般質問は終了いたしました。

続いて、1番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

〔1番 中野大徳君 登壇〕

○1番（中野大徳君） 通告に基づき、一般質問をします。

1、只見町の産業振興について。昨年9月会議において、豪雨災害復興基金の産業振興について、12月会議までに産業振興策を提案いただきたいとお願いし、12月会議において提案されようとした直前に、議論される事なく一部差し替えされました。その間、米価の下落がありマスコミ等を賑わし、生産意欲の低下が懸念される事象がございました。近隣市町村では米価の下落対策にも敏感に対応策をとった事はご承知のとおりでございます。このような状況の中、稲作農家に対する支援策を拡充し生産意欲を向上すべきと考えます。稲作農家に対する生産意欲向上策をどのように考えておられるのかお聞きします。

2といたしまして、豪雪に対する町の取り組みについて。今年も大雪に見舞われ、除雪に関係する業者や町民は大変ご苦勞なされました。豪雪対策本部が設置されたが、少子高齢化に伴い、豪雪に対する町民福祉への支援対策を検討すべき時期にきていると思うが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 1番議員にお答えいたします。

まず産業振興ということですが、只見町において農業が基幹産業であり、町土の保全という点において基盤産業であることは今後とも変わらないものと考えております。農業の中でも稲作をはじめとする土地利用型の農業は町の農業の中心であり、水田のない只見町はありえないものと考えております。今年度については、国の農業施策の大幅な転換と米価の下落が重なり、農家の方々への影響が非常に大きく、将来の稲作に対する不安から生産意欲が失われることを危惧しているところであります。このような状況のもと、稲作農家の方々の生産意欲を失わせないための町としての支援策を昨年らい検討してきていますが、現在まで具体的な施策としてお示しするまでには至っておりません。県において稲作農家に対する緊急支援事業が予定されておりますが、町としてはこの県事業への上乗せでの支援を検討しているところでありますので、県事業の詳細がわかり次第、町の具体的な支援

策をお示ししたいと考えております。また、米価下落に対する緊急支援とは別に、今後も町土保全の観点から只見町にとって不可欠な水田景観を維持するためにも、稲作農業を持続可能なものとするための施策を検討してまいりたいと考えております。

豪雪に対する町の取り組みであります。今年、今冬は12月上旬から連日の降雪があり、その間に2回大雪警報が発令されるなど、町民各位や除雪業務関係者、集落役員や福祉関係の方々等のご苦勞は大変なものであったと承知しております。町といたしましても1月20日に豪雪対策本部を設置し、雪害対策や交通の確保に取り組んでまいりました。ご質問の豪雪に対する町民福祉への支援ですが、今年度も冬期間の安定的な除雪支援を行うことを目的とした除雪支援保険事業を実施するとともに、事業利用者の負担軽減を図るための助成を行っており、除雪作業の受け手側である事業者等に対しても機械整備等に係る補助事業を実施してまいりました。併せて、自力で住宅屋根等の除雪をすることが困難な高齢者等の世帯に対しては費用の一部助成を行い、住宅屋根等の保全と生活の安全確保に努めているところであります。冬期間の生活支援対策として行ってまいりました福祉商品券給付事業は、今年度より1世帯当たりの給付額を1万円に増額して実施しております。また、雪に負けない暮らしづくり推進のため、平成24年度から克雪対策事業として屋根改良や住宅周囲融雪設備設置の補助を実施しておりますが、今年度は危険屋根雪止め設置も対象事業に追加いたしました。今後も制度の拡充を検討しながら継続してまいりたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） いつも同じような質問で、と思われるかもしれませんが、これは、考えてみますと、この4年前の大地震、それから、その年の新潟・福島豪雨。そして、昨年の米価の下落があったわけでありまして、それで、この農業、水田農業に対するこの施策をやるのは、私は去年しかないと思ったから去年までにやってほしかったんです。これが、評価は、今の評価は、稲作農家に対する只見町の評価は、去年、実施しなかったことによって、大変、私は、まあ、言葉悪いですが、落ちていると感じざるを得ません。先般まで当局のほうで農政座談会開催されました。と思いますけれども、どのような意見が多かったですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問の農政座談会でございますけれども、これにつきましては毎年、転作関係の制度説明と合わせて毎年開催しているものでございます。今年は農

政座談会ということで開催させていただきました。それでまあ、各農家さん、出席農家さんから、毎年、いろいろご意見いただいているところでございますけれども、特に今年、米価下落、それに米の直接支払交付金が減らされたということでございまして、土地利用型農業、特に稲作に対するかなり厳しいご意見をたくさんちょうだいしております。特にですね、今までと違う部分につきましては、本当にこのままですと、生産そのものが、営農そのものが継続できなくなってしまうので、なんとかしてほしいというような意見をたくさんちょうだいしているところがございます。この点についてはまあ、今年、一番まあ、多かった意見ということで意見をちょうだいしているところがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） まあ、今、課長おっしゃられたのが事実でございまして、僕のところにも何件か相談を受けております。実際、去年の12月にそういった、町のその、一反あたりいくらほしいとか、そういった金額の問題でなくて、町が、基幹産業、農業なんだよと、そういうふうに言っているわりには、何のあれもないじゃないかと言われているのが今の現実なのではないかなというふうに思っております。

先般の我が経済委員会においても、そういったことを課長に申し上げました。そして、なんですかこれ、実施計画書、この中には、17項目の誇りの持てる農業の確立ということで、17項目、きちっとこれをやりたいと、財源はこれでやりたいんだというところまで説明を受けておるところでございますが、まあ、その、なんですか、米が下がったからお金がほしいとか、そういう意味でなくて、やっぱり、その誇りを持って農業をするには、町もこれだけの支援をしているんだというところが今見えないと、そういう意見が多いんです。

で、先般、認定農業者と、それから認定農業者でない方の様々な意見もございしますが、認定農業者というのは、つまり、国の考えで、県・町が、その人達を、要するに農業やってくださいよと認定されたわけですね。そして、認定農業者はちゃんと5ヶ年計画を出して、それを認められて認定農家になっているんですよ。その計画書の中には、5年以内に、機械を、どれを更新するとか、面積をどれだけまでにもっていく。従業員はこれぐらい使いたいんだというところまで計画書の中には、全部一人一人、計画立てているんですよ。そして、認定されてやっていて、例えば、認定農家の下には10軒・20軒の農家が助かっているわけですよ。だから、認定農家個人のどうのこうのという議論でなくて、認定農家を守るということは只見町の農地を守ると、私はイコールだと思っております。そして、認定されたか

らには、地域の土地を耕作放棄地を増やさないう、みんな努力してますよ。何故、この町は、基幹産業だといっているわりには、なんでほかの町ができて只見町だけできなかつたんだという意見をいただけてますが、この点については、町長、どうお考えですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まさしくあの、農業支援につきましては、ここのところ、形取ったものがないというのも事実かと思えます。特に水田農業に対しましては。

今般、これまでも、農業支援の、特に水田農業に関しましては、いろいろとまあ議論、補助、いろんな形の補助ということに関しましては、議会との議論をしてきたところでありますが、この辺のところは、これまでの経過の中では、いろいろと、その米価下落といったものに対する直接支援といったような形の中では、いろんな見解があったということも理解しております。そのことに対して、今、苦境に立たされている認定農業者はじめ、只見町の水田農家に対する取り組みとして、その町の対応があまりにも無策だべやということなのかなと、今指摘を受けたというふうにまあ感じております。

ただ、今、この状況の中で、ここの今の段階でのご指摘は受けながらも、じゃあ今後どうするかということですが、昨日も申し上げましたが、国・県の農政が大きく転換しようとする中で、我々も農家に対する支援というのが、どちらかという県補助に乗っかってやってきた経過がございます。そういったことが、なかなか今後、そういった施策が国も県も、かなりの大きな転換の流れの中では望めなくなる中で、改めて、どういう、支援と農業が持続的にできる、その構造的に課された課題に対しても含めて、農業政策というものを、この土地利用型をどうしていくかということは、若干の考えや方向性とまではいかないかもしれないけれども、昨日、3番議員にも申し上げさせてもらったところでございます。

今、やはり我々の農家の厳しい環境の中で、たしかに米価下落に対する支援ということがあれば、それは、その時、大きな支援や、心情的にも応援という形で受け止められる効果はあったろうというふうに思いますが、あえてそういった環境の中で、これから、今後のことを考えれば、そういったパターンではない、大きな、町農政を考えていくということですが、先ほど申し上げましたとおり、今の段階で、そういった構想や施策の体系が構築まだされておられません。それをいち早く、やはり、ひとつのこの状況の中で作り上げていくのが今課せられた我々の責務だというふうに思っております。

私もあの、農事組合の座談会の、それぞれの意見は報告書の中で読まさせていただきますし

た。誠に厳しい声がございました。そういった声もですね、踏まえて、大変だということは、もうこれは全体的にわかっておりますが、その大変でも、いろんな立場の人の抱えている課題があるかと思えます。やろうとしても、今の米価であったり、今の状況ではやれないんだという経営的な悩み。あとは、まあ、歳をとられて、水田を誰かにお願いしたいんだけども受け皿がいなくて困っている方もおられるでしょうし、そして、これからのまた、これは皆さんとの議論もあると思えますけれども、認定農業者であったり、今、特定の水田農業も、特化した方や、特化した組織、または認定農業者、担っていただいているわけですけれども、その人数的に限られた、特化したその施策支援というのが、また公平、平等という論点も論じられるかもしれません。ただ、大きな大規模農家であったり、組織にお願いするというのも、今の状況ではそうせざるを得ないという状況の中で、そうすることが、今、議員おっしゃったように、その下に、その傘の下に、小規模であったり、高齢者の方々の、救いもやはり、認定農業者をはじめ、役割を果たしてきているんだなということも今般の報告書の中でも痛感したところであります。改めて、小規模も含め、これから担っていただかなくてはいけない認定農業者はじめ、大規模農家も含めて、今後の、または法人の形成も含めて、今の水田農業をきっちりと施策の体系の中に位置づけていくことを早急に立ち上げたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今、町長の想いをお聞きしまして、まさにおっしゃるとおりで、だなど、自分でも思っております。この後、予算審議の中で様々な施策も議論できるようですから、いちいち施策に対してはこの場では申し上げませんが、やっぱり、今、この災害があったりして、町がこの、なんていうんですか、潤っているというか、にらしい状態ですけども、またこれ、やっぱり、私はこの農業というものに、また目がいく時が、もう、近い、数年らい、くるんでないかなと、そういうふうに思っています。あの災害の時も、3年間、流失したのに対しては何の面倒もありませんでしたし、まあ、元の田んぼに直してはいただきましたが、いざ直してみると、もう、やっぱり、作ってくれと、そういった現実もございしますので、この、今年度、やっぱり、大胆な施策をとっていかないと、私はどんどん、もう、離れていく人が多いのではないかなと。認定農業者が認定農業者に頼る時代がもうきていると。高齢化が進んで。まさに悲しい現実がありますので、是非、大胆な施策をお願いします。これはあの、まああとは、質問も重なっておりますので、これ以上は。

次の問題に移らせていただきます。2番目の、豪雪に対する町の取り組みについてということでございます。まず、聞かれるのがですね、豪雪対策本部が設置されると、一体、町民に対しては何がどうなるのか。まず、その、町民とか、例えば生活弱者に対して、豪雪対策本部が設置されると何がどう変わるんですかと。僕はうまく答えられませんでした。ちょっと、わかりやすくちょっと、簡単にご説明いただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 豪雪対策本部であります。豪雪対策本部を設置をいたしまして、まず一番に優先するのは、町民の方々が雪による事故、災害に遭わないということ。併せまして、道路交通等のインフラの確保ということでもあります。こういったことを最大限確保するために雪害に対する予防広報であるとか、あるいは除雪の体制の再確認をして除雪路線の通常通りの通行に支障をきたさないような対策を正させていただきます。併せまして、住民の方々につきましては、自宅まわりの除雪等も心配の点かと思えます。そういったことは除雪支援保険制度の中で、さらなる検討をしてみたいということになるかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） すみません。今のお答えで、豪雪対策本部が設置されると、災害に遭わないとおっしゃいました。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 雪害に遭わないような予防広報を行っております。残念ながら、議員ご承知のとおり不幸な事故起きましたが、町といたしましてもおしらせばんによる広報あるいは広報無線等で事故防止については喚起をさせていただいたというところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 災害に遭わないような予防広報をするというのは、別に豪雪対策本部できなくても、それはやらなきゃならないことだと思うんですよ。だから、豪雪対策本部ができて、できて、町民がわかりやすく、例えば聞かれた時に、福祉の面とか、そういう面で何かあるんですかということをお聞きしました。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃる福祉の面につきましては、例えばであります。除雪支援保険制度、担当課は保健福祉課であります。そういった中では、住民の方の家の

周囲の除雪の回数、概ねの回数でございます。それを超えて支援をするということでもありますので、既定の回数になったから、もう支援ができないというようなことではなくて、その回数を超えた場合には、1月の会議でもお願いをしました、補正予算をお願いをして、業者にお支払いをして住民の方の安心を確保するという対策はとってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 今ほど町民生活課長のほうからの答弁にもあったんですが、あとは、それと併せまして、各地区の民生委員の方々にも、日頃、見守り等やっていただいておりますけれども、さらにそういう部分については気を配っていただくというような形をとらせていただきました。あとは今ほどの話のように、1月会議におきましては、その除雪保険制度の部分での補正のほうも行っているというところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 先般、ちょっと長ったらしいんで、豪対本部といいますけれども、豪対本部が設置されると、役場の中がどう動くのか、ちょっと個人的に資料をとらせていただいていたけれども、やっぱりその注意喚起をするとか、それから、まあ、課によっては訪問、一人暮らしのところを訪問するとか、そういったのが主な、まあ、忙しくなるなど。役場は。そういうふうに感じました。で、例えば今おっしゃった除雪支援保険制度。この前、補正で割増しました。で、これは豪対本部が設置された時に、まあ会議によって、会議によって町長が認めれば割増すると、そういう制度ですよ。ちょっと確認です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） そうでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） まあ状況もありますから、大変、まあ、良い制度だと思っております。で、例えばこの雪を掘ってもらう人に当然、回数も多くなるし、燃料も食うし、当然のことだと思います。ところが、ところがというか、住んでる人ですよ、町民ですよ、その、例えば一人暮らしとか、そういった方に、僕はずっと思ったんですけども、一人暮らしの方なんか見ると、やっぱり、朝暗いうちから出て、そして、このような、今年みたいな大雪になると大変その、苦労している様子も見たり、それからその、なんていうんですか、雪によるそのストレスと言っちゃ悪いですけども、やっぱり雪の中にずっと一人で家にいることも多くなるんですよ。子供がなかなか来れなかったり。そういうのを見ると、その人達に

対して、例えば豪対本部が設置された時には、この除雪保険制度と同じように、何らかの、何らかの、町の気持ちですよ。それができないのかなと、そういうふうに思ったんです。以前、福祉灯油ありました。今ではこの一世帯当たりの給付がこれ1万円。これは大雪でもなんでも関係なく1万円ですよ。ですから、このような時、特別な年には何らかの支援策を講じられないものかと思ったものですから、ご検討なさるおつもりはございませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） たしかに雪のストレスというのは高齢者だけではなくて、私達も相当なストレスを感じておりますけども、このようなまあ、時に対しての、今のご提案というか、そういう部分については、今、具体的にどうこうというような案は持っておりませんが、確かに検討していくべき内容かというふうには理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今、只見の話題というのは、例えば新しい役場ができますよと。できる。これはもう計画通りできます。それから、地区センター。只見の地区センターがこういったもので計画されてますと。それから、活性化市街地で、あそこの駅前通りも変わりそうですよと。やっぱりね、その、まあ昔の言葉で言うと箱物、ハード。こういったものばかりが話題で、その、実際に住んでいる人に対する、まあ、ソフト面といいますか、そういったものが、ちょっと欠けてるんじゃないかなと。そっちのほうばかりに目がいっちゃって。そういう気がしてならないものですから、ちょっと、こういった、まあどんどん、高齢化率上がる。これはもうしょうがないことではありますけども、そういったところにちょっと、もうちょっと、優しい町の取り組みが必要なのかなと、そういうふう感じたものですからお願いいたしました。まあ、一応、雪とは、この町に居る限り、死ぬまで付き合っていかなければならない問題ですが、若いときは雪を利用したり、克雪、利雪、融雪なんて、もう頑張っはこれですけども、やっぱり歳とってくると、どうしても克雪ということが強くなってくるのかなと、自分もそういうふうに段々感じてはいますが、でも、この雪が降るわりには、例えば除雪体制とか、そういったものは、ほかから来た人にも褒められますし、たいしたもんですねと、これだけ降っても、これだけきれいにしてあるところは珍しいですよ、ぐらひの話もいただきますが、やっぱりその、住んでる、その道路事情、交通事情もそうですけども、その生活弱者ではないですけども、そういった人に対する支援策をもうちょっと拡充する、していただきたいと、そういうふうお願いして質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 只今の件でございますけども、これは12月会議の折に、7番議員の方からも、いろいろその提案部分いただいておりますので、そこら辺のことも含めて、内容等よく確認しながら検討していきたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、15分ほど、暫時、休議いたします。

その後、議案審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時41分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第4号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 次長。

○教育次長（馬場博美君） それでは、議案第4号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどお配りしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正についてというのをご覧いただきたいと思います。そちらのほうで、法律の目的とし

て、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めているものでございます。そして、改正の内容としましては、背景、改正点等、記載させていただいております。具体的なものとしましては、今までの教育委員長としては教育委員会の代表者になっておりまして、教育長は具体的な事務執行の責任者と位置付けられております。それが、どちらが最終的な責任者か不明確ということもありまして、一部改正によりまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置がなされるものでございます。それによりまして、第一義的な責任者が教育長であることが明確になるものでございます。(3)のほうの運用としましては、法律の施行日としては、平成27年の4月1日となりますが、当町におきましては現教育長の任期満了後からとなりますので、平成29年11月予定となっております。この内容を踏まえまして、関連する条例の一部改正が4件と廃止条例が1件ございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第4号のほうなんですけども、只見町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第17条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものでございます。附則につきましては施行期日、経過措置等につきましては先ほど申し上げたとおりとなっております。

もう一部、資料として配付させていただきました新旧対照表についてはご覧いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 新教育長ということに名称が変わるということですが、ごめんなさい、すみません、それは後の問題でしたが、教育長、教育委員長を、教育長が一本化するということですが、この教育長は、この国の法律によりますと、町長の、町長が議会の同意を得て任命すると、任命が町長になるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 結論的には、今ほどお話あった形になります。今までですと、町長は議会に、教育委員として同意を求め、その後、教育委員会定例会の中で互選で教育長を選任してたという状況です。で、この制度改革によりまして、町長はこの議会に、教育長とし

て同意を求めると、そういう状況になります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論ですか。

〔「反対討論です」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） はい。

反論を許可します

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 反対の理由を申し上げます。

この教育委員、教育長、教育委員長、委員長という職務は、戦前の教育の反省から教育の政治的中立を維持されてきました。教育委員会と教育長の力関係が入れ替わるということ。それから、新教育長の任務が3年と短くなって、先ほど言われたその、市町が、市町からの独立は教育委員会としての独立が弱まる。それから、その3点の以上のことから、教育の政治的中立を外して、教育内容への政治的介入、支配に道を開くものだという観点から、この条例に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、この原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

ありません。

これで、討論を終わります。

これから議案第4号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第4号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第5号 只見町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長、お願いします。

○総務課長（馬場一義君） 議案第5号 只見町行政手続条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

只見町行政手続条例の一部を次のように改正するというごさいまして、以下、目次中以降、改正の内容になってごさいます。具体的なその改正の内容につきましては、今ほどお配りしました資料のほうをご覧いただきたいと思います。

1番の改正の趣旨であります。行政手続法の一部改正にともなって、それを踏まえて町の条例も一部改正を行うというものであります。2番の改正の概要であります。新設される項目として三つごさいます。①行政指導の方式。②行政指導の中止等の求め。③処分等の求め。これら3点の新設、追加という内容でごさいます。施行期日は平成27年4月1日を予定してごさいます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第5号 只見町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第6号 只見町只見線にみんなで手をふろう条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第6号 只見町只見線にみんなで手をふろう条例。これは、目的といたしまして、広く親しまれているJR只見線の列車に手をふる活動を広めることにより、乗客者へおもてなしの気持ちを示し、もって地域住民の只見線に対する愛着を深め、力強く走る只見線を応援することを目的とするものでございます。町の役割といたしまして、町は、只見線に手をふる活動の普及に積極的に取り組むよう努めるものとする。町民の役割といたしましては、通勤通学時、農作業中や散歩の時など、あらゆる場面で只見線に手をふるよう努めるものとするというものでございます。

これはあの、本町だけでございませんで、奥会津五町村活性化協議会の町村、柳津・三島・金山・昭和、五町村と、新潟県魚沼市の同じ時期での条例の制定を目指しておりますので、連携を図りながら提案させていただくものでございます。尚、只見線の列車だけでなく、

代行バスにつきましても同様の扱いをするということで金山町と確認をしております。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 反対する立場ではありませんが、これを提案される経過についてお伺いしたかったわけでありまして。これを条例化して、趣旨はわかりますが、ただあの、こういったことについては個人の意思を尊重いたしますれば、なんだかその、いつか来た道といったような気もするわけでありまして、これをみんなでやろうという純粋な意思はわかりますが、その、みんなして、一定なことに対して、形骸的なことに対して、やろうといったことに対して、条例策定段階、その流域の中では、こういった向きの議論はなかったかどうかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 結論から申し上げます、皆さんに賛成していただいて、特にそれについて、ちょっと別の意見というのはございませんでした。町では観光まちづくり協会がすでに主体的にやっておられますし、子供達、昨年あの、会津若松でありました只見線の県主催の会議の時も、子供達が沿線で手をふっておりました。そういったことから、すでに、もう、そういったお気持ちのある方はすでにやっておられることではありますが、改めてこういったことを条例化することによって、只見線が広く親しまれていて、全線再開通に繋がるような姿勢をより明確に示したいということで提案させていただいたものでございます。尚、努めるものとする、というようにあるように、それ以上のものではありませんので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 只見町只見線にみんなで手をふろう条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第7号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第7号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。第8条第1項の表を次のように改めるといってございまして、1号給から7号給まで、各給与月額がございまして、こちらについて県の人事委員会勧告に準じまして月額の改定を行う内容でございます。1号給が2,000円減額。それから7号給にいたっては8,000円の減額と。その間については、その中間の金額で調整がなされております。今回のこの表に該当しますのは、特定任期付職員と呼ばれるものでありまして、いくつか任期付職員にも数種類ございますけれども、特定任期付職員ということで、こちらにつきましては現在只見町では該当する職員はいないと、そういったような状況になってございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第8号 只見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○教育次長（馬場博美君） それでは、議案第8号 只見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございます。

只見町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。第2条中、及びを、点に改め、副町長の次に、及び教育長を加えるものでございます。附則として施行期日、経過措置につきましては議案第4号と同様の考えになりますので、よろしくお願いいたします。

尚、今ほど資料を配付させていただきました新旧対照表につきましては、第2条のアンダーラインの部分がこのように変わるものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 号 只見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 7、議案第 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

一部を次のように改正するということをございまして、第 5 条第 2 項中の、100 分の 140 を 100 分の 147.5 に、100 分の 165 を 100 分の 157.5 に改めるといった内容をございまして、これにつきましては、12 月会議の折に、期末手当の支給月数の改訂を実施させていただきました。その際に、6 月支給分、12 月支給分の年間でのその配分

月数に、バランスが崩れましたので、そちらを年間の支給月数の配分を調整するために今回見直すものでありまして、年間の支給月数に変更はございません。配分の見直しと、こういった内容でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第10号 只見町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○教育次長（馬場博美君） それでは、議案第10号 只見町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例のほうの説明をさせていただきます。

その前に、今ほど配付させていただきました只見町いじめ防止基本方針のほうをご覧くださいと思います。一枚めくっていただきますと、第1としまして、この対策の基本的な方向に関する事項が載っております。第2としましては、この対策の内容に関する事項が記載されておまして、3として、防止等のための対策に関する事項が記載されておるところです。

2ページ目のはじめにというところで、平成25年6月28日、いじめ防止対策推進法が公布されまして、同年9月28日に施行されました。さらに、法第11条におきまして、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受けまして、平成25年10月11日、国のいじめの防止等のための基本的な方針が策定されました。また、福島県におきましても、法第12条及び国基本方針に基づき、平成26年7月に、福島県いじめ防止基本方針が策定されました。只見町としましてもいじめ防止基本方針として、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、只見町・只見町教育委員会・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの防止等のための対策を総合的且つ効果的に推進するために策定するものとなっております。

3ページ・4ページのほうにつきましては、基本的な方向に関する事項としていじめ防止の基本理念やいじめの定義等を記載させていただいております。飛びまして、7ページのほうにつきましては、対策の内容に関する事項として、只見町いじめ問題対策連絡協議会の設置。二つ目として、只見町いじめ問題調査委員会の設置。三つ目として、只見町いじめ問題再調査委員会の設置ということで記載させていただいております。一つ目のいじめ問題対策連絡協議会につきましては、定期的を開催し、情報共有等をするものでございます。それを受けまして、重大事態が発生した場合には、(2)のいじめ問題調査委員会並びにいじめ問題再調査委員会のほうを開催する流れとなっております。重大事態とは、11ページのほうをご覧くださいと思いますが、重大事態の意味としまして、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時ということで、児童生徒の自殺や身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合などがございます。二つ目としましては、いじめにより児童生徒が相当な期間、学校を欠席するような場合とい

うことで、相当な期間とは年間30日を目安としているところです。このような内容を基にしまして、そのフロー図としましては最後のページの17ページをご覧いただきたいと思いますが、その右側の市町村立学校というところで、まず発生報告があった場合には、教育委員会のほうでそこを確認しまして、町長のほうにその発生の報告を行います。その内容について、調査が必要というふうに判断した場合には、最初の調査組織のところは調査委員会の設置になります。そこで調査いただいて、その結果を町長のほうに報告しまして、そこでまた再調査が必要と判断された場合には再調査委員会が設置されるものでございます。その再調査委員会のほうで調査されたものを町村に報告を上げて、最終的には議会の皆様にご報告させていただく内容となっております。

この基本方針の考えに沿いまして、新たに只見町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定させていただくものでございます。

中身につきましては第1章の総則としましては、趣旨として第1条のほうで記載しています。この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、只見町が設置する只見町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとするということになっております。第2章のほうにつきましては、只見町いじめ問題対策連絡協議会。第2条の設置から、所掌事務、組織関係等、記載させていただいております。あと委員の任期、会長・副会長の職務関係。裏にいきまして会議や関係者の出席関係、庶務関係について記載させていただいております。続いて、第3章につきましては、只見町いじめ問題調査委員会の設置関係等になっております。主なものとしては、先ほどの協議会のほうと同様の考えで設置するものでございまして、組織につきましては専門的な知識や経験を有する方々をご委嘱申し上げて調査いただくようになっております。次のページのほうの第4章ですが、只見町いじめ問題再調査委員会についての設置関係から所掌事務関係等々について記載させていただいて、このような形で問題が発生した場合に対処できるように制定をお願いするものでございます。附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するということですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 只見町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

一部改正の内容につきましては、第4条第3項中の、教育委員会といった部分を削りまして、その中でその別表の改正でございます。まずあの、只見町ブナセンターに関連しての職名の二つ削除ということでございまして、議案書の中のただみ川の歴史博物館運営委員。それからその下の、ただみ川の歴史博物館指導員。こちらの二つの項目をまず削除をすると、そういった内容でございます。それから、一つの職名につきまして名称と金額の改訂ということでありまして、その部分につきましては、表中の只見町ブナセンター館長、月額10万円となっておったものを、改正後は只見町ブナセンター長、月額15万円といったように改めて表に直すものでございます。それから、その下になりますけれども、新たに職を五つ追加

するというものでございまして、まずあの、只見町いじめ問題対策連絡協議会委員。それから同じく調査委員（弁護士、医師）。それからいじめ問題調査委委員。問題再調査委員（弁護士、医師）。この五つの職につきましては、先ほど議決をいただきましたいじめ防止基本条例。こちらに基づいて設ける職ということで新たに設置をさせていただきたいと、そういう内容でございます。それから、一番下でございますけども、スクールソーシャルワーカー、1時間あたり3,000円と。これも教育委員会関連でございますが、スクールソーシャルワーカーの設置要綱。これに基づいて、この職を新たに追加をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第12号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 議案第12号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条に次の1号を加える。(3)教育長ということでありまして、これは先ほどらい出ております地方教育行政法の一部改正に伴いまして、別表の中に新たに教育長を加えると、そういう改正でございます。それから第4条中、100分の140を100分の147.5に、それから100分の165を100分の157.5に改めると。これにつきましては、先ほどの議員報酬及び期末手当の議案と同様でございますけども、年間のその期末手当の支給月数に変更はございませんが、上期、下期の支給月数の配分を見直す内容になってございます。それから、別表第1に次のように加えるということ、教育長51万4,800円ということ、給与月額を追加を行うといった内容でございます。併せて、その下にありますが、別表第2中の、副町長の次に教育長を加える。そして、同じく別表第3中の副町長の次に教育長を加え、南郷村、伊南村を、南会津町（合併前の南郷村、伊南村に限る）といったようなことで、併せて改正をさせていただきたいと、そういった内容でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第11、議案第13号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場博美君） それでは、議案第13号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

こちらにつきましても、先ほどらい申し上げております地方教育行政の法律の一部改正によりまして、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例について廃止をさせていただくものでございます。附則としましては、施行期日、経過措置等につきましては、先ほどらいと同様の考えとなっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

反対討論ですね。ちょっと待ってください。

それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 先ほど、議案第4号に反対したことから、この条例に反対するものです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第12、議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まずあの、改正の概要を申し上げますけれども、福島県の人事委員会勧告に準じまして、職員の月例給の見直し、それから医師の地域手当の支給率引き上げ、単身赴任手当の引き上げを行う内容になってございます。また、勤勉手当の支給月数の配分を見直すということで、年間の支給月数に変更はございませんが、上期、下期の配分月数の見直しを行うと、そういう内容でございます。

議案書のほうをご覧いただきたいと思います。まず、第11条の2第2項中、15を16に改めるといった部分であります。こちらは医師の地域手当の支給率引き上げに係る分でございます。100分の15を100分の16に改めると、そういう内容でございます。それから第12条の2第2項中、2万3,000円を3万円に、4万5,000円を7万円に改める。こちらは単身赴任手当につきまして、二つあの、基準がございますけれども、それぞれご覧の金額に引き上げを行うと、そういった内容でございます。それから第22条第1号中、82.5を75に改め、同項第2号中、37.5を35に改める。こちらにつきましては勤勉手当の支給月数の配分の見直しのための条項の改正ということでありまして、以下、第25条中の2等々につきましては、改正に伴っての条の改正になってございます。それから別表第1、第3条関係ということで、行政職給料表が1級から6級まで数ページに亘ってございますけれども、この表に関しましては、県の人事委員会勧告に準じた内容としまして、全体で、職員平均では1パーセントほどの引き下げといった内容になってございまして、世代間調整という考え方から、50代以上につきましては引き下げ、それから若年層については一定の引き上げといったようなことで、その両方を合わせまして職員平均では1パーセントの引き下げといった内容でこの給料表が改正をされると、そういった内容でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第15号 只見町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） はい、お願いします。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第15号 只見町保育所条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この只見町保育所条例につきましては、今回、保育所の名称や入所定員、保育の実施基準について定めているものでありますけども、先の12月会議の折に、只見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を提案させていただきまして議決をいただいているところでございます。

今回この整合性を図るために条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。第1条では、保育に欠ける児童というのを、今度は保育を必要とするというような内容に改めております。また第3条につきましては、同居の親族その他の者がその乳幼児等を保育することができないと認められる場合の項目を、今度は入所児童ということで、入所することができる児童はというようなことで、3点という内容で挙げているところでございます。それから、第4条部分につきましては、員外利用の保育料の使用料関係。第5条は委任部分についての改正という内容でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この表でですね、改正後と改正前の第1条。この保育を必要とするその乳児とか、これが改正後ですけども、改正前、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児というのは、ちょっとこの意味合いが微妙ですが、そこの違いを説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） その部分につきましては、第3条をご覧いただきたいと思うんですが、保育に欠けるというようなものがどういうものかということでございますけども、その同居の親族その他の者がその乳幼児を保育することができないと。その内容については、共稼ぎだとかということで、どちらもその児童を保育できない。それから、例えば（3）にありますように、妊娠中であるか、または出産後間もないこと。あるいは疾病にかかりというような、そういう保育に欠ける内容の部分を、今度は保育所の入所することができる児童ということで、（1）の部分につきましては、子ども・子育て支援法の第20条の第1項というようなことで、市町村の認定を今度は受けなければならないということで、認定を受ける児童であったり、あるいは緊急その他やむを得ない理由によってだとか、保育所において、（3）の分でございますけども、保育所において法第28条ということで、保育所に限って、その子供に対して提供される教育を受ける必要がある場合などというような、その項目に今回改正しているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） それからその裏面ですが、4条。4条の2段目に、改正後、負担金とありますが、改正前は保育所使用料と。これもちょっと意味合いが違うのか。変わっておりますが、その説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 第4条部分につきましては、使用料というのを今度は負担金ということでございまして、いずれにしても国が定める基準を限度として、町がその負担金の額を決めなさいよというような内容での改正ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、3回目です。

山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この国の基準の限度額ということで、今までも、国の基準にあてはめてやっていたわけですか。それで、今はどうなのか。只見町の、町独自のことでやっておられるのか。ここを聞きたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 現在までも保育料につきましては、30パーセントから70パーセントの軽減を図ってということで実施しておりましたので、今後の、次年度からの部分につきましても、その軽減というのを引き継いでというような内容で実施したいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 改正後の入所児童の第3条、次に掲げる児童とするという中の、(2)法第28条1項1号について、これはどういう内容でしょうか。あとその期間というのはどういふことでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） この法第28条第1項何がしというものにつきましては、保育所あるいは幼稚園に係る分ということで、その申請については、認定の効力が生ずる日までの間に緊急やむを得ない部分が出た場合というようなことでございます。申請から認定の効力が生ずる日までの、というような内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 緊急という意味であります。保育所ということでその、児童福祉法の縛りの中であろうかと思いますが、先般の原子力発電所の崩壊事故のような場合、親はそこを離れることができない住所にあって、しかもそれが、保育所の入所対象児童のような場合、いわゆる自主的な避難区域あるいは、まあ自主的な避難区域というふうに言うしかありませんけれども、30キロ圏内ではなくて、自主的に避難をされるような方々が、住所を、子供達の住所を親元に置いたまま、例えば祖父母の実家のある只見町に来て、暫定的に入所したいといったような場合はここに想定されるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） その部分につきましては、いずれあの、その町村ごとに認定

はされているかと思しますので、その内容を引き継いでというようなことになろうかと思
います。

○7番（酒井右一君）（マイクなし 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） できる内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） できるということで了解いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 私はあの、前回、前12月議会。この法令ができるという前提で、
質問しましたが、町のあれは変わりなく、今まで通りに継続するということでした。ですが、
先ほど言われました改正後の、認定を受けなければならないということがあります。今まで
よりも保護者の負担、それから、これは町の業務のことでしょうけども、そちらのほうの負
担もかかると思います。それから、子供、只見町の子ども・子育て支援事業の計画書で、認
定こども園の移行を促進するということがありました。私は認定こども園というのはその、
深く考えると、これは、福祉法でいわれる公立の、町の責任はどうなのかという不透明さ。
それから、民営化に門戸を開くのではないかという危惧をもちまして、この条例に、一部、
町での施策はありますが、全体としてのこの条例に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第15号 只見町保育所条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号 只見町保育所条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第14、議案第16号 只見町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第16号 只見町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この条例につきましては、長寿をお祝いするためにということで、現在まで、満77歳の方に1万、88歳の方に2万、それから99歳の方に3万、100歳の方に5万ということで支給をし、お祝いをしてまいりました。このほかに100歳の誕生日を迎えられましたその方に、町や議会、そして県だとか老人クラブの方々より、100歳賀寿としてのお祝いをさせていただいております。今回の改正につきましては、99歳、100歳、そして100歳賀寿とある中での、その整理統合をさせていただくための提案ということでございます。

99歳の3万、それから100歳の5万円を削除いたしまして、100歳を迎えられたとき

の100歳賀寿の時に現在までの金額3万円を5万円に増額してお祝いをさせていただく
というようなことでの改正でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号 只見町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、議案第17号 只見町介護保険条例の一部を改正する条
例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君）　お願いします。

○保健福祉課長（横山祐介君）　それでは、議案第17号　只見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この介護保険の一部を改正する条例ということでございまして、今回の改正につきましては、この後の議案、第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画についてもご審議いただくということになりますけども、まあ、次期が介護保険の第6期ということで、平成27年度から29年度までの3ヶ年におけるこの期間内の介護保険のサービス給付等を推計しまして、第6期中の介護保険料を決定させていただくものでございます。そのためには介護給付対象者の将来的な人口推計や要支援・要介護者認定数の推計、それから居宅及び施設利用者数、そして介護サービス費の実績と見込み等によりまして保険料のほうを推計することとなります。この結果、保険料につきましては、月額で月4,810円となっております。現在の保険料の基準額と比較して約1,300円ぐらいの増額というような内容となりました。

主な増額の要因につきましては、平成27年度開所予定の地域密着型小規模特養等の施設入所に係る給付費の増でございます。またあの、保険料に係る所得段階につきましても、現在の第6段階から所得に応じて第9段階へと改正されております。

新旧対照表でございますけども、この第2条部分が改正の主な内容でございまして、改正前の24から26というのが第6期については27から29までの3ヶ年の分ということでございます。それから保険料につきましては、改正後のように第1から第9段階までの保険料ということでございまして、そのうちのちょうど真ん中、(5)の分でございますけども、これがあの、年額での記載ということで5万7,220円。12で割ると、基準額4,810円というような月額の数字となります。それから、第4条部分につきましては、今度は第1号被保険者の資格取得や喪失があった場合の月割賦課に対しての内容でございます。それから、その後ろ、下のほうですか、附則部分につきましては、平成29年度までに移行しなければならない総合事業につきまして、その経過を定めているというような内容でござい

す。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この2条中の数字を、保険料の数字を見ますと、同条第1号中2万1,468円を2万8,860円ということであると、この低い、保険料の納める低い方が、余計にこう、負担が大きいというような感じを受けますが、これでよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） これにつきましては、その所得段階に応じての区分ということになりますので、例えばあの、一番低い方につきましても、元々の基準月額というのが増額という形になっておりますので、そのような数字に今回変わるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） ちょっとわかんないんですが、低い保険料を納めている方は、所得も少ないんだと。所得に応じてということ、所得が少ないからこの所得に応じて低いんだとは思いますが、その方に、余計にこう、負担がかかるというような、ふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 余計に負担ということではなくて、この所得段階ということで、ベースがその基準額ということであれば、その所得段階にということで、例えば第1段階の人については、その基準額の50パーセントだとかというようなことで、その軽減になっている数字でございますので。あとは先ほど言いましたように、給付費そのものが増加している中での保険料が増額ということになっております。ですからあの、何度も言うようなんですが、基準額がありまして、それぞれの所得段階によって、その率というか、パーセントが決まってる金額という内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

ほかにありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これだけの利用率の値上げということになりますと、頭ではわかっているけれども、一般の介護保険料を納める方々にとっては、なかなか、なんでこだ上がったという話だと思います。結局、こういう介護保険料の提案があって、それについて議会で理解をして、同意をして、その結果して、納入者の方々が、なんでこだ上がったやという質問がありますが、端的にこの保険料増高の原因を言えば、先ほどらい説明がある、いわゆる介護

給付の増、これがひとつ大きな要因としてあると思いますが、パーセンテージで言えば、この部分と、それから今回、介護保険法改正によって、支援事業のいわゆる1・2の分が総合事業に変わったということも関係あるんだと思いますが、我々、一般町民の方々に対して、これだけ上がってしまったんだけど、この内容については、ここが、こう変わったんだという端的な説明の仕方をするとすれば、担当課長、どういうふうに申し上げたらよろしいんでしょうか。総合事業での絡みでお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 総合事業につきましては、今、現にやっている、例えば、ホームヘルパーだとかデイサービスの部分も、これもあの、いずれ今年度中には、その総合事業というような形で移行すると。そのほかに地域の支援サービス部分についても、いろいろ協議をさせていただいたうえで、できるものについては取り組んでいくというような考えであります。ただあの、この保険料そのものの、まあ、増というのは、先ほども言いましたが、その施設入所に係る部分が、やはり一番大きな内容ということでございますので、それも今の実績だとか、今後のその推移等によって、推計した中身でということでもありますので、また介護保険の制度そのものっていうのが、みんなで支え合っていこうというような趣旨でもございますので、この只見町における介護給付費の、あるいはその介護の内容という部分での試算に基づくものということでご理解を願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 頭では理解をしております。しかし、金は現金でありまして、なかなか納めるほうの側にとってみると、何が変わったんだろうなということで、まあ、一つの答えは、全国的にこれ上がってまして、大阪付近だと倍になっているところもありますから、これまあ、このくらいでという話がいいのか。ここまで上がってしまったというふうに考えたほうがいいのか。これは介護保険法の特質上、そういうことだと思います。

1点だけ確認しておきたいのは、今あの、介護保険料上がった、いわゆる給付も増えた。しかしその、さらに拡大される介護サービス、いわゆる要支援の部分の、さっき課長が発言されたヘルパー事業ですとか、日常生活支援ですとか、そういったものも取り込んで、よりその、この介護保険法というものが、介護受ける者にとって有利になったのか、ならないのか。その辺の評価をお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 今回のその部分というか、総合事業の中では、いろいろその予防関係の事業も、まあ計画、勿論しているところでございます、今回の介護給付費のその増高というか、そういう高くなった部分につきましては、そういう総合事業というか、介護予防であったり、健康づくりというのをどんどん推進して行って、今回はまあ、こういう形で高くなったんですが、例えばその事業関係がうまく機能して行って、健康な、例えば、方がいっぱいできたということになれば、この次の介護給付費というか、そういうのもどんどん抑えられていくというふうに思いますので、そういう健康づくりであったり、予防事業についても力を入れていきたいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 3回目でありますから、最後であります。

基本的にこの保険料の値上げは頭では理解しておりますということは申し上げておきます。

そうしますとその、新しい総合事業に関わる計画、実施計画。これはあの、3年ということですから、27年以降3年間の分の、相当、介護保険料が上がったけれども、こういった事業が増えましたという、サービス計画は当然、この後の、マスタープランで説明があると思いますが、そういう理解でこの議案については考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） この介護計画の部分につきましては、その給付の分であったり、まあ、先ほどの地域支援事業、総合事業の分であったりというような、中身の部分をプラスしてということで、保険料のほうの設定はしてありますので、その部分を事業として取り組んでいく内容での保険料の設定ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 保険料が上がったということ、説明ですが、これ、第2号が特別上がっているようですが、これはなんか理由があるわけですか。率がほかのとは違うような気がするんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 元々、最初のというか、その前回の部分が第6段階まで、所得段階で六つと。それから今回の部分が所得段階で九つになっていると。第2のその、なん

ていうんですか、対象者については、それも決めごとの中であるんですが、非課税世帯の年金収入が80万から120万までの人の括りがその中で算定されているというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） そうしますと、80万から120万の年金者の負担が増えるというところの理解でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 負担が増えるというか、基準額があって、その第2段階については基準額のまた75パーセントということでの軽減がなされておりますので、先ほども申し上げましたように、給付費そのものが増加している状態ではあるんですが、その中でもそれぞれの所得段階によっては、その傾斜配分というか、そういう軽減があってというような内容での設定になっているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第17号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、議案第18号 只見町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 時間の延長を行います。

説明をお願いします。

○保健福祉課長（横山祐介君） 議案第18号 只見町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

この改正につきましては、平成27年4月1日から施行される部分を盛り込んだ介護保険法の施行規則等の一部を改正する省令の交付に伴いまして、町条例の一部を改正するものでございます。

ここに記載しております地域密着型サービスというのは全部で8種類ございます。只見町では現在そのうちの二つ、地域認知症対応型共同生活介護ということでグループホーム和の里のサービスと、それから小規模多機能型居宅介護ということで桜の丘みらいという二つを実施しております。そしてまあ、来年度からは地域密着型介護老人福祉施設の入所者生活介護ということで、小規模特養のことでもございますけども、計画しておりますので、全部で三つのサービスを実施することになります。今回の一部改正は、只見町で実施しているサービスとは別のサービス、これあの、複合型、一番その条例の上のほうに書かれております、5行目あたりに書かれておりますけども、複合型サービスというのを、今度はそれを、複合型サービスというのが通所を中心に訪問介護や泊りのサービスを組み合わせて、食事や入浴、それから機能訓練などのサービスを受けることができるほか、看護師などが家庭を訪問して行う療養上の世話だとか、それから補助などを受けたりすることができるもので、これを今度は看護小規模多機能型居宅介護ということで、名称を変えるというものでございます。で、その他については新旧対照表により若干の説明をさせていただきます。

第63条でございますけれども、63条につきましては備品及び、設備だとか備品の部分では、第1項というのが、指定介護予防認知症の対応型通所介護では、食堂だとか、相談室だとか、消防施設などを備えなければならないというものについて、夜間だとか深夜に使う場合には町長に届出をなささいよというようなものでございます。それから、78条の2の分については、事故の発生時の対応について、家族へのその連絡だとか、処理の、処置の記録等について内容を追加しているというようなことでございます。それから85条分については、その定員の、登録定員や利用定員の部分で、現在までの登録定員の改正を25人から29人以下にすると。それから、それに伴って通いのサービスの定員についても、その表の中で定員の数についても改正しているというようなことでございます。相当、ページ数、長いページではあるんですが、先ほど言いましたように、この複合型サービスの名称の改正に係るという部分がこの一部改正の主な内容ということになっております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長に申し上げますけれども、もう一度、ここが、こういうふうに変ったという要点だけ、掻い摘んでお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 大変申し訳ございません。

この改正の主な内容というのが、地域密着型のその介護サービスという部分でございまして、この中の複合型サービスというもの、この、先ほど言いました八つあるサービスの中の一つのサービス部分の名称を、今度は看護小規模多機能型居宅介護というような名称に改めるというのがこの改正の内容のほとんどということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 名称が変わったということですね。主に。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） なかなかわかりにくい、逆に聞きますが、複合型サービスを、看護小規模多機能型居宅介護に改める。何故この名称を改める必要があったのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） これについては、複合型サービスというのが、小規模プラス、その小規模、すみません、複合型サービスというのがその通所を中心に訪問介護や泊りのサ

ービスを組み合わせる食事や入浴、それから機能訓練などの複数のサービスを受けることができる。で、看護師などが家庭を訪問して行う療養上の世話や療養の補助などを受けることができるということでごさいます、今回のこの部分については、小規模プラス看護ということで、内容的には変わってないんですが、その名称を、の変更になったということでごさいました。

[発言する者あり]

○議長（齋藤邦夫君） わかりました。

7番の質問に今答えられたわけですがけれども。

〔「何故名称が変わったかということがわからない」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 何故名称が変わったかということ。簡単に。

○保健福祉課長（横山祐介君） 名称の変更については、ごくまあ、わかりやすいという部分での変更だと思います。複合型サービスという名称が、先ほどのあの、通所を中心に訪問介護や泊りのサービスを組み合わせて、そして療養上の世話や診療の補助を受けるということで、そこに看護部分が入ってきていると。で、その小規模多機能というのが、通所だとか、その訪問看護の部分の、あるいは泊りの分のサービス内容でごさいますので…

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうするとあの、要は、その第9章 複合型サービスを、第9章 看護小規模多機能型居宅介護に改まっても、この第9章における介護サービスについては何ら変わらないということではないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 内容は変わらないということで聞いておりますので、その、まあ、部分では変更なしということだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 同じような、酒井議員と同じようなあれかもしれませんけれども、この名称が変わったりすることによって、介護を受ける人がサービスの低下になったり、質の低下にならないかどうか、そこら辺を、課長、どういうふうに思われますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） その変更はないというふうにはまあ、思っておりますので、低

下にはつながらないというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 了解しましたか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第18号 只見町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第17、議案第19号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を…

○議長（齋藤邦夫君） はい。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第19号 只見町指定地域密着型介護予防サ

ービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

この一部改正につきましては、先ほどが介護部分に係る改正の内容と。今度は、介護予防に係ると。介護予防サービスに係るということでございまして、内容的には先ほどの内容と同じでございまして、名称の変更と、それから事故対応時の部分であったり、設備や備品の使用に関することであったり、あるいはあの、登録定員、事業所の登録定員の改正に係る分という内容でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑に入ります。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、なんだって、議事日程が混んでおられるようですが、これも議運でお決めになったものでありましようから。ただ、急ぐあまり、拙速に、わからないままいったんでは本末転倒の話になります。申し上げておきます。

介護予防サービス。これも名称変更ということで、内容に変わりはないということ、説明で理解しました。前段の総合事業での支援事業と、この介護予防サービスの関連はあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 支援事業というか、介護保険の今回の部分については、先ほど言いましたように、うちのほうでは、この地域密着型のサービスについては、小規模多機能の分と、それからグループホームの分と、今度できる小規模特養の分に係る分ということでございまして、小規模多機能についてはその予防される方もいらっしゃいますので、通所デイだとか、ですから関連はあるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この資料の改正後、改正前の第7条で、改正後は第1項から第3項までということになってまして、改正前が前3項で、第1項が抜けているんですけど、これはどういう違いがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 第1項については、第7条の脇に、略ということがございますので、その部分が第1項部分ということがございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第18、議案第20号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第20号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例ということで説明をいたします。

この条例の制定につきましては、第三次一括法ということで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法令というのが、法律、これ、平成25年、法律第44号と、この部分を受けまして、介護保険法が改正され、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援に関する基準を市町村の条例で定めるということとされたことに伴う制定ということでございます。

資料のほうご覧いただきたいと思います。その枠内でございますけれども、介護保険が改正されまして、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援、要支援認定者のケアプラン等作成と、こういう部分に関する基準を市町村の条例で定めることとされたものでございます。本町においても当該基準に関する条例を定めるということでございます。参考までにそこに、25年については第三次一括法が制定されまして、介護保険サービスの介護予防支援については市町村が条例で制定と。そのほかに地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に対する基準についても市町村が条例で制定しなさいよという部分でございまして、平成26年、今年度については一年間の経過措置があったと。27年の4月からの施行というような内容でございます。

で、裏面をご覧いただきたいと思います。今回のこの条例部分につきましては、指定介護予防支援に関する基準ということでございまして、国の基準に従うもの、それから参酌すべき基準ということで、この条例の中の従業員の員数や管理者、内容及び手続きの説明及び同意だとか提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応については、国の基準に従って定めなさいよと。それから参酌すべき基準については、趣旨だとか基本方針、サービス提供困難時の対応等、そういう部分について、町のほうでというようなことで定めなさいということございまして、今回はこれを参考にさせていただいて条例のほうを制定したというものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 資料を渡されましたが、1ページ目はあの、改正されてどうなるかっていうのがですが、2ページ目、裏面は、今までの町でやってきた、その基準と、それから今度、条例改正してどういうふうになるのかっていうのが、あると思いますけど、これは従うべき基準。これは参酌すべき基準ということで、町独自でやるのと、これはどうしても国のあれに従わなきゃいけないというのがあるのかとは思いますが。そういうことでしょ。そこら辺、もうちょっと詳しく教えてください。で、介護を受ける人がどのように、今までの介護と、今度その改定になってからの介護の質やサービスがどう変わるか。その辺のところも一応教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長、簡単をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 今までも国の基準等に基づきまして、その事業のほうは実施しておりましたので、今回、その基準部分を町のほうで制定をしてということでございますので変わるものではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 内容が変わるものではないということです。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 国のほうの制度で、介護要支援1・2の方が、自宅介護と、施設を使えないというようなことが出されてきておりますが、そこら辺の、只見町、これからのその介護のあり方みたいなのが、ここの中にいろいろ入るのかなと思うんですが、その、町で、今、どれぐらいのそういう支援の方の数、そういうのがわかったらお願いしたいと思います。要支援1・2の方がどれぐらいおられるか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 26年の現段階というか、10月、現在の介護保険事業状況報告というのがございまして、この中での認定者ということで、要支援1・2の方でございしますが、26年の10月現在ということで、要支援1については56名、それから要支援2については58名の認定を受けていらっしゃるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

3回目です。

○4番（山岸フミ子君） 結構ね、要支援1が56名、2が58名で、100名以上の方がおられるわけですが、この方達、本当に切り離されてしまうと、また認知度が上がったってして、

大変なことに、次々と認知度が上がってね、大変なことになるかなと思いますが。あと、その要支援の方達のケアとか、いろいろ、細かいその介護の仕方ですけれども、ありますが、どういうふうを考えておられるか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 介護保険のサービスの中で提供できる分については、そのサービス事業者が提供していただくと。今回の介護保険サービス、計画の中でもありますように、そこからまあ、外れている方の分については総合支援事業というような形で、地域の中での支援であったり、それから、介護予防のその、今、現にやっているような悠ゆうクラブであったり、おたっしや教室のほうへの参加等促していきまして、その予防に努めていくというような形になろうかというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論ありますか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この条例に反対する理由として、町ではいろいろな対策を今もしておられるし、私も前回聞いたときにはサービス低下にならないようにという、質の低下にもならないようにということを言ってきましたけれども、国の政策がそういうふうな方向性ではないので、この条例はその国に基づいたものであるので、それに反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） なんとなく、反対者は反対している理由がよくわかってないような感じがするんですけども。これ、国で、ちゃんと、こうした基準、指定介護予防支援に関

する基準を市町村のほうでちゃんと条例で定めてくださいというふうになったので、それを、今回その基準を町でこうやって決めましたっていう変更だと思うんですね。なので、それに反対する意味がわからないんですけども。

〔賛成の趣旨かどうかの話ですから〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成ということですね。

○10番（石橋明日香君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで討論を終わります。

これから議案第20号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第19、議案第21号 只見町地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第21号 只見町地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例についてを説明いたします。

説明資料につきましては、先ほど配付していただいたものでございます。これにつきましても、この地域包括支援センターの人員に関する部分を町の条例で定めなさいよという部分

での制定ということでございます。

資料の裏面を見ていただきたいと思います。一番上段でございます。包括的支援事業に関する基準ということで、国の基準で地域包括支援センターの職員の職種や人数に関する基準を決めると。それから参酌すべき基準については支援にあたっての基本的な方針や運営協議会の意見を踏まえた公正且つ中立的な運営の確保という部分をこれで定めているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第21号 只見町地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第20、議案第22号 只見総合開発センター設置条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 議案第22号 只見総合開発センター設置条例を廃止する条例。

只見総合開発センター設置条例（昭和46年只見町条例第5号）は、廃止する。附則。この条例は、公布の日から施行する。平成27年3月10日提出。只見町長。

これは開発センター解体に伴い条例を廃止するものです。使用料等に関する条例ですが、現在は教育委員会施設の使用の特例に関する要綱により施設の対応等を行っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第22号 只見総合開発センター設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第21、議案第23号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第23号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

只見町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

この改正につきましては、道路法施行令の改正によりまして、県の占用料徴収条例の改正に準拠するものでございます。主に、電柱、電話柱が主なものとなっております。1ページ目は、只見町にあるのは第2種がほとんど該当するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第23号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第22、議案第24号 只見町消防団条例の一部を改正する条例

を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） それでは、議案第24号 只見町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今般の改正であります。概要を申し上げます。まず一つは消防組織法に定められた条項を追加させていただきたい。二つ目といたしまして、消防団員の定年年齢の引き上げをお願いをしたい。3点目といたしまして、消防団員の年棒の引き上げをお願いをしたい。4点目といたしまして、手当等の創設、見直しであります。さらにはその他、字句の修正がございます。

概要を新旧対照表、今お配りをしましたが、それにおいて説明をさせていただきます。まず2条、ご覧をいただきたいと思えます。左側が改正後となっております。消防組織法第18条に基づきまして、本町に消防団を設置するという条項を追加させていただきたいこととあります。併せまして3条、消防団の名称及び区域を3条で定めさせていただきたいものであります。これが消防組織法に定められました条項の追加であります。続きまして、次のページをご覧をいただきたいと思えます。次のページは字句の修正であります。すみません。1ページに戻っていただきたいと思えます。中段にあの、定年がございました。従前は消防団の定年58歳でありましたが、今般、65歳までとさせていただきたいものであります。続きまして、団員の年棒、手当等とありますが、4ページの表でご説明を申し上げます。一番上に別表第2というふうにあります。団員、従前2万円でありましたが、これを2万5,000円に引き上げということでお願いをいたしたいものであります。その他の団長以下、副班長までの消防団員の方について変更はございません。団員のみということになります。別表3であります。手当等とあります。出動の手当とありますが、従前、1回につき4,400円でありましたが、これを6,000円にさせていただきたいという内容であります。その他の出動、捜索等とありますが、従前1万円を1万2,000円。2,000円の

引き上げをお願いをするものであります。訓練であります、従前、1回につき4,400円でありました。今般はカッコで一日と入れさせていただきました。これ1回につき6,000円ということでありまして、一日の定義といたしましては4時間を超えるということになります。その下、ちょっと太い線で括弧してある段が三つございます。訓練。先ほど一日というふうに申し上げましたが半日の訓練、4時間以下の訓練について3,000円ということで一日の半額で定めさせていただきたいものであります。併せまして、その下、操法時、平成26年度は操法大会ございました。こういった場合の訓練はそれに限らず1回、一日につき1,500円ということをお願いをしたいものであります。その下に予防とあります。1回につき3,000円。これは予防活動であります。パレードであるとか、防火のパレードであるとか、火防の検査等であります。これにつきましては、1回につき3,000円ということでありまして、概ね半日を超える出動はありません。ですから訓練の半日と同等ということで定めさせていただきたい内容であります。その下、会議等。従前1,200円でありましたが、1,500円ということで定めさせていただきたい内容であります。概ねこれは1・2時間程度、2時間程度の会が多いんでありますが、半日の半分程度の額ということでお願いをしたい内容であります。その下、別表4ということであります。班長手当。これは新設であります。団の中におきまして、各班の班長さん、班員の招集であるとか、各種消防行事の伝達、その他とりまとめ、非常に難儀をなさっております負担が多いということでありまして、今般、年手当として1万2,000円をお願いしたいものであります。続きまして、別表第5。これは機関員等の手当であります、従前、自動車ポンプの運転手2万6,000円でありました。しかしながら、そのほか、積載車の運転手あるいは小型ポンプの機関員。これについては年額1万2,000円ございました。これを同等の1万2,000円に、減額ではあります、改めさせていただきたいという内容であります。

この条例にあたっては、消防団と十二分に協議をして提案させていただきました。

よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君）　今回、消防団条例の一部を改正するものということで、基本的に内容に反対というわけではないんですけども、この日当、支払金額等が増額されたりといっ

た内容なんですけども、消防団に対しては訓練等に手当が付くということに現状なっておりますけども、町内の婦人会の方から、ちょっと、クレームといいますか、相談がありまして、現状、検閲式の時とかに、今、婦人消防団員が少ないこともあって、婦人会の方々が持ち回りで参加されております。それで、あの、婦人会としては、その婦人会で検閲式に出る意義を見い出せないでいると。で、現状、当日にお弁当代800円が出るだけで、事前に夜、訓練に駆り出されたり等、負担をかけられているにもかかわらず何も出ない。手当が出ない。だから、もう婦人会の参加そのものを取りやめてほしい。あるいは出なければ、強制的に参加させるのであれば、何かしら手当は出ないものかと、そういうふうなご相談があったわけですけれども、まあ、もつともだなと。私も。昔から、地域でそういったものを守ってきて、意義としてはわかるんですけども、わかるんですけども、本当はボランティア精神でやれば一番良いなとは思うところですけども、現実問題として、そういった組織内からそうやって不満が生じてきていて、中には、そういった面倒くさいものの参加を強いられるせいで、婦人会への参加自体をしぶる人達まで出てきているというふうに言われております。なので、何かしらその、それに対する不満、この消防団だけでなく、婦人消防隊として参加される方に対する何かしらのケア、配慮が必要なんではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長のほうから、ちょっと説明をお願いします。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃるとおり、検閲式には婦人消防隊の方に、毎年、順番で、只見・朝日・明和地区の順番であります。検閲式に参加ということでご協力をいただいております。おっしゃるとおり、婦人消防隊の方、消防団員ではありませんので、この条例に該当する方々ではございません。ですから、おっしゃるように手当は出ていません。婦人消防隊、ご存じでいらっしゃると思いますが、婦人会の方々が組織をなさっております。多くはあの、交通安全母の会の業務をなさるか、あるいは婦人消防隊として消防関連の業務をお手伝いをいただくとか、いったようなことで町民生活課関連では大きく二つに関与いただいております。その中でおっしゃるようなお話、個人的には私もお聞きをしたことはあります。しかしながら、やはりこれ、婦人会の活動でございまして、婦人会の中で地域と共になって、女性が主役となって、予防消防に努めたいということの表れであります。まあ、こういったことで、今年度も検閲式に参加していただくにあたっては、何日間か夜の訓練があって大変だという意見は出るんだろうというふうに、去年の例からするとあるのかなという

ふうなことも感じますが、しかしながら、婦人会としての活動の中で、地域の予防消防に共に助け合って、手を携え合って、協力していただければなと思うところでもあります。おっしゃるように、残念ながら、この条例の中での支給はありませんが、そういったことで婦人会としての活動のご協力をいただいているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 婦人会の方としては、半ば、強制的にさせられているみたいな感じで受け取られているところがありまして、実際に婦人会の方々とそういった面での協議というか、話し合いはされたうえで納得されているのか。そこがなければ、この条例を素直に認めるわけにいかなくなってしまうので、きちんとそこを話し合いをされたうえ、それとも、今、課長がおっしゃられたのは独断と偏見でそういうことになっていると、おっしゃっているだけなのか。そこをちょっとはっきりさせていただきたいのと、一応あの、消防団の方々は、毎年、検閲式っていうのは毎年必ず、基本的に出るものなので、全体の団体としての士気向上ですとか、まとめ、団結感とか、その何かしら意義があると、私は思っています。ところが、婦人会の方の場合、毎年ではなくて、順番でまわってくるといいますか、その時だけ単発でやるという形なので、団結云々ではなくて、本当に形式的に仕方なく参加しているという形にどうしても、気持ち的にはなってしまうんですね。そのうえを理解していただいたうえでないと、ちょっと、これあの、住民感情として、どうしてもその、消防団員には手当が出るのに、私達もこんなに大変な思いしているのに出ないってなると、やはり、何かしらこう、配慮していただけないと、これ、可哀そうかなというふうに思うんですが、まずその、話し合いされているのかどうか。ちょっと、そのところをお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 話し合いということでございますが、毎年、先ほど申し上げました交通安全母の会、併せまして婦人消防隊、合同の役員会ということで、町内の婦人会の役員の方々、会長さんであるとか、あるいは交通安全母の会の役員の方、婦人消防隊の役員の方々と合同の理事会をさせていただいております。その折にも、こういった活動等の協議はさせていただいております。併せまして、石橋議員もご存じだと思いますが、消防団の全体幹部会ということでその席にもおいでをいただいて、行事等については一緒に協議をさせていただいている状況であることをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

3回目です。

○10番（石橋明日香君） 要は形式的にそういった、話し合っていてその、不満を聞く場としてではなくて、そういう会合があるから、幹部会があるから、婦人会長さんに、あるいは何か担当の方に参加してもらおうというような形になっているだけなのではないかなど。要は、それも義務的に参加されていて、本音を言えてないのではないかなという気があって、そこで話し合いがちゃんとされていて、コンセンサスを得ているのであれば、わざわざこうした話が上がってくることもないと思うんですね。それ、わざわざ、なんか、それ問題提起してくれと、議員に相談されること自体、やはり、不満はものすごく噴出していると思います。何かしらその、もう、あれですかね、町の方針としては、何が何でも婦人会も検閲式に参加してくれないと困るし、参加しても絶対に何も手当を出さないと、そういう方針だというふうにとられるんですけども、そういうことでしょうか。それとも、何かしら、そこまで不満が出ているんだったら、ちょっと考えないとなというふうに、考える余地が残されているのか。そのあたり、お願いします。最後になってしまいましたけど。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今ほど、議員がおっしゃったような意見といたしますか、悩みは、先ほど申しあげました交通安全母の会及び婦人消防隊の合同理事会の折には、そういう悩ましい事案があるという意見は聞いたことはございます。しかしながら、そういった会の中で、それを克服して参加をいただいていたというのが実態であります。今般、貴重なご提言をいただきましたので、次回の理事会の折に、そういうご提言もあつたけどということで役員の方々と相談をさせていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 石橋議員のおっしゃるとおりなんですけど、実はあの、私も関わりがありまして、今、議案第24号というのは消防団条例の改正をする条例でございますが、2点ばかり、婦人会が、その検閲に関わっていらっしゃいますので、まさに消防業務に関わっていらっしゃいます。訓練もされてます。ですから、実際の火災、災害のあつた時には必ず、婦人消防隊なり、そういった任務をもって出て来られます。そうしますと、婦人会さんの活動というのは、何に根拠を拠り所にして活動をされておられるのか。そしてまた町は何を認

めて婦人会の活動を、検閲等認められておられるのか。婦人会が消防の業務に参加をされて担っておられる部分というのは、実は根拠がないのではないか。根拠がないものに対して、何故、検閲に出てくるのか。まずその辺をお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 婦人会の活動であります。火災の折ということですが、当然ですが、出動して消火活動に当たるということではないと理解しております。一般的には集落内で火災があったときに炊き出しの手伝いをさせていただくとか、そういったこと。あるいは平時は、先ほど申し上げましたが、集落内あるいは地区内での予防消防に気を配っていただくということなのかなと思います。これはあの、消防団とも連携しますけれども婦人会の活動というふうに考えてございました。あとはあの、何故、検閲式にということですが、それについては今、過去の経過等持ち合わせておりませんので、明確にはお答えすることはできませんが、そういったことであの、団体として活動するという中で意思統一を図りたいとか、いろんな目的があったんだろうなというふうには推測をいたします。

○7番（酒井右一君） （マイクなし 聴き取り不能）…私は婦人会が町の防災業務に関わる根拠をお伺いしておりますから、その、何の根拠があつて婦人会が町の防災業務に関わるかお伺いします。これが1点です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 防災と申し上げましても、広くございまして、まあ、様々な形で町民の方、各種、各層、各団体の方が地域の安全・安心のために防災には関わっていただくだらうと思います。また、そうしていただくことが地域の安全を確保するというところに繋がるんだと思います。そういった意味で、婦人会として関わっていただいているというふうに認識をしております。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○町民生活課長（新國元久君） 根拠法令等は、すみません、ただ今、承知はしてございません。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。昔、消防の係もさせていただいておりましたので。昔、白い看板で、ママも私も火の用心ということで、各世帯をまわる、2番議員の当時からスタートしましたが、そういったことで予防消防に心がけるということで、婦人会の活

動の一環として、そういう婦人消防隊と、あとは交通安全母の会ということで先ほど町民生活課長が申し上げたように、合同理事会をやって、婦人会長さんの下、それぞれ副会長さんが母の会の会長さんと婦人消防隊の隊長さんをやられるということで、予防消防はやっぱり家庭からだということで、防火パレードに参加して、積載車に乗って、マイクを握っていただいたり、保育所をまわっていただいたり、こういった検閲式にも参加していただいたという、そういった取り組みです。ですから、根拠的に条例があるとか、そういったことではございません。そういった意味では根拠は、明文化されたものはないと。今までの長い取り組みの中でやってきたというふうに私も理解しております。ただ、先ほど10番議員おっしゃったことは、まさに今の課題だというふうに思います。ですから、昔からそのようにやってきたから、これからもそのままいいということにはならないというふうに思います。ですから、今に合ったように、どのように改善を図っていったらいいのかという提言は至極もつともなご提言だというふうに受け止めておりますので、それは先ほど町民生活課長の答弁に繋がってまいります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうすると、石橋議員からありました内容の、婦人会内部の多大な負担は、私も実は承知しております。石橋議員は只見の区域、私は朝日の区域、明和の中でもそういった負担をわかっております。任意参加であって、予防消防に加わる。あくまでも婦人会の自発的なことであると。根拠はないということでもありますから、簡単に言えば、この条例と婦人会の活動は関係がないということでありましょうから、これはそのような形で、やはり婦人会さんに説明されたほうがいいのではないかと思います。というのは、消防団条例の中では、消防団に課する懲戒ないしは服務、それから義務、それから報酬等々明記してありますが、婦人会、婦人消防隊が大変な重大な時に関わった時に、義務は私はないんだよと、任意参加でありますよと、途中で気が変わったから俺、送水管ぶんなげてやめますよということも許されるわけでありまして。何よりも危険だなと思うのは、ちゃんとこの消防団条例に婦人消防隊という方々の職務、それから権利あるいは保障、給与も含めてですが、それがなければ、今日は予防の消防団の車に乗って、おら、マイク握って、僕も私もママも父ちゃんも消防してくださいよと、予防消防してくださいよと。仮に消防車が事故で何らかの、それが元でお亡くなりになる、色んな場面が想定されるわけでありまして。言っているのは、

婦人消防隊が何の根拠もなく町の消防業務に携わっておるということに問題があるのではな
かろうかと思えます。それは、ちゃんと町から、婦人会のほうとの距離、どれぐらいの距離
があつて、どれぐらい近いんだと、あるいは遠いんだということをはっきり説明されなけれ
ば、何も知らないでボランティア気分が出ていって、大きな災害に巻き込まれる。あるいは
家庭を犠牲にして子供を置いて出られる。そこに何の意義も見いだせないことになりますの
で、この条例改正案は婦人消防隊の任務あるいは服務あるいは保障についてまで触れていた
だかなければ、単なる給与改正だけでは、今後の婦人会の消防隊への参加のあり方につい
ては、これはあんたら勝手にしてくださいよということでお決めになるのであれば、これは婦
人会だってきちんと婦人会なりの結論を出されるものと思えますが、この点、只見町消防団
条例の中できちんと触れられるお考えはありませんか。これは条例提案、今提案されておら
れる条例ですから、この後でまた提案されると、検討しますということではなくてセットで
すから。やはり根拠をきちんと定めて、相手の体を保障して、命を保障して、そして服務と
いうものがあるのであればきちんと果たしていただく。そうでなければ、危なくて出されま
せんし、危なくて婦人会に頼めませんし、本当に多くの問題をはらんでいます。私は石橋さ
んの説明に今初めて気が付きましたが、条例改正であるのでありますから、勿論、手当も条
例ですが、権利・義務も条例の中に定めてありますから、一緒におやりになったらいかがで
すか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。7番議員がおっしゃる趣旨もわかります。ただ、
消防団はあの、非常勤特別職ということで位置づけられておりまして、当然、条例に基づく
ということで今回改正をお願いしているということ。婦人会につきましては、非常勤特別職
という位置付けになっておりません。昔でいえば青年団とか、そういったような社会教育団
体という位置付けで教育委員会のほうで主に中心にやっけてまいりました。そういった中で例
えば敬老会とか、様々な行事、イベントにご協力をいただいて、婦人会活動の中でやって
いただいております。そして、教育委員会のほうからわずかですが補助金、それから敬老会と
かはその都度、ほとんど原価に近いもののお金を補助金で支出して賄っていただいていると
いうことをございます。ただ、従来、婦人会の会員が多くて、町の人口も多かった時には、
そういったことがずっと行われてきましたけど、今の時代になった時の、それが今にマッチ
しているのか、合っているのかということのお質しだということは先ほどらい、十分受け止

めておりますので、その辺のことはここで、全てのことを即答できる、することはできませんが、十分受け止めるべき課題だというふうに思っておりますので、そこら辺は婦人会は勿論として、消防団、その他の関係者等と十分、慎重に検討して、一定の方向性を導き出していきたいというふうに思いますので、何卒よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

3回目です。

○7番（酒井右一君） まあ、今の審議になっているのは消防団条例でありまして、この中に婦人会の定義がないのであれば、これはもう、私、この消防団条例に婦人会を載せてお話ししていること自体が、これは矛盾であります。しかし、実際の婦人会の党首から末端まで、何らかの、ボランティアではなくて、権利と義務は持っているはずだというふうに承知をして動いていらっしゃる。今、当局側から説明のあった話を具に、やはり相手のある婦人会さんの方々にお話されて、それでもいいかという話し合いの下に消防に参加する、検閲に参加する、そうであるならば、私はこの条例改正に異議を唱えるものではありませんが、今の状態で、婦人会をだまし討ちにするような状態で検閲を続ける。消防活動を続ける。防災活動を続ける。やはりこれは、あっちこっちから不満として出ておりますから、是非、この問題の整理について、条例改正と併せてやっていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。決して、だまし討ちとか、そういうことではありませんので、そこは是非ご理解をいただきたいと思います。今回、婦人消防隊をやっておられる方々、それから交通安全母の会も同様だと思ってます。ですから、婦人消防隊に限らず、婦人会の方が一生懸命やっていたらそれ以外の団体活動も、それは具に洗い出して、同じような取り扱いをしていかなければならない課題だというふうに受け止めているということを申し上げておりますので、その辺は十分検討させていただいて、当然、話し合いを持って、より改善を図っていきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります、

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第24号 只見町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第25の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第23、議案第25号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第25号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更について説明いたします。

これは平成27年度から31年度までの塩沢、小林辺地。それから25年度から29年度までの蒲生・叶津、只見、黒谷辺地。それから26年度から30年度までの亀岡辺地の計画に関するものでございます。

一枚めくっていただきたいと思います。これが一覧表になっております。左側に辺地名が書かれております。それぞれ中ほどに事業名が書かれておりまして、それから事業費。あとは右側に財源内訳というふうに書かれております。塩沢辺地につきましては水道合併浄化槽の関係。蒲生・叶津も同様。只見辺地につきましては除雪機械、旅行村の屋根改修、簡易水道関係。黒谷辺地が除雪機械、教員住宅、バイオマスボイラー、木材集積加工場、医療機器、簡易水道の舗装復旧。亀岡が統合簡易水道と集会施設。小林が除雪機械と町道整備というこ

とでございます。これを次ページ以下の整備計画書に長々と書いてありますが、要は今の事業を盛り込んで、辺地債という起債でございます。交付税の算入率が8割です。その事業をやっていくときにはこの計画書に議会の議決をもらってきちんと載っていないと借り入れができませんので、この事業を進めていくにあたりまして、本日、ご理解をいただいて、辺地計画に載せて事業を進めたいとするものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑に入ります。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります、

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第25号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りしたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日の本会議でありますけれども、午後1時、午後1時から開催しますのでよろしくお願
いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後6時07分)